

評価書様式

様式1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度（第4期）	
	中期目標期間	平成30～令和4年度	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
	法人所管部局	担当課、責任者	
	評価点検部局	担当課、責任者	
主務大臣			
	法人所管部局	担当課、責任者	
	評価点検部局	担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度
		B	B		
評価に至った理由					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	3 0 年度	令和元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業 （1）資産の運用 （2）確実な退職金の支給に向けた取組 （3）加入促進対策の効果的实施 （4）サービスの向上	B ○重	B ○重	A ○重			1－1	P4
2 建設業退職金共済事業 （1）資産の運用 （2） <u>確実な退職金の支給に向けた取組</u> （3）加入促進対策の効果的实施 （4）サービスの向上	B ○重	B ○重	B ○重			1－2	P30
3 清酒製造業退職金共済事業 （1）資産の運用 （2）確実な退職金の支給に向けた取組 （3）加入促進対策の効果的实施 （4）サービスの向上	B ○重	B ○重	B ○重			1－3	P52
4 林業退職金共済事業 （1） <u>資産の運用</u> （2）確実な退職金の支給に向けた取組 （3）加入促進対策の効果的实施 （4）サービスの向上	B ○重	B ○重	B ○重			1－4	P67
II 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的实施 3 財務運営	B	B	B			1－5	P87
III 雇用促進融資事業	B	B	B			1－6	P93

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		3 0 年度	令和元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		B	B	B			2－1	P95
1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等								
2 業務運営の効率化に伴う経費削減								
3 給与水準の適正化								
4 業務の電子化に関する取組								
5 契約の適正化の推進								
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
第 3 財務内容の改善に関する事項		B	B	B			3－1	P104
Ⅳ．その他の事項								
第 4 その他業務運営に関する重要事項		B	B	B			4－1	P106
1 内部統制の強化								
2 情報セキュリティ対策の推進等 （1）情報セキュリティ対策の推進 （2）災害時等における事業継続性の強化								
3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携								
4 資産運用における社会的に優良な企業への投資								
第 5 予算、収支計画及び資金計画		B	B	B			5－1	P115
第 6 短期借入金の限度額								
第 7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画								
第 8 剰余金の使途								
第 9 職員の人事に関する計画								
第 10 積立金の処分に関する事項								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 （１）資産の運用 ① 資産運用の目標 ② 健全な資産運用等 【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 （理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指 標	達成目標	平成 3 0 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度			平成 3 0 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
委託運用部分における各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）	各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保	国内債券【0.08％】	国内債券【0.12％】	国内債券【0.30％】				予算額（千円）	381,102,594	397,566,389	390,287,850		
		国内株式【△0.43％】	国内株式【△0.29％】	国内株式【2.85％】				決算額（千円）	378,466,235	381,672,487	384,175,686		
		外国債券【△0.17％】	外国債券【△0.97％】	外国債券【1.19％】				経常費用（千円）	452,204,713	488,379,120	523,311,705		
		外国株式【△0.13％】	外国株式【0.78％】	外国株式【5.50％】				経常利益（千円）	△3,351,799	△55,254,428	157,625,979		
請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率	毎年度 1.3％以下	1.46％	1.65％	1.71％				行政コスト（千円）	-	488,965,110	523,318,754		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業 機構は、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の人手不足の深刻化により労働力の確保を通じた中小企業の経営基盤の充実の必要性が一層高まっていること等を踏まえ、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業		第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業	＜評定と根拠＞ 評定：A ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期ごとにミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、そのパフォーマンスについては、四半期ごと及び年度末に評価を行い、管理している。令和2年度は、平成30年度から令和元年度に実施したマネジャー・ストラクチャー見直しの際に資産運用委員会で行われた審議内容を踏まえた、新たな評価体系を導入・適用した。また、運用受託機関を通じたスチュワードシップ活動については、本格的導入後3年目になり、定着と充実の度合いを強めている。 運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けているが、令和2年度については、「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。 ・委託運用部分の収益率については、全資産においてベンチマークを上回る水準を確保した。 ・資産運用委員会から	評定	

						は、上述の運用実績に加え、マネジャー・ストラクチャー見直し等基本ポートフォリオ見直しに始まった一連の改革が完了したことや、コロナ禍を踏まえた流動性確保施策、スチュワードシップ活動の一層の充実、役職員における高度な職業倫理の徹底等を含むガバナンス改善に向けた継続的な取組等が評価され、「年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた（「令和2年度資産運用に関する評価報告書」参照）。 ・なお、令和2年度の資産運用委員会は、コロナ禍を踏まえ2回を書面開催、それ以外はWEB会議形式で開催されたが、開催回数は10回に及び、審議時間は計25時間、平均開催時間が3時間を超えるなど、従来に増して活発な審議が行われた。 確実な退職金の支給に向けた取組においては、請求権が発生した後3年経過後の未請求者数の比率及び未請求退職金額の割合ともに目標達成には至らなかったものの、未請求の背景の調査に努め、高止まりの主因の一つが拡充された企業間通算制度の利用拡大であることを確認したほか、少額層における未請求の主因である手続負担については、令和3年1月に口座確認印に係る手続負担軽減措置を導入するなど、対策を講じた。さらに、計画	
--	--	--	--	--	--	--	--

						外の追加対策として、退職後３年経過直前の未請求者に対するテレホンアプローチ及び高額者に対する再度の請求手続要請を行ったほか、詐欺と誤解されることの回避のため、中退共制度の周知広報として令和元年度から始めたＴＶ、ラジオ、インターネット等複数のメディアを組み合わせた中退共に関する広報キャンペーン等を実施した。また、資産運用分野での活動（資料公表、スチュワードシップ活動）も中退共の知名度向上に寄与した結果、年間の請求者数は前年度を上回り（1,170人⇒1,728人）、未請求金額は前年度を下回った（1,662百万円⇒1,643百万円）。 一方、加入目標数については、コロナ禍による中小企業の景況悪化や、事業推進活動が大幅に制限される等厳しい環境が続く中、電話や文書を活用した普及推進活動や、WEB会議形式での説明会の開催等工夫を重ねた。例えば一昨年から始めた「財務地質の強靱さ」のアピール（ポスターにも反映）が貢献している可能性も考えられ、令和２年度に新たに加入する被共済者数の目標である331,000人に対し、367,510人となり、目標数を達成する等、その他の指標についても概ね達成できた。以上を踏まえ、Ａ評価とする。	
--	--	--	--	--	--	--	--

(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。	(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。	(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。 i) 基本ポートフォリオの検証 最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、必要があればその見直しを行う。 ii) マネジャー・ストラクチャーの見直し 「資産運用の基本方針」（以下「基本方針」と	< 定量的指標 > ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 < その他の指標 > なし	(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 ○令和2年度の資産運用は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が続くなか、主要先進国の大規模な経済対策や主要中央銀行の積極的な金融緩和策の他、ワクチン開発、接種の進展等を背景に、内外株式相場が大きく上昇したこと等から、委託運用で大きな収益を計上した。 ○資産運用の実績は 資産残高 5,229,788 百万円、 運用収入 258,819 百万円（運用費用控除後）、 決算利回り 5.25%である。 ○委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおり全資産でプラスとなった。 令和2年度末（通期） <table><tr><th>令和2年度通期</th><th>時間加重収益率</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>超過収益率</th><th>達成率</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>△0.40%</td><td>△0.70%</td><td>0.30%</td><td>142.71%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>44.98%</td><td>42.13%</td><td>2.85%</td><td>106.76%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>△0.67%</td><td>△1.85%</td><td>1.19%</td><td>163.99%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>65.30%</td><td>59.79%</td><td>5.50%</td><td>109.20%</td></tr></table> (参考) <table><tr><th>超過収益率</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>< 評価 ></td><td>< B ></td><td>< B ></td><td>< B ></td><td>< B ></td><td>< A ></td></tr><tr><td>国内債券</td><td>0.11%</td><td>0.15%</td><td>0.08%</td><td>0.12%</td><td>0.30%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>0.80%</td><td>0.51%</td><td>△0.43%</td><td>△0.29%</td><td>2.85%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>2.26%</td><td>△0.15%</td><td>△0.17%</td><td>△0.97%</td><td>1.19%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>△0.41%</td><td>3.45%</td><td>△0.13%</td><td>0.78%</td><td>5.50%</td></tr><tr><td>合計</td><td>0.62%</td><td>0.39%</td><td>△0.08%</td><td>△0.16%</td><td>1.17%</td></tr></table> ※平成29年度以前は、合計の超過収益率のみが評価対象。 合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。 i) 基本ポートフォリオの検証 基本ポートフォリオの検証を行い、ヘッジ付き外国債券及び自家運用債券のリターン予想値が低下傾向であることと、累積剰余金が減少トレンドにあり、5年以内に累積損が発生する可能性のあることが確認された。この検証結果を踏まえ、「資産運用委員会」に諮り、令和3年度に基本ポートフォリオの見直しを実施することとなった。 ii) マネジャー・ストラクチャーの見直し 「資産運用の基本方針」（以下「基本方針」と	令和2年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率	国内債券	△0.40%	△0.70%	0.30%	142.71%	国内株式	44.98%	42.13%	2.85%	106.76%	外国債券	△0.67%	△1.85%	1.19%	163.99%	外国株式	65.30%	59.79%	5.50%	109.20%	超過収益率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	< 評価 >	< B >	< B >	< B >	< B >	< A >	国内債券	0.11%	0.15%	0.08%	0.12%	0.30%	国内株式	0.80%	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%	外国債券	2.26%	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%	外国株式	△0.41%	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%	合計	0.62%	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%	・委託運用部分の収益率については、全資産においてベンチマークを上回る水準を確保した。短期的に判断すべきではないが、マネジャー・ストラクチャー見直し後、年度を通して新運用受託機関が運用した初年度としては順調な滑り出しである。また、本指標を含む運用状況については、10回に亘る資産運用委員会（うち2回は書面開催）において、計25時間に及ぶ審議を受けた。 審議結果を踏まえた評価報告書では、①マネジャー・ストラクチャー見直し等基本ポートフォリオ見直しに始まった一連の改革が完了したこと、②コロナ禍を踏まえた流動性確保施策、③スチュワードシップ活動の一層の充実、④役職員における高度な職業倫理の徹底等を含むガバナンス改善に向けた継続的な取組、等が評価され、令和2年度における資産の運用は、「安全かつ効率」という基本原則に則り、長期的な運営の安定と中期的な健全性向上に必要な収益確保を目指すという基本方針に則して実施され、「年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」、との評価を得た。マネジャー・ストラクチャー見直しでは、第2次選考において50先、延べ100時間の面談を実施しゼロベースで選考。運用受託機関の大幅な入替を行った（委託ファンド数は増
令和2年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率																																																																				
国内債券	△0.40%	△0.70%	0.30%	142.71%																																																																				
国内株式	44.98%	42.13%	2.85%	106.76%																																																																				
外国債券	△0.67%	△1.85%	1.19%	163.99%																																																																				
外国株式	65.30%	59.79%	5.50%	109.20%																																																																				
超過収益率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																																			
< 評価 >	< B >	< B >	< B >	< B >	< A >																																																																			
国内債券	0.11%	0.15%	0.08%	0.12%	0.30%																																																																			
国内株式	0.80%	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%																																																																			
外国債券	2.26%	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%																																																																			
外国株式	△0.41%	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%																																																																			
合計	0.62%	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%																																																																			

・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオについて、中退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。 【重要度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。		資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。 また、平成 31（令和元）年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、对外公表内容の改善を図る。 i）「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成 31（令和元）年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。	<評価の視点> ・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。	会」が作成する評価報告書に一本化した。 i）－ 1. 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和元年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、書面開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 第 1 回資産運用委員会（4/20） ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和元年度資産運用に関する評価報告書（案）について ・資産運用の基本方針の改正について ・特定業種退職金共済制度の財政検証について 第 2 回資産運用委員会（5/14） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・速報ベース決算と金融ショックの影響 ・資金繰りの確認について ・格付け基準について ・リバランスについて 第 3 回資産運用委員会（6/18） ・資産運用委員会議事要旨の確認 ・令和元年度資産運用に関する評価報告書（案）について ・平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月の運用実績報告（6 経理） ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂への対応 ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・委託運用の記載名称について 第 4 回資産運用委員会（9/4） ・基本ポートフォリオの検証における金融変数について ・資産運用委員会議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経理） ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂への対応 ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・特定業種退職金共済制度の財政検証について ・流動性対策について 第 5 回資産運用委員会（10/30） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経理） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・林退共の累損解消計画について	することで知見・経験の蓄積と人材養成が実現した。 なお、中退共において培われたデータ分析やプロジェクト推進に関する知見・経験は、機構内で共有・活用し、令和 2 年度における建退共の基本ポートフォリオ見直しや、林退共の累損解消計画組成に寄与した。 外国債券については、中小企業従業員の退職金原資という資金の性格に鑑み、保守的な格付制限を設けている。常態であれば、ベンチマーク対比の超過収益率はマイナスに作用する面もあるが、信用リスク回避の観点から信用格付が BBB 格以下となった国の国債を購入対象から外す運営を行っている。 <評価の視点に対する措置> ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期ごとに運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。 そのパフォーマンスについては、四半期ごと及び年度末に評価を行い、管理している。令和 2 年度は、平成 30 年度から令和元年度に実施したマネジャー・ストラクチャー見直しの際に資産運用委員会で行われた審議内容を踏まえた、新たな評価体系を導入・適用した。また、運用受託機関を	
---	--	--	--	--	---	--

			ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成 31（令和元）年度資産運用結果をホームページに公表する。 iii) 厚生労働省への情報提供 付加退職金制度、予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定	・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。 ・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。 ・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させているか。	・議決権行使書の不適切な集計問題 ・資産運用委員会 5 年目の総括 第 6 回資産運用委員会（11/30） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について 第 7 回資産運用委員会（12/18） ・基本ポートフォリオの定例検証について ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・資産運用委員会議事録の確認 ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・令和 2 年スチュワードシップ活動状況の概要 ・生命保険会社 1 社の新企業年金保険契約（一般勘定）の予定利率引下げについて 第 8 回資産運用委員会（12/24） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について 第 9 回資産運用委員会（2/19） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・資産運用におけるガバナンスについて ・資産運用委員会議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経理） ・中退共の自家運用債券について ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて 第 10 回資産運用委員会（3/15） ・資産運用委員会議事録の確認 ・資産運用におけるガバナンスについて ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・流動性管理の見直しについて i) - 2. 令和元年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた（4/20、6/18）。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況をホームページに公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。 ・資産運用の基本方針の改正 ・資産運用委員会議事要旨（令和元年度第 5 ～ 7 回及び令和 2 年度第 1 ～ 7 回） ・運用実績及び運用資産の構成状況（令和元年度 3 月末及び令和 2 年 6 月末、9 月末、12 月末） ・令和元年度資産運用残高及び利回り状況等 ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂版の受入れについて ・令和元年度資産運用結果報告 ・パッシブ運用に係る運用受託機関の選定結果について ・パッシブ運用に係る管理受託機関の選定結果について iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。 ・月別ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議中退共部会資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）	通じたスチュワードシップ活動については、本格的導入後 3 年目になり、定着と充実の度合いを強めている。 また、運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けているが、令和 2 年度については、「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。 ・委託運用部分の収益率については、全資産においてベンチマークを上回る水準を確保した。 ・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、基本ポートフォリオについては見直すことが適当との結論となった。 ・資産運用に関する重要事項は、随時「資産運用委員会」に諮り、審議を経て、了承を得てから実施している。令和 2 年度は、基本方針の改正、日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明、パッシブファンドの運用受託機関及び管理受託機関の募集・選定、コロナ禍を踏まえた流動性確保のための自家運用債券の購入見
--	--	--	---	--	---	---

			期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。 ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。	・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握しているか。	ハ 基本方針の改正について、審議の結果を反映させた。 ・新型コロナウイルス感染拡大が金融経済ひいては掛金等収入や退職金等支払に与える影響が見定め難いことを踏まえ、不測の流動性不足を回避するため、「臨時資産運用委員会」を開催（5/14）し、承認を得た上で、5月以降、大部分の満期保有目的の自家運用債券購入を見合わせ、流動性確保に努めた。その後3月には、流動性が安全な水準に達したと考えられたことから、「資産運用委員会」（3/15）の承認を得た上で、流動性の水準を当面確保することを条件に、令和3年度から自家運用債券の再投資を再開することとした。 ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーに関し、運用受託機関及び管理受託機関の募集・選定に「資産運用委員会」での審議結果を反映させた。 ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明に関して、「資産運用委員会」での審議を重ね、その審議結果を踏まえた内容により、9月に受入れ表明を行った。 具体的には、受入れ表明文において、スチュワードシップ・コードのソフト・ローとしての性格に鑑み、「Comply or Explain」の説明責任を果たすため、「最終受益者の視点を意識する」という新たな規範について、「退職金を将来にわたり確実に給付するため、制度を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目指すことが最終受益者（被共済者、共済契約者双方）の利益に合致する」、との解釈を前提とした条件付きの受入れであることを明示した。	合わせと再開について、随時経過を報告し、助言を受けながら実施した。 ・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に係る月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。 また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 ・月別ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議中退共部会資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） [業務運営上の課題及び改善方策] 新型コロナウイルス感染拡大を契機とした金融市場の混乱に伴い資産の運用における委託運用部分について、2資産で超過収益率がマイナスとなっていることから、基本ポートフォリオの妥当性を不断に点検するとともに、運用受託機関についてもリスク管理の妥当性等の観点から運用能力を評価し、適切な対応を求めていく必要がある。 <令和元年度の業務実績の評価結果の反映状況> 基本ポートフォリオの検証を行い、ヘッジ付き外国債券及び自家運用債券のリターン予想値が低下傾向となることを主因に、累積剰余金が減少トレンドとなり、5年以内に累損が発生す
--	--	--	--	--	---	---

	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨、退職金未請求者へのアンケート調査結果を踏まえた対策の実施及び未請求者数縮減のための効果的な周知広報を行うこと。 【指標】 ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から３年経過後の未請求者数の比率を、毎年度 1.3%以下とすること。 ・請求権が発生した年度における退職金総額に	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 厚生労働省の支援を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から３年経過後の未請求者数の比率（年度末値）を毎年度 1.3%以下とする。また、請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後の未請求退職金額の割合（年度末値）を毎年度 0.4%以下とする。 ① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 被共済者について、中退共制	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 ＜定量的指標＞ ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から３年経過後の未請求者数の比率を毎年度 1.3%以下とすること。 ・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度 0.4%以下とすること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 ① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、令和２年度においては、以下の取組を行った。	る可能性のあることが確認された。この検証結果を踏まえ、「資産運用委員会」に諮り、令和３年度に基本ポートフォリオの見直しを実施することとなった。 また、アクティブファンドのマネジャー・ストラクチャー見直し過程での「資産運用委員会」の審議結果を踏まえた、運用プロセスや人材・組織体制などのクオリティを重視した評価体系に基づくモニタリングと評価を実施した。 ・請求権が発生した後３年経過後の未請求者数の比率について、企業間通算延長（２年⇒３年）による同制度利用者拡大や退職金額の低い層での手続負担等から、令和２年度末（平成 29 年度退職）は 1.71%となり目標達成には至らなかったものの、手続負担軽減策の実施や、計画外の請求勧奨対策等の結果、年間の請求者数は前年度を上回った（1,170 人⇒1,728 人）。 ・請求権が発生した後３年経過後の未請求退職金額の割合については、0.46%と目標達成には至らなかったものの、年度末時点の未請求金額は前年度を下回った（1,662 百万円⇒1,643 百万円）。 ＜評価の視点に対する措置＞
--	--	---	--	---	--

対する当該年度から３年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。 【目標設定等の考え方】 未請求者数の比率については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の比率を踏まえた目標とすることとする。 （2013（平成25）年度：1.60%、2014（平成26）年度：1.46%、2015（平成27）年度：1.27%、2016（平成28）年度：1.26%） 未請求退職金額については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の割合を踏まえた目標とすることとする。 （2013（平成25）年度：0.45%、2014（平成26）年度：0.45%、2015（平成27）年度：0.38%、2016（平成28）年度：0.37%）	度に加していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。 イ 共済契約者に対する働き掛け i）加入時に、被共済者に対し、中退共制度に加入したことを必ず通知するよう要請する。 ii）年１回、被共済者ごとの「加入状況のお知らせ」を送付し、被共済者に配付するよう要請する。 iii）「被共済者退職届」には被共済者の住所記入が必須であることの周知徹底と、同退職届に当該被共済者の住所を記入しなかった共済契約者への個別協力要請により被共済者の住所情報取得を図る。 ロ 退職者に対する働き掛け 未請求者に対し、退職後３か月経過後、２年経過直前、３年経過直前及び５	度に加していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、令和２年度においては、以下の取組を行う。 イ 共済契約者に対する働き掛け i）加入時に、被共済者に対し、中退共制度に加入したことを必ず通知するよう要請する。 ii）年１回、被共済者ごとの「加入状況のお知らせ」を送付し、被共済者に配付するよう要請する。 iii）被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」へ被共済者の住所を必ず記入するよう要請する。 ロ 退職者に対する働き掛け 未請求者に対し、退職後３か月経過後、２年経過直前、３年経過直前及び５	・退職後一定期間経過後における退職金請求勸奨を実施しているか。 ・退職時における被共済者の住所把握の徹底を実施しているか。 ・退職金未請求者へのアンケート調査を行い、未請求原因の分析結果を踏まえ、適切に対応しているか。 ・未請求者数縮	イ 共済契約者に対する働き掛け i）新規及び追加加入の被共済者に対して中退共制度に加入したことを通知する「加入通知書」を作成し、事業所に配付を要請した。 【令和２年度末】 共済契約者：13,035 所 被共済者：367,510 人 ii） ・毎年１回、「掛金納付状況票及び試算票」を「加入状況のお知らせ」とともに事業所に送付し、従業員に配付するよう要請した。 【令和２年度】 共済契約者 369,800 所 被共済者 3,495,512 人 発送日 4/24、4/27、4/28 ・年１回事業主に送付する「掛金納付状況票及び試算票」及び「加入状況のお知らせ」の令和３年度分作成・発送業務について、入札を実施し、業者を決定した（12/14）。 iii）事業主に対し、被共済者の退職時に事業所が提出する「被共済者退職届」に必ず住所を記入するよう要請した。この結果、令和２年度末における「被共済者退職届」の住所情報記載比率は97.73%であった。 ロ 退職者に対する働き掛け 退職後３か月経過後の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○事業主から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報に基づき請求手続を要請した。 ・請求手続要請 25,187 人 ○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、住所等の情報提供を依	・退職後３か月経過後、２年経過直前、３年経過直前及び５年経過直前のタイミングで文書及びテレホンアプローチによる請求手続の要請を実施した。 また、未請求者へのアンケートによる未請求理由の調査を継続実施し、全体の過半を占め、かつその割合が上昇傾向にある退職金額10万円未満層について、手続負担が大きな理由となっていることを踏まえ、令和３年１月以降、口座確認印に係る手続負担軽減策を講じた。 ・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した（令和２年度末：97.73%）。 ・共済契約者に対して行っている実態調査で実施している未請求対策に関する質問（「加入通知書」及び「加入状況のお知らせ」の従業員への配付状況）の回答では、配付していない割合が３割を超え、「渡さなくても良いと思った」との回答が２割程度あった。中退共に加していることを被共済者に認知させることで、請求権があることを知らない退職者を減少させる効果が期待できることから、調査報告書の概要版に「加入通知書」及び「加入状況のお知らせ」を事業所から従業員に配布する必要があることを周知するコメントを記載し、ホームページで公表した。 ・未請求に関しての注	
---	--	---	---	---	--	--

	年経過直前のタイミングで請求手続を要請する。	年経過直前のタイミングで請求手続を要請する。なお、前記Ⅲ)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所情報を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。	減のための効果的な周知広報を実施しているか。	頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 839 所 1,238 人 ・請求手続要請 317 人 ○住所等提供依頼をしたが回答のなかった事業所に対して、テレホンアプローチによる住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 252 所 370 人 ・請求手続要請 23 人 退職後 2 年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○平成 30 年度脱退の未請求者に 2 回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請 9,384 人 ○平成 30 年度脱退の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。 ・請求手続要請 1,379 人 ○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 43 所 44 人 ・請求手続要請 10 人 退職後 3 年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○平成 29 年度脱退の未請求者に 3 回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請 4,015 人 ○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 23 所 23 人 ・請求手続要請 6 人 退職後 5 年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○平成 27 年度脱退の未請求者に 3 回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請 1,639 人 年度計画以外の対策として、以下の取組を実施した。 ○平成 29 年度脱退の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。 ・請求手続要請 828 人 ○平成 29 年度脱退の高額未請求者に対し、本年度 2 回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請 254 人 ○平成 29 年度及び平成 30 年度脱退の未請求者で今年度の対策により請求書を再発行したが、請求手続のない者に対し請求手続を要請した。 ・請求手続要請 986 人 ○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、2 回目の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 111 所 191 人 ・請求手続要請 19 人	意喚起については、ホームページへの年間を通じての掲載により周知を実施するとともに、年 1 回発行している共済契約者向け情報誌「中退共だより」においても周知を行っている。 [業務運営上の課題及び改善方策] 確実な退職金の支給に向けては、原因分析を踏まえ、引き続き未請求者に対する請求手続きの要請を行うと共に手続き負担の軽減に向けた取組が必要である。 ＜令和元年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 引き続き未請求者に対する請求手続の要請として、退職後 3 か月経過後、2 年経過直前、3 年経過直前及び 5 年経過直前のタイミングで文書及びテレホンアプローチによる請求手続の要請を実施した。 併せて、手続き負担軽減措置として、令和 3 年 1 月以降、請求人が金融機関窓口で受ける口座確認印について、普通預金通帳等のコピー添付でも手続を可能とした。	
	ハ その他の取組	ハ その他の取組		ハ その他の取組		

	i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより住所情報取得を図る。 ii) 上記取組について、毎年度、成果の検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行う。 ② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析 引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。 イ 周知の徹底等 i) ホームページにおける中退共制度加入事業所名検索システムのデータを適宜更新する。 ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起について、内容等の見直しを実施する。 iii) その他あら	i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請する。 ii) 上記取組について、成果の検証を行い、必要に応じ対応を検討する。 ② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析 引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。 イ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書で事業所名をホームページへ掲載することに承諾を得られた共済契約者の事業所名を適宜更新する。 ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起については、見直しの要否を継続的に検討し、必要があれば見直しを行う。 iii) その他あら	i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請した。 ・請求手続要請 465 人 ii) 退職金未請求者等に対するアンケート結果からは、29 年度退職者における未請求者の増加について、企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2 年→3 年））が大きく影響している可能性があることが窺われた。また、退職金等の金額の低い層での手続負担も未請求の主な要因となっていることが示唆された。このため、手続負担軽減措置として、令和 3 年 1 月以降、請求人が金融機関窓口で受ける口座確認印について、普通預金通帳等のコピー添付でも手続を可能とした。また、請求手続要請を詐欺と誤解されることの回避のため、中退共制度の周知広報について、複数のメディアを組み合わせた複合的広報キャンペーンを実施した。 ② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析 イ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、12,770 件のうち、承諾を得られた 6,938 件を追加掲載した。 【令和 2 年度末】 掲載数：288,396 所 ii) ホームページに掲載している未請求に関する注意喚起については、年間を通して掲載した。 iii) 中退共だより 19 号にて周知を行った。		
--	---	---	---	--	--

	ゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。 ロ 調査、分析 共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。	ゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。 ロ 調査、分析 共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。		ロ 調査、分析 ・退職金未請求者等に対するアンケート調査結果を分析したところ、未請求者の過半を占め、かつその割合が上昇傾向にある退職金等支払額 10 万円未満の層で、手続負担が未請求の主因となっていることが示唆されたことから、手続負担軽減措置として、令和 3 年 1 月以降、請求人が金融機関窓口で受ける口座確認印について、普通預金通帳等のコピー添付でも手続を可能とした。また、退職金額 10 万円以上の層において、転職に際しての企業間通算を想定して請求を行わない未請求者の割合が 3 分の 2 に及ぶことから、企業間通算制度拡充後、当該制度利用者が拡大していることも、未請求者の増加に大きく影響している可能性があることが窺われた。 ・共済契約者に対して行っている実態調査において、中退共へ加入していることを被共済者に周知することを促すため、「加入通知書の配付」及び「加入状況のお知らせの配付」に関する質問を引き続き行った。調査報告書の概要版に「加入通知書」及び「加入状況のお知らせ」は必ず従業員へ配付することが必要であることを注意喚起するコメントを記載し、ホームページで公表した。		
（３）加入促進対策の効果的実施 中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共制度を知らない企業及び中退共制度の加入又は未加入理由の調査を実施することにより、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、中期計画に定める効率的かつ効果的な	（３）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共制度を知らない企業及び中退共制度の加入又は未加入理由の調査を実施することにより加入勧奨対象を的確に把握することや、地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うことなどにより、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。 中退共制度への加入促進対策	（３）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 中退共制度を知らない企業の調査等により加入勧奨対象を的確に把握することや、地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うことなどにより、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を実施する。 中退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 平成 31（令和元）年度に実施した中退共を導入していない企	＜定量的指標＞ ・令和 2 年度に新たに加入する被共済者数の目標を、33 万 1,000 人以上とする。 ・機構が委嘱した普及推進員等により、個別事業主に対する加入促進を 1 人あたり平均月 15 回以上行うこと。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析	（３）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 ・加入勧奨対象の的確な把握や各種関係団体との連携強化策等、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施するため、中退共を導入していない企業者（日本の中小企業の経営者、役員、部長職及び総務、人事担当職に就いている 30 歳以上の男女 1,500 人）を対象に令和 3 年 2 月 19 日～2 月 26 日の 8 日間でインターネット調査を実施した。調査結果は事業推進部と共有し、複数のメディアを用いた広報キャンペーンの展開及び関係官公庁及び関係事業主団体等にポスター・チラシを送送する事業推進施策を講じた。また、加入促進活動に活かせるよう質問内容の見直しを行った。 ・47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し、財産形成促進事業の広報資料と共に中退共パンフレット（ダイジェスト版）を送送した（7/1、7/2・5,000 部）。 ・「福祉情報」（No. 1002 号 2/25 発行）に財産形成促進事業と共同で制度の広告を掲載した。	・加入目標数 331,000 人に対し、加入実績は令和 2 年度末で 367,510 人となり、加入目標数を達成した。なお、達成率は 111.0%である。 ・機構が委嘱した普及推進員等は定員 55 名（4 月～6 月 49 名、7 月～3 月 48 名）で、個別事業主に対する未加入企業訪問数は 8,166 件。 4 月～3 月の 1 人あたりの月平均訪問数は 14.1 件（普及推進員等 1 人あたりの訪問件数は、月平均 14.1 件と目標を下回ったが、緊急事態宣言以降、電話や文書等の代替手段により活動した。この代替活動を訪問とみなした場合の件数は、月平均 16.0 件となった。） ＜評価の視点に対する措置＞ ・加入勧奨対象の的確な把握や各種関係団体との連携強化策等、効率	

	加入促進対策を講ずること。 【指標】 ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。 【目標設定等の考え方】 過去の実績を、雇用需給要因、長期的トレンド、制度変更要因等により回帰分析し、厚生年金基金からの移換見込み人数（3万人）を加え、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）168万5,021人	の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。	業者へのインターネットアンケート調査の結果を活用し、的確な対象者への加入勧奨および関係団体との連携強化策を検討した上で、より効果的な事業推進施策を実施する。 また、調査方法についても、前年度の結果を踏まえ、方法、対象、時期などの適否を検討し、所要の改善を加え調査を実施する。	及び景気要因による労働需給予測に加え、平成31（令和元）年度に実施した中退共を導入していない企業者へのインターネットアンケート調査の結果を活用し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効果的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。	イ 広報資料等による周知広報活動 i) ・作成したポスター・チラシを加入促進強化月間前に関係官公庁及び関係事業主団体等に発送した（9/1）。 ・ホームページにおいて、制度内容・制度説明会の開催、掛金補助を実施している助成自治体等の情報を提供した。 ・日経IDを活用しMarketOneを経由した広告配信を実施した。 6/1～6/30・30日間 表示回数 1,387,946回 クリック数 3,048回 平均クリック率 0.22% ・有効な広報活動を行うため複数のメディアを用いた広報キャンペーンを実施した。 ① Eight×BLADE Targetingを利用したバナー広告配信を実施（10/1～10/31）。 ② PR TIMESでニュースリリース配信を実施（10/1～10/31）。 ③ News TVでビデオリリース配信を実施（10/1～10/31）。 ・新設法人経営者等に対して、冊子及びWEBメディアを利用した広報を実施した（1/1～2/28・59日間）。 ・リスティング広告を実施した（2/15～3/26・40日間）。 ii) ・ポスター・チラシについては、統一感のある広報の展開を企図し、令和2年度より「中小企業退職金共済制度周知・広報業務一式」の対象に組み込み、入札仕様書において、訴求対象、訴求内容を明示し、当該内容を意識した見直しを行った。	的かつ効果的な加入促進対策を実施するため、中退共を導入していない企業者へのインターネットアンケート調査結果を事業推進部と共有し、複数のメディアを用いた広報キャンペーンの展開及び関係官公庁及び関係事業主団体等に協力依頼を行い、ポスター・チラシを発送した。 また、「退職金制度等に関する実態調査」では、アンケート実施業者の選定方法を見直し、アンケートの集計方法や結果の取りまとめ方法に関する提案を評価する総合評価方式による選考を実施、前年対比の導入等分析方法の多角化や、図表の分かり易さ向上による広報効果改善を図った。 ・都道府県及び市区町村や中小企業事業主団体等が開催する各種会議で制度の周知広報を行った（50件）。また、地域に密着した金融機関を定期的に訪問して金融機関による加入勧奨を依頼した（11件）。 ・ポスター・チラシについては令和元年度まで単独で入札を行っていたが、令和2年度より複数のメディアを用いた広報キャンペーン実施のための「中小企業退職金共済制度周知・広報業務一式」に含めて入札を行った。その入札仕様書において、明確に訴求対象、訴求内容を明示し、当該内容を意識した見直しを行った。
		イ 広報資料等による周知広報活動 i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した中退共制度の周知広報を実施する。 ii) パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、期	i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレットを配布するとともに、平成31（令和元）年度に行った周知広報キャンペーンの結果も活用し、ポスターやホームページ、マスメディア、インターネット広告等を総合的・有機的に組み合わせ、より効果的かつ効果的な中退共制度の周知広報を実施する。 ii) パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、期	・地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携を行うなど、効果的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。 ・パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、期待する役割を明確化し、訴求対象、訴求内容を意識した見直しを行ったか。		

		待する役割を明確化し、訴求対象、訴求内容を意識した見直しを行う。 ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が委嘱した普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を1人あたり平均月15件以上行い、新規加入促進の重点化を図る。	・周知広報活動等の実施結果を検証し、翌年度における内容改善施策を策定したか。 iii) ・職員及び普及推進員等が事業主団体等を直接訪問して記事掲載を依頼した(1,725件)。 (内訳 職員：83件 普及推進員等：1,642件) ・令和元年度に広報誌等への無料記事掲載を実施した団体一覧をホームページに掲載した(5/20・1,137団体)。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) ・コロナ禍により事業推進活動が大幅に制限されたが、電話、文書、WEB会議等、様々な代替手段を駆使して活動を行った。 ・機構が委嘱した普及推進員等が各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 4月～3月の未加入企業訪問件数 8,166件 普及推進員等人数 定員55人 (4月～6月 49人、7月～3月 48人) 平均訪問数 14.1件 (緊急事態宣言以降、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、相手方が対面での訪問を希望しない場合には電話及び文書での加入勧奨に代えた。なお、電話及び文書での加入勧奨を含めた場合の普及推進員等1人あたりの加入勧奨件数は平均月16.0件となった。) ・無料相談申込事業所に対して、事業所訪問活動を実施した(483所)。 (内訳 訪問 423所 WEB 60所) ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での制度説明会が開催できなかったため、WEBによる説明会(定員20回線)を開催した(5回)。 参加事業所数 ・12/15 18所 ・1/19 7所 ・2/12 17所 ・3/1 17所 ・3/22 17所 ・制度説明会参加事業所について、概ね2か月経過時に未加入事業所に対し訪問、電話、又は文書によりフォローアップを実施した(28所)。	・広報キャンペーンの実施報告及び効果検証調査において「中退共制度の広報媒体として効果的と思うもの」としてネットニュース、テレビのスコアが高い結果となった。 この結果を基に令和3年度の周知広報施策の必須項目にネット広告の他、テレビCMを加えた。	
--	--	--	--	--	--

	し、新規加入の後押しと、追加加入手続の促進を図る。		ii) 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。 既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。 厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）での加入促進を強化する。 厚生労働省の支援を得つつ、今後とも高い成長が見込まれる分野及び未だ加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体の協力を得て、普及推進員等を活用し、加入勧奨を図る。 各地域における加入勧奨については、時々の状況を踏まえ、重点とする業種及び事業主団体を定めるなど、効率的かつ効果的な対策を定め取り組む。 地域に密着し	し、新規加入の後押しと、追加加入手続の促進を図る。	ii) 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り個別事業主に対する加入促進として以下の取組を行う。 既加入事業主に対し、追加申込書を配布するなどして追加加入手続を促進する。 厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進活動を展開するとともに、大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）については重点的な加入促進施策を実施する。 今後とも高い成長が見込まれる分野及び未だ加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体の協力も得て、加入勧奨を行う。 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、加入勧奨への協力を要請する。	ii) ・一定期間追加加入のない既加入事業主を対象に追加申込書を送付した。 7月～3月累計 37,914件 ・厚生労働省の支援を得て、全国の公共職業安定所（436所）、年金事務所（317所）、街角の年金相談センター（80所）、よろず支援拠点（47所）及び働き方改革支援センター（47所）にポスター・チラシを発送した（9/16）。 ・活動拠点ごとに今後の方針を検討するために、定例の打合せ会議をWEB会議で行った。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から4月～6月まで会議を中止し、WEB会議のための準備を行った。 首都地域 8回 東海地域 8回 近畿会議 8回 ・今後の加入促進活動強化にあたり、普及推進員等との意見交換と情報・認識共有、連携・支援体制の強化等を図るために、普及推進員等を8グループに分けてWEB会議によりディスカッションを実施した（11/24～11/27）。 ・日本貨物運送協同組合連合会、全日本電気工事業協同組合連合会、全日本印刷工業組合連合会、日本ニット工業組合連合会の4団体に、傘下の団体への加入推進・業界誌への広告無料掲載いただけるよう依頼した。 ・地域に密着した金融機関を定期的に訪問して金融機関による加入勧奨を依頼した（11件）。		
--	----------------------------------	--	--	----------------------------------	---	--	--	--

	た金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。	ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 i) 厚生労働省の関係機関が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の周知広報及び加入勧奨を行う。 ii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報活動への協力を要請する。 iv) 独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催するベンチャー企業・新規創業企業等を対象としたイベント等へ資料の設置を依頼する一方、当機構でも同機構等からの同様の要請に応じるなど、関連機関と協力して	ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 i) ・都道府県労働局を訪問し、説明会等での時間の確保及びパンフレットの机上配布を依頼した（47 都道府県）。 ・厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2020」において、チラシの配布を委託先の（株）東京リーガルマインドに依頼した（全国各地で全 49 回 1,174 枚配布）。 ii) 都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広報を行った（42 回）。 （内訳 東京都 29 回、石川県 13 回） iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を行った（8 回）。 内訳 労働保険事務組合連合会（石川県） 1 回 労働保険事務組合連合会（滋賀県） 3 回 滋賀県理容生活衛生同業組合 1 回 滋賀県歯科医師会 1 回 滋賀県生活衛生営業センター 1 回 鹿児島法人会 1 回 iv) ・中小企業基盤整備機構主催の「新価値創造展」が新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンライン展示会での開催となった（12/1～12/18）。オンライン展示会で中退共チラシの P D F データを掲載した。 ・東京都主催の「産業交流展」が新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンライン展示会での開催となった（1/20～2/19）。オンライン展示ブースにて中退共制度の P R と資料請求フォームを掲載した。		
--	---	--	---	--	--

	ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 独自に掛金の助成・補助制度	制度の周知広報活動を実施する。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行う。 i) ポスター・パンフレット等の企画も取り込み、周知広報活動等の集中的展開を実施する。 ii) 周知広報活動等の実施結果を検証し、翌年度における内容改善施策を策定する。 iii) 6 月をサブ月間と位置づけ、関係機関等に対して加入促進協力依頼及び広報誌等への記事掲載依頼を行う。 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 地方公共団体等に対し、独自	ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行った。 i) 効果的で効率的な広報活動を行うためポスター・チラシ作成を集中広報施策に加えたほか、インターネットを利用した様々な広報手段を用いた広報キャンペーンを実施した。 令和 2 年度版のポスター・チラシを作成し、関係機関及び事業主団体等へ配布した。 ポスター：17,124 枚、チラシ：551,123 枚 ii) ・厚生労働省から関係省庁、都道府県知事、都道府県労働局長及び主な委託団体、金融機関等の上部団体に月間の協力依頼を通知した（132 件）。 ・関係機関等に月間の協力依頼文書を送付した（8,386 件）。 ・事業主団体等に対し、理事長及び本部長によるトップセールスを実施した（22 団体）。 ・月間協力依頼のため、職員及び普及推進員等が関係機関等を直接訪問し協力を依頼した。 ・広報キャンペーンの実施報告及び効果検証調査を基にネット広告を引き続き実施することとし、他に効果的なネット広告がないか検討することを盛り込んだ翌年度の周知広報施策を策定した。 iii) ・新型コロナウイルスの感染拡大地域については、事業主団体等に対し、訪問での加入促進協力依頼を自粛した。緊急事態宣言以降、電話及び文書での協力依頼を行った。 ・関係機関等に対して広報誌等への無料記事掲載依頼を送付した（6,523 件）。 ・職員及び普及推進員等が関係機関等を直接訪問し、広報誌等への無料記事掲載を依頼した（1,725 件）。 （内訳 職員：83 件 普及推進員等：1,642 件）。 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 ・独自の掛金の助成・補助制度導入の効果について分析し、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかけた（1 所）。		
--	---	---	--	--	--

	を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかける。 ② 加入促進対策の検証と見直し 講じた加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望、さらには、各種アンケートや中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。	の掛金の助成・補助制度の導入・拡充を働きかける。その際の説得材料とするため、独自の掛金の助成・補助制度導入の効果について分析する。 ② 加入促進対策の検証と見直し 加入促進対策については、下記のとおり、継続的に効果の分析・検証を行い、その結果を踏まえ、所要の見直しを実施する。 ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望及び各種アンケート等による意見・要望、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体等からの機構の業務運営に対する意見・要望等を積極的に収集し、加入促進対策に活用する。 制度説明会については、集客状況や参加者の加入割合等を踏まえ、開催場所や頻度、時期等について適否を検討し、必要に応じて見直しを行う。 普及推進員等との情報共有のあり方について	・今年度は、新たに2自治体が助成自治体となった（吉富町・川辺町）。 ② 加入促進対策の検証と見直し ○中退共だよりの繰り込みはがきに中退共制度の内容及び運営に関するご意見欄を設け、意見・要望を収集した。主な意見・要望は下記のとおり。 ・掛け捨て・掛け損が納得いかない。 ・加入手続が複雑・手間なので簡単にしてほしい。 ・退職金請求手続を簡単にしてほしい。 このうち、退職金請求手続については、手続負担軽減措置として、令和3年1月以降、請求人が金融機関窓口で受ける口座確認印について、普通預金通帳等のコピー添付でも手続を可能とした。 ○インターネット広告（バナー広告）については、昨年度の結果を検証し、配信先を見直しつつ時期・期間は同条件で実施した。 ○制度説明会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会場での開催を自粛したため、12月に開催方法をWEB会議形式に切り替えて試験的に実施したところ、参加者の評判が良く、また遠隔地からの参加も可能になったほか、多様な地域からの参加が可能となり、参加者の裾野が拡大したことや、集客面でも大きなメリットがあることが判明した。加えてコスト削減になることから本格的に導入、年度内に5回開催した。 ○特別相談員の活動拠点ごとに今後の活動方針を検討する定例の打合せ会議を全てWEB会議にて行った。 首都地域 8回 東海地域 8回 近畿会議 8回 ○事業主団体等からコロナ禍の下での営業活動状況等の情報を聴取し、加入促進対策を検討した結果、電話、文書による非対面のアプローチも効果的な面があることが分かった。		
--	--	---	--	--	--

ついて、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前中期目標期間（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）25日 ② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させること。 また、2018（平成30）年5月から施行される確定拠出年金法等の一部を改	速に行うことを検討・実施する。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。 ② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、Q&Aに反映するほか、閲覧者の評価や要望なども活用してホームページコンテンツの一層の充実を図る。これにより、毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とするとともに、アクセス件数を毎年度115万件以上とする。	の運用開始を目指し、閲覧者の利用向上を図ることを目的に抜本的な刷新を行うため、内容等を検討し、実施準備を行う。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。 ② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ i) 加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図りホームページ等のQ&Aに反映する。 ii) ホームページ閲覧者の評価や要望なども活用し、ホームページコンテンツの一層の充実を図る。 iii) ホームページ閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とする	・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを実施しているか。	・加入証明電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者に対し引き続き電子申請・自動交付システムの周知と利用勧奨を行った（電子申請率 94.5% 3月末：前年度末 93.0%）。 ・ホームページの刷新について、前年までに作成した要望事項を精査するために、各課における「現状の問題点」に焦点を当てた再ヒアリングを実施し、要望事項をまとめた。また、チャットボットのデモを導入し、令和3年2月に各課実証実験により効果測定等を行った。 ロ 退職金給付に当たり、厳正な審査を実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。 ② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ i) 電話による問い合わせが多かった「掛金月額変更申込書」「被共済者退職届」の元号改正に関する記載について関係部署に情報提供をし、ホームページのコンテンツの改善に反映させた。 ii) 「手続様式見本集」は共済契約者が利用する機会が多いため、アクセスしやすいようトップページにバナーを新設した。 ・トップページに掲載している情報について、閲覧者が情報を見つけやすいように閲覧者別に分けて掲載した。 iii) 中退共ホームページ上のQ&Aの実態を把握するため、Q&Aに対する意見を集計した。 ・参考になった 797(85.8%) ・どちらでもない 44(4.7%)	なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間 315,360 程度であり、これを除いても1,200,056 件のアクセス件数を獲得している。 ・実態調査により加入者から意見、要望を収集するとともに業務委託先からの意見、要望の聴取や外部の有識者で構成する中退共・特退共合同参与会での審議内容等を踏まえ、業務運営上の改善策を検討した。例えば、請求手続における金融機関窓口で受ける口座確認印について、普通預金通帳等のコピー添付でも手続を可能としたことは、参与の意見も参考としたものである。 ・中退共だよりのアンケート調査により加入者から意見・要望を収集するとともに業務委託先からの意見、要望の聴取を行った。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・企業合併に伴う企業年金制度間の資産移換（受入）について、中退共オンラインシステムの二次開発が凍結となったため、資産移換を希望する共済契約者への対応用「申出処理ツール」を作成し、作動テストを実施後、仮運用ができるようシステムを構築した。 ・元号改正後も現行手帳のまま使用する「掛金月額変更申込書」、「被共済者退職届」の記入方法については、引き続きホームページにおけるガイドンス及び令和2年
---	--	--	--	---	--

正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018（平成30）年度に周知広報を実施するとともに、2019（平成31）年度以降も適切に相談に応じること。 【指標】 ・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とすること。 ・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。 【目標設定等の考え方】 ・前中期目標期間中における類似の満足度調査結果等の水準を踏まえ、従来の調査の範囲を広げることも考慮した指標を設定することとする。 ※類似の満足度調査結果（Q&A閲覧者が「参考になった」とした割合（2013（平成25）～2016（平成28）年度平均）：約86% ※前中期目標期間中（2013	ロ 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、コールセンターでのワンストップサービスの充実を図る。 ハ 2018（平成30）年5月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018（平成30）年度に周知広報を実施するとともに、2019（平成31）年度以降も適切に相	もに、アクセス件数を115万件以上とする。 ロ 相談業務については、相談者の満足度や意見・要望を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターについては、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行うとともに、ワンストップサービスの充実を図る。 ハ 平成30年5月から施行された確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となったこと等について、引き続き周知に努めるとともに、相談や問合せがあれば適切に応じる。	・相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等の結果をコールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させたか。 ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業	・ならなかった 88（9.5%） ・令和2年度における中退共ホームページへのアクセス数は1,515,416件、達成率131.8%であった。（トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している。） - なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間315,360件程度であり、これを除いても1,200,056件のアクセス件数を獲得している。 - ロ ・個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービスの向上を図った（コールセンター完結率67.9% 3月末：前年度末68.3%）。 ・相談業務について、関係部署とヒアリングを行い、基本対応マニュアルの見直しを実施し、懇切丁寧な対応を徹底した。 ・お客様サービスの更なる向上の観点から、コールセンターで対応している相談内容の充実と知識の定着を実施した。 ・お客様サービスの一層の向上を図るため、原課職員を対象にコールセンターでの電話対応等の講習を実施した（11/26 参加者6名）。 ・相談業務における各本部の対応マニュアルの実態を把握するため、ホームページからのご意見ご質問及びご利用者の声を基に相談業務の満足度を集計し、各本部に周知している。 ○ホームページからのご意見ご質問1,662件 ○ご利用者の声回答48 お礼意見3 苦情意見0 相談用件55 - ハ - 平成30年5月から施行された確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となったこと等について、引き続き周知に努めるとともに、相談や問合せがあれば適切に応じた。 ・企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度との資産移換について、28事業所の資産移換を実施した。 - 内訳（令和2年度末：資産移換済分） （企業年金制度から中退共制度への資産移換） DB：1事業所 97人 128,319,436円 （中退共制度から企業年金制度への資産移換） DC：14事業所 244人 343,527,373円 DB：13事業所 187人 185,441,403円	4月発行の中退共だより19号へ掲載して周知するなど、電話等による問い合わせへの対応を行った。また、最新の様式が普及するのに合わせたOCR読み込みシステムの改修を実施し、12月にリリースした。 ・口座振替事務代行業者と各金融機関で行っているデータ授受方式を記録媒体（CMT及びDVD）から伝送方式へ変更を行った（3月末時点：7行実施）。 - これにより109行が伝送方式、5行がDVD方式となり、CMTを利用する金融機関はなくなった。 ・相談業務について懇切丁寧な対応を行うとともに、相談センター室、相談コーナー及びコールセンターの基本対応マニュアルの見直しのため関係部署とヒアリングを実施した。 ・お客様サービスの更なる向上の観点から、コールセンターのマニュアルを見直し、コールセンターでの対応可能な相談内容の範囲を拡大した。また、オペレーターの知識の拡充・定着を図るため、研修・マニュアルの内容改善を実施した。 ・加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体や有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。 ・加入事業主を対象に「退職金制度等の実態に関する調査」を実施し
--	--	--	--	--	---

(平成25)～2016(平成28)年度)における平均アクセス件数：1,156,817件 ③ 積極的な情報の収集及び活用 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。 【指標】 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 【目標設定等の考え方】 中退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。	談に応じる。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、中退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。 ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、中退共事業に対する要望・意見等を随時調査する。 ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、サービス向上を図る。	の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。	③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体や有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、下記のような意見が多く聞かれた。 ・電子申請の手続を検討してほしい。 ・懲戒解雇になった場合、不支給にできないか。 ・中小企業の範囲を広げてほしい。 ・掛金月額の上限を引き上げてほしい。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計をホームページに掲載した。 ハ 「退職金制度等に関する実態調査」について、アンケート実施業者の選考方法を見直し、アンケートの集計方法や結果の取りまとめ方法に関する提案を評価する総合評価落札方式による選考を実施、前年対比の導入等分析方法の多角化や、図表の分かり易さ向上により、アンケート結果の活用可能性の向上と、広報効果改善を図った。 また、設問については、統計の継続性の観点から、調査対象（既加入事業主）及び調査項目を基本的には前年度と同様のものとする一方、一部設問については、今後の事業推進活動見直し等に活用し得るように、設問内容の見直しを行った。 なお、昨年度に続き、回収率向上を企図し、回答方法についてWEB回答も併用した。 ・調査対象： 6,000 事業所 ・有効回答数：3,593 事業所 (郵送：3,253 事業所、WEB：340 事業所)	中退共制度の意見・要望などを把握した。制度面での要望については厚生労働省と情報を共有し、手続等の業務運営上の要望については、関係部署と検討し、ホームページからダウンロード可能な書式のフォーマット変更を行った。 ・新規加入企業（令和元年8月～2年7月・3,217所）を対象に、制度への加入動機及び経路等のアンケートを実施した。結果を、今後の制度周知業務に反映させた。	
--	--	---	-------------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－2	I 退職金共済事業 2 建設業退職金共済事業			
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項	
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 （1）資産の運用 ① 資産運用の目標 ② 健全な資産運用等 【指標】 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。 （理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。 【難易度 高】 （2）確実な退職金の支給に向けた取組 ① 長期未更新者数の縮減等のための取組 【指標】 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 （理由） 建設業における期間労働者については、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。	関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ																			
①主要なアウトプット（アウトカム）情報											②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指 標		達成目標	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度				平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分 における複合 ベンチマーク 収益率（複合市 場平均収益率）		複 合 ベ ン チ マ ー ク 収 益 率（複 合 市 場 平 均 収 益 率）を確保	国内債券		国内債券		国内債券		国内債券		国内債券			予算額（千円）	60,220,562	60,434,715	64,996,587		
			給付 経理 0.15%	特別給付 経理 0.33%	給付 経理 0.18%	特別給付 経理 0.21%	給付 経理 0.24%	特別給付 経理 0.35%	給付 経理 %	特別給付 経理 %	給付 経理 %	特別給付 経理 %							
			国内株式		国内株式		国内株式		国内株式		国内株式								
			給付 経理 △1.80%	特別給付 経理 △7.81%	給付 経理 0.24%	特別給付 経理 △0.35%	給付 経理 3.11%	特別給付 経理 9.17%	給付 経理 %	特別給付 経理 %	給付 経理 %	特別給付 経理 %							
			外国債券		外国債券		外国債券		外国債券		外国債券								
			給付 経理 0.26%	特別給付 経理 0.02%	給付 経理 0.29%	特別給付 経理 0.37%	給付 経理 0.89%	特別給付 経理 △0.02%	給付 経理 %	特別給付 経理 %	給付 経理 %	特別給付 経理 %							
			外国株式		外国株式		外国株式		外国株式		外国株式								
			給付 経理 △0.56%	特別給付 経理 △0.54%	給付 経理 △0.26%	特別給付 経理 △3.41%	給付 経理 △1.23%	特別給付 経理 1.04%	給付 経理 %	特別給付 経理 %	給付 経理 %	特別給付 経理 %							
			合 計		合 計		合 計		合 計		合 計								

			給付 経理 △0.50%	特別給付 経理 △0.97%	給付 経理 △0.06%	特別給付 経理 △0.02%	給付 経理 1.12%	特別給付 経理 1.21%	給付 経理 %	特別給付 経理 %	給付 経理 %	特別給付 経理 %		行政コスト（千 円）	-	84,950,766	80,931,897		
	長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請		実施済		実施済		実施済						行政サービス実施コスト（千円	11,123,359	-	-		
	中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末 369,592人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		従事人員数	49	52	53		
	共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う	毎年度 1回以上	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回							
	同上【達成度】		【100.0%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】							
	中期目標期間中の新規被共済者目標数	545,000人以上	30年度目標数 112,000人	元年度目標数 110,000人	2年度目標数 109,000人	2年度目標数 109,000人	2年度目標数 109,000人	2年度目標数 109,000人	2年度目標数 109,000人	2年度目標数 109,000人	2年度目標数 109,000人	2年度目標数 109,000人							
	新規被共済者数【達成度】		108,728人 【97.1%】	113,293人 【103.0%】	116,689人 【107.1%】	116,689人 【107.1%】	116,689人 【107.1%】	116,689人 【107.1%】	116,689人 【107.1%】	116,689人 【107.1%】	116,689人 【107.1%】	116,689人 【107.1%】							
	目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から 22業務日以内に 全数支給	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%							
	ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度 66万件以上	749,129件	746,189件	1,059,585件	1,059,585件	1,059,585件	1,059,585件	1,059,585件	1,059,585件	1,059,585件	1,059,585件							
	同上【達成度】		【113.5%】	【113.1%】	【160.5%】	【160.5%】	【160.5%】	【160.5%】	【160.5%】	【160.5%】	【160.5%】	【160.5%】							
	加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度 1回以上	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回							
	同上【達成度】		【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】							

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 建設業退職金共済事業 機構は、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の建設技能労働者の高齢化や人手不足の深刻化といった建設業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び建設業を営む界中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。	2 建設業退職金共済事業	2 建設業退職金共済事業		2 建設業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B 「資産の運用」「共済証紙の適正な貼付に向けた取組」「加入目標数」「サービスの向上」に係る4指標についてはいずれも目標を達成した。委託運用部分の収益率については、給付経理では外国株式、特別給付経理では外国債券がベンチマークを下回ったが、複合ベンチマークを上回る水準を確保した。資産運用委員会からは、上述の運用実績に加え、中退共における基本ポートフォリオ見直しに始まった一連の改革等が評価され、機構全体としては、「年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を得たが、給付経理としては、①令和3年10月1日から予定運用利回りが引下げられても、なお逆ザヤが残ること、②現状のマネジャー・ストラクチャーにおいて運用スタイルのバランスが崩れており、十分なリスク分散機能を有していないこと、③国内外の金融市場が非常に不安定な状況にあり、上述のリスクが顕在化して制度からの要請に応えることに支障が出る懸念が高まりつつあること、等を踏まえ、基本ポートフォリオ見直しを、マネジャー・ストラクチャー見直しと合わせ、喫緊の課題とされた。上述の指摘を踏まえ、運用受託機関の見直しについて検討を行ったが、リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、委託運用部分につい	評定	

						て中退共・清退共・林退共との合同運用に移行する方向で準備を進めていく方針について「資産運用委員会」で審議のうえ、了承された（「令和２年度資産運用に関する評価報告書」参照）。 なお、令和２年度の資産運用委員会は、コロナ禍を踏まえ２回を書面開催、それ以外はWEB会議形式で開催されたが、開催回数は１０回に及び、審議時間は計２５時間、平均開催時間が３時間を超えるなど、従来に増して活発な審議が行われた。 確実な退職金の支給に向けた取組について、長期未更新者調査及び調査後２年経過した者に対するフォローアップ調査に加え、退職金の請求資格があり、３年以上未更新者で住所把握している者のうち 75 歳に達した者に対し、退職金請求勧奨を行った（265 件）。また、退職金の請求資格があり、70 歳と 74 歳に達した者に対し、掛金納付状況等の通知を行った（11,950 件）。併せて、新聞・テレビ等を活用した長期未更新者に対する広報を実施するとともに、専用のフリーダイヤルを設置し、本人からの連絡を促し、請求勧奨を行った（問合せ：4,372 件 退職金請求受付件数：260 件うち長期未更新者：110 件）。さらに、手帳交付日より２年経過した手帳を更新手続可能とする新たな要件を設け、更新手続の一部変更を呼びかけるためのパンフレットを作成・配布し、周知を行った。 また、効率的かつ効果的な加入促進対策を講じるため、関係官公庁及び関	
--	--	--	--	--	--	--	--

						係事業主団体への広報資料備付依頼・広報誌への記事掲載依頼による周知広報活動、経営事項審査データを活用した未加入事業所に対するダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。併せて、令和元年度に引き続き、外国人労働者向けパンフレット（英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語）を配布し、加入促進対策を図るとともに、建退共各都道府県支部協力のもと、令和2年8月から電子申請方式及び制度改正等に向けた説明会を全国規模で開催し、33都道府県 66 会場（84 回・出席事業所 10,559 所）で説明を行った。 さらに、就労実績報告作成ツールについて、利用者からの意見を基に、利便性の向上と事務手続の負担軽減を図るための改良を行うとともに、10 月からの電子申請方式の試行的実施に対応するための機能修正を行い、併せて建設キャリアアップシステムとの連携に対応するための改修を行った。また、操作マニュアル及び説明動画を作成してホームページに掲載し、さらに、パンフレット（260,000 部）・ポスター（500 部）・現場標識（600 部）を配布するなど、同ツールを用いた電子申請方式の普及に取り組むとともに、共済契約者等に対して周知を行った。なお、電子申請方式及び就労実績報告作成ツールに関する問い合わせに対応するためのコールセンターの設置により、共済契約者等にとって利用しやすい環境を整えた。 以上を総合的に勘案して	
--	--	--	--	--	--	--	--

(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。	(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保する。	(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保する。 i) 基本ポートフォリオの検証 最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、財政検証の結果を	<定量的指標> ・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。 ・ベンチマーク収益率が確保出来ない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。 ・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を	(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 ○令和2年度の資産運用は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が続くなか、主要先進国の大規模な経済対策や主要中央銀行の積極的な金融緩和策の他、ワクチン開発、接種の進展等を背景に、内外株式相場が大きく上昇したこと等から、委託運用で大きな収益を計上した。 ○資産運用の実績は 資産残高 給付経理 1,030,611百万円、特別給付経理 31,563百万円 運用収入 給付経理 39,588百万円（運用費用控除後）、特別給付経理 1,381百万円（運用費用控除後） 決算利回り 給付経理 3.99%、特別給付経理 4.50%である。 ○委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおりであり、給付経理、特別給付経理ともに複合ベンチマーク収益率を上回った。 令和2年度末（通期） <table><tr><th rowspan="2">令和2年度通期</th><th colspan="3">給付経理</th><th colspan="3">特別給付経理</th></tr><tr><th>時間加重収益率</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>超過収益率</th><th>時間加重収益率</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>超過収益率</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>△0.46%</td><td>△0.70%</td><td>0.24%</td><td>△0.35%</td><td>△0.70%</td><td>0.35%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>45.24%</td><td>42.13%</td><td>3.11%</td><td>51.30%</td><td>42.13%</td><td>9.17%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>6.32%</td><td>5.43%</td><td>0.89%</td><td>5.41%</td><td>5.43%</td><td>△0.02%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>58.57%</td><td>59.79%</td><td>△1.23%</td><td>60.84%</td><td>59.79%</td><td>1.04%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>11.49%</td><td>10.37%</td><td>1.12%</td><td>9.39%</td><td>8.18%</td><td>1.21%</td></tr></table> (参考) <table><tr><th></th><th colspan="5">給付経理</th><th colspan="5">特別給付経理</th></tr><tr><th>超過収益率</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td><評価></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>国内債券</td><td>0.16%</td><td>0.24%</td><td>0.15%</td><td>0.18%</td><td>0.24%</td><td>0.18%</td><td>0.37%</td><td>0.33%</td><td>0.21%</td><td>0.35%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>0.75%</td><td>2.05%</td><td>△1.80%</td><td>0.24%</td><td>3.11%</td><td>△2.10%</td><td>11.13%</td><td>△7.81%</td><td>△0.35%</td><td>9.17%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>△0.23%</td><td>0.53%</td><td>0.26%</td><td>0.29%</td><td>0.89%</td><td>△0.43%</td><td>△0.19%</td><td>0.02%</td><td>0.37%</td><td>△0.02%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>0.95%</td><td>0.40%</td><td>△0.56%</td><td>△0.26%</td><td>△1.23%</td><td>0.57%</td><td>2.56%</td><td>△0.54%</td><td>△3.41%</td><td>1.04%</td></tr><tr><td>合計</td><td>0.12%</td><td>0.63%</td><td>△0.50%</td><td>△0.06%</td><td>1.12%</td><td>△0.24%</td><td>1.78%</td><td>△0.97%</td><td>△0.02%</td><td>1.21%</td></tr></table> i) 基本ポートフォリオの検証 基本ポートフォリオの検証を行い、給付経理では債券のリターン予測値が自家運用、委託運用共に、基本ポートフォリオ設定時の水準と大幅に乖離していること、令和3年10月の予定運用利回り引下げを織込んでも、向こう5年間に剰余金が枯渇する可能性が高いことが示されており、基本ポートフォリオの見直しが喫緊の課題とされ、引き続き検討を行い、「資産運用委員会」での審議を重ね、その審議内容を踏まえ期待収益率を決定した。また、委託運用部分について中退共・清退共・林退共との合同運用に移行する方向で準備を進めていく方針が「資産運用委員会」で了承された。特別給付経理でも債券のリターン予測値が自家運用、委託運用共に、基本ポートフォリオ設定時の水準と大幅に乖離し逆ザヤとなっているが、リスク対	令和2年度通期	給付経理			特別給付経理			時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	国内債券	△0.46%	△0.70%	0.24%	△0.35%	△0.70%	0.35%	国内株式	45.24%	42.13%	3.11%	51.30%	42.13%	9.17%	外国債券	6.32%	5.43%	0.89%	5.41%	5.43%	△0.02%	外国株式	58.57%	59.79%	△1.23%	60.84%	59.79%	1.04%	合 計	11.49%	10.37%	1.12%	9.39%	8.18%	1.21%		給付経理					特別給付経理					超過収益率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	<評価>											国内債券	0.16%	0.24%	0.15%	0.18%	0.24%	0.18%	0.37%	0.33%	0.21%	0.35%	国内株式	0.75%	2.05%	△1.80%	0.24%	3.11%	△2.10%	11.13%	△7.81%	△0.35%	9.17%	外国債券	△0.23%	0.53%	0.26%	0.29%	0.89%	△0.43%	△0.19%	0.02%	0.37%	△0.02%	外国株式	0.95%	0.40%	△0.56%	△0.26%	△1.23%	0.57%	2.56%	△0.54%	△3.41%	1.04%	合計	0.12%	0.63%	△0.50%	△0.06%	1.12%	△0.24%	1.78%	△0.97%	△0.02%	1.21%	B評価とする。 ・委託運用部分の収益率について、給付経理では外国株式、特別給付経理では外国債券がベンチマークを下回ったが、複合ベンチマークを上回る水準を確保した。 <評価の視点に対する措置> ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている 他、四半期ごとに運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。 令和2年度は、「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。 ・運用成績がベンチマークを下回った運用委託先に対しては、原因の報告に加え、運用プロセスについての改善策を求め、ヒアリングを行い、その内容について確認を行っている。 ・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、資産運用委員
令和2年度通期	給付経理			特別給付経理																																																																																																																																									
	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率																																																																																																																																							
国内債券	△0.46%	△0.70%	0.24%	△0.35%	△0.70%	0.35%																																																																																																																																							
国内株式	45.24%	42.13%	3.11%	51.30%	42.13%	9.17%																																																																																																																																							
外国債券	6.32%	5.43%	0.89%	5.41%	5.43%	△0.02%																																																																																																																																							
外国株式	58.57%	59.79%	△1.23%	60.84%	59.79%	1.04%																																																																																																																																							
合 計	11.49%	10.37%	1.12%	9.39%	8.18%	1.21%																																																																																																																																							
	給付経理					特別給付経理																																																																																																																																							
超過収益率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																																																																																																			
<評価>																																																																																																																																													
国内債券	0.16%	0.24%	0.15%	0.18%	0.24%	0.18%	0.37%	0.33%	0.21%	0.35%																																																																																																																																			
国内株式	0.75%	2.05%	△1.80%	0.24%	3.11%	△2.10%	11.13%	△7.81%	△0.35%	9.17%																																																																																																																																			
外国債券	△0.23%	0.53%	0.26%	0.29%	0.89%	△0.43%	△0.19%	0.02%	0.37%	△0.02%																																																																																																																																			
外国株式	0.95%	0.40%	△0.56%	△0.26%	△1.23%	0.57%	2.56%	△0.54%	△3.41%	1.04%																																																																																																																																			
合計	0.12%	0.63%	△0.50%	△0.06%	1.12%	△0.24%	1.78%	△0.97%	△0.02%	1.21%																																																																																																																																			

	② 健全な資産運用等 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。 また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。 【指標】 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。 【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオについて、建退共事業	② 健全な資産運用等 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。 また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。 【重要度高】	勘案し、必要があればその見直しを行う。 ② 健全な資産運用等 イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。 i) 資産運用企画会議の開催 資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。 ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。 また、平成31（令和元）年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公	経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。 ・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させたか。 ・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握したか。	比で十分な剰余金を維持していることが確認された。この検証結果を踏まえ、「資産運用委員会」に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとした。 ② 健全な資産運用等 イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の剰余金の運用状況を報告し、審議を受けた（6/18、9/4、10/30、2/19）。また、新型コロナウイルス感染拡大が金融経済ひいては掛金等収入や退職金等支払に与える影響が見定め難いことを踏まえ、不測の流動性不足を回避するため、「臨時資産運用委員会」を開催（5/14）し、承認を得た上で、5月以降、大部分の満期保有目的の自家運用債券購入を見合わせ、流動性確保に努めた。その後3月には、流動性が安全な水準に達したと考えられたことから、「資産運用委員会」（3/15）の承認を得た上で、流動性の水準を当面確保することを条件に、令和3年度から自家運用債券の再投資を再開することとした。（添付資料① 令和2年度資産運用に関する評価報告書） i) 「資産運用企画会議」の開催 「資産運用企画会議」を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 ・運用計画 ・資産運用状況 ・有価証券信託の運用状況、令和元年度評価 ・包括信託の運用実績・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の令和2年度上半期決算について ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の令和元年度決算について ・基本ポートフォリオの定例検証について ・令和元年度株主議決権行使状況について ・令和3年度運用方針・金銭信託のリバランス、委託運用機関の資産配分シェア変更について ※「資産運用企画会議合同部会（中建清林）」開催状況 ・資産運用の基本方針の改正について ・令和元年度資産運用状況の機構HP掲載について ロ 流動性確保のための満期保有目的の自家運用債券購入見合わせと再開、日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明に関して、「資産運用委員会」に資料を提供し審議を受けた。また、令和元年度資産運用結果について、公表内容を見直し、「資産運用委員会」が作成する評価報告書に一本化した。	会に四半期の業務上の剰余金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、審議を受けている。令和2年度の報告は、全て了承された。 ・資産運用に関する重要事項は、随時「資産運用委員会」に諮り、審議を経て、了承を得てから実施している。令和2年度は、基本ポートフォリオの見直しの検討、日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明、コロナ禍を踏まえた流動性確保のための自家運用債券の購入見合わせと再開について、随時経過を報告し、助言を受けながら実施した。 ・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に係る月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。 また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 ・資産運用企画会議建退共部会資料（運用計画、運用結果報告） ・財政検証に必要な期待リターン、リスク、相関係数及び剰余金シミュレーション [業務運営上の課題及び改善方策] 資産の運用における委託運用部分の超過収益率がマイナスとなったが、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした金融市場の混乱によるものであり、資産配分効果及び個別資産効果において外国	
--	---	--	--	--	---	---	--

	の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。 【重要度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。		表内容の改善を図る。 i)「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成 31（令和元）年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。	i)－1.「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和元年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、書面開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 第1回資産運用委員会（4/20） ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和元年度資産運用に関する評価報告書（案）について ・資産運用の基本方針の改正について ・特定業種退職金共済制度の財政検証について 第2回資産運用委員会（5/14） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・速報ベース決算と金融ショックの影響 ・資金繰りの確認について ・格付け基準について ・リバランスについて 第3回資産運用委員会（6/18） ・資産運用委員会議事要旨の確認 ・令和元年度資産運用に関する評価報告書（案）について ・平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月の運用実績報告（6 経理） ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂への対応 ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・委託運用の記載名称について 第4回資産運用委員会（9/4） ・基本ポートフォリオの検証における金融変数について ・資産運用委員会議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経理） ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂への対応 ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・特定業種退職金共済制度の財政検証について ・流動性対策について 第5回資産運用委員会（10/30） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経理） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・林退共の累損解消計画について ・議決権行使書の不適切な集計問題 ・資産運用委員会 5 年目の総括 第6回資産運用委員会（11/30） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について 第7回資産運用委員会（12/18） ・基本ポートフォリオの定例検証について ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・資産運用委員会議事録の確認 ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・令和 2 年スチュワードシップ活動状況の概要 ・生命保険会社 1 社の新企業年金保険契約（一般勘定）の予定利率引下げについて 第8回資産運用委員会（12/24） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について	株式が大きく影響を受けたことによるものであるから、令和 2 年度以降、運用受託機関の見直しについても検討していく必要がある。 ＜令和元年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 運用受託機関の見直しについて検討を行ったが、リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、委託運用部分について中退共・清退共・林退共との合同運用に移行する方向で準備を進めていく方針について「資産運用委員会」で審議のうえ、了承された。	
--	---	--	---	--	--	--

			ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成31（令和元）年度資産運用結果をホームページに公表する。 iii) 厚生労働省への情報提供 予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。 ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。	第9回資産運用委員会（2/19） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・資産運用におけるガバナンスについて ・資産運用委員会議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経理） ・中退共の自家運用債券について ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて 第10回資産運用委員会（3/15） ・資産運用委員会議事録の確認 ・資産運用におけるガバナンスについて ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・流動性管理の見直しについて i)－2. 令和元年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた（4/20、6/18）。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況をホームページに公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。 ・資産運用委員会議事要旨（令和元年度第5～7回及び令和2年度第1～7回） ・運用実績及び運用資産の構成状況（令和元年度3月末及び令和2年6月末、9月末、12月末） ・令和元年度資産運用残高及び利回り状況等 ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂版の受入れについて ・令和元年度資産運用結果報告 iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。 ・資産運用企画会議資料（運用計画、運用結果報告等） ・財政検証に必要な期待リターン、リスク、相関係数及び剰余金シミュレーション ハ ・新型コロナウイルス感染拡大が金融経済ひいては掛金等収入や退職金等支払に与える影響が見定め難いことを踏まえ、不測の流動性不足を回避するため、「臨時資産運用委員会」を開催（5/14）し、承認を得た上で、5月以降、大部分の満期保有目的の自家運用債券購入を見合わせ、流動性確保に努めた。その後3月には、流動性が安全な水準に達したと考えられたことから、「資産運用委員会」（3/15）の承認を得た上で、流動性の水準を当面確保することを条件に、令和3年度から自家運用債券の再投資を再開することとした。 ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明に関して、「資産運用委員会」での審議を重ね、その審議内容を踏まえ、9月に受入れ表明を行った。		
--	--	--	---	---	--	--

				具体的には、受入れ表明文において、スチュワードシップ・コードのソフト・ローとしての性格に鑑み、「Comply or Explain」の説明責任を果たすため、「最終受益者の視点を意識する」という新たな規範について、「退職金を将来にわたり確実に給付するため、制度を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目指すことが最終受益者（被共済者、共済契約者双方）の利益に合致する」、との解釈を前提とした条件付きの受入れであることを明示した。		
（２）確実な退職金の支給に向けた取組	（２）確実な退職金の支給に向けた取組等	（２）確実な退職金の支給に向けた取組等	＜定量的指標＞ ・毎年度１回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。	（２）確実な退職金の支給に向けた取組等		・点検・措置及び次々年度調査を実施し、過去２年間手帳の更新をしていない共済契約者への手帳更新等の手続を要請し、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行った。
① 長期未更新者数の縮減等のための取組	① 長期未更新者数の縮減等のための取組	① 長期未更新者数の縮減等のための取組	＜その他の指標＞ なし	① 長期未更新者数の縮減等のための取組		＜評価の視点に対する措置＞ ・新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去３年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請した。
過去３年以上手帳の更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去３年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の	イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。	イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。	＜評価の視点＞ ・新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去３年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。	イ 新規加入の被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨を通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した。		・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。
	ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底	ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底	・ホームページ	ロ 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、共済手帳更新申請書の住所欄情報をデータベース化した。		・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。
				・更新件数 671,688件		・新聞、ホームページそ

	手続をとるよう要請すること。 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。 【指標】 長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 【目標設定等の考え方】 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期末更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2014（平成26）年度末 366,821人、2015（平成27）年度末 367,180人、2016（平成28）年度末 368,088人、2017（平成29）	し、システムに登録する。 ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。 ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期末更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。 70歳に達した者に対しては、掛金納付状況等の通知を行う。	し、システムに登録する。 また、住所情報を把握していない被共済者について、最終更新契約者に対し住所情報提供を依頼する。 ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。 ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期末更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。 70歳に達した者に対しては、掛金納付状況等の通知を行う。 さらに、生年月日未設定の者等に対し、手帳更新時に個別の点検を実施するとともに未設定者については画像情報と照合し情報を補正する。	等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。 ・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請したか。	また、住所情報を把握していない被共済者について、最終更新契約者に対し住所情報提供を依頼した。23,198事業所(7/10) ・住所判明者 11,021人 ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した。 長期末更新者調査（平成28年度に手帳更新がされた者のうち、令和元年度末に至るまで手帳更新がされていない者を対象）を実施し、調査対象被共済者24,833人のうち、住所判明者16,321人（納付実績12月以上）に対し、退職金請求手続の要請等を行った（2/5）。 ・手帳更新した者 4,703人 ・退職金請求した者 2,845人 ・就労中と確認できた者 5,068人 ・住所不明の者 76人 ・動きのない者 12,141人 ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、退職金の請求資格があり、3年以上未更新で75歳に達した者（5,951人）のうち、更新申請書による住所補完等により住所が判明した者（265人）に対する退職金請求手続の要請等を行った（9/2）。 ・手帳更新した者 22人 ・退職金請求した者 106人 ・住所不明の者 5,625人 ・動きのない者 198人 また、退職金の請求資格があり、70歳と74歳に達した者のうち、更新申請書による住所補完等により住所が判明した者（11,950人）に対し掛金納付状況等の通知を行った（10/16）。 さらに、生年月日未設定の者等に対し、手帳更新時に個別の点検を実施するとともに未設定者については画像情報と照合し情報を補正した。	の他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請した。また、適正な貼付が行われていない契約者に対しては解除手続を行った。	
--	---	--	---	--	---	--	--

	年12月末 369,299人					
	【難易度 高】 建設業における期間労働者については、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。	ホ ハの要請から2年経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続を取るよう要請する。また、ニの75歳に達した者に対する要請から5年を経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金の請求等の手続を取るよう要請するためのシステムを開発する。	ホ ハの要請（平成30事業年度実施）から2年経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金の請求等の手続を取るよう要請する。		ホ 平成30年度の長期未更新者調査対象者のうち、さらに2年間共済手帳の更新等がされていない者（13,042人）のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者12,788人（納付実績12月以上）に対し退職金請求手続の要請等を行った（8/21）。 ・手帳更新した者 1,443人 ・退職金請求した者 1,127人 ・住所不明の者 224人 ・動きのない者 10,248人	
		ヘ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止する。	ヘ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止する。		ヘ 新規加入者及び退職者に対する重複チェックを行った。 ・新規加入者に対する重複チェックにより、令和2年度新規加入者（116,689人）のうち、2,242人の重複加入を解消した。 ・退職者に対する重複チェックにより、令和2年度退職者（54,075人）のうち、407人に対し、追加支給を行い、支給漏れを防止した（支給額 73,958千円）。	
		ト 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。	ト 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。		ト 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせ等と呼びかけた。 ・広報誌掲載 69件	
		チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行	チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行		チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。	

	う。 リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。 【難易度高】 ② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 過去２年間手帳の更新をしていない共済契約者への手帳更新等の要請、被共済者の就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付の周知及び受払簿の厳格な審査等により、共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。 【指標】 ・毎年度１回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。 [目標設定等の考え方] 一定期間以上、手帳が更新されていない場合、手帳への共済証紙の貼付が	う。 リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。 ② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 イ 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去２年間共済手帳の更新の手続きをしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請する。 ロ 毎年度１回以上、専門誌、広報誌等を通じて共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う。 ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払	う。 リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請するため、以下の取組を行った。 ・事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせ等と呼びかけた。 ・広報誌掲載 69件 ・新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ・その他、広く労働者に対し、全国紙・地方紙等の新聞、地上波ＴＶ、ＢＳＴＶ、ラジオなどマスメディアを活用した退職金請求に関する広報を実施し、フリーダイヤルにて退職金の有無に関する調査依頼を受け付けた。その結果フリーダイヤルの問い合わせ件数は4,372件であり、うち登録件数は2,634件である。退職金請求権利（納付実績12月以上）がある454件（追加支給を含む）のうち退職金請求受付件数は260件、うち長期未更新対象者は110件、それ以外は150件だった。 ② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 イ ・点検・措置 過去２年間共済手帳の更新の手続のない共済契約者（19,296事業所）に対し、手帳更新等を要請するとともに履行状況調査を実施した。 ・履行が確認できた契約者（6,752事業所） ・契約を解除した契約者（1,927事業所） ・履行の意思があると回答した契約者（7,140事業所） ・住所不明等（3,477事業所） ・次々年度調査 平成30年度調査において、履行の意思があると回答した契約者(5,360事業所)のうち、さらに２年間履行の無い契約者(3,155事業所)を対象に調査を実施し、再度、適切な措置をとるよう要請した。また、適正な貼付が行われていない契約者に対しては解除手続を行った。 ・履行確認ができた契約者(1,247事業所) ・契約解除契約者（1,908事業所） ロ 専門誌、広報誌等に掲載し、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知等を行った。 ・広報誌掲載 69件 ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底した。 ・加入・履行証明発行枚数 95,267件		
--	---	--	--	--	--

	適正に行われていない可能性があることから、過去２年間手帳を更新していない共済契約者に対して、手帳の更新の要請を行うこととする。 就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付のため、共済契約者に対して、毎年度１回以上、周知を図ることを指標として設定することとする。 （３）加入促進対策の効果的実施 建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準及び建設技能労働者の減少傾向を踏まえ、指標	簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底する。 （３）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 i) 制度内容・加入手続等を掲	簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底する。 （３）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 i) 制度内容・加入手続等を掲	<定量的指標> ・令和２年度における新たに加入する被共済者数の目標を、10万9,000人以上とする。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。	（３）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により効率的かつ効果的に以下の対策を講ずるとともに、令和元年度に引き続き、外国人労働者向けパンフレット（英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語）を配布し、加入促進対策を講じた。 建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行った。 イ 広報資料等による周知広報活動 i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部、相談コーナーに備え付けて配布するとともに、ホームページにお	・令和２年度の加入目標109,000人に対し、加入実績 116,689人（年度目標達成率 107.1％）となった。 <評価の視点に対する措置> ・効率的かつ効果的な加入促進対策を講じるため、未加入事業所に対して、経営事項審査データを活用して対象事業所を抽出し、ダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。 ・関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。さらに、建退共各都道府県支部協力のもと、令和２年８月から電子申請方式及び制度改正	
--	--	---	---	--	--	--	--

	を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年度12月末現在）58万465人 ※ 建設技能労働者数の推移（2006（平成18）～2016（平成28）年度の1年平均の技能労働者数の減少率）－1.3%	載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。	載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。 また、制度紹介用動画をホームページ及びY o u T u b e 上で配信する。		いて、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報をした。 ・建退共制度のあらまし（外国語版を含む） 112,433部 ・建設事業主のみなさま 22,189部 ・労働者用チラシ 28,958部 ・学生用チラシ 3,084部 ・ポスター 14,664部 また、引き続き制度紹介用動画をホームページ及びY o u T u b e 上で配信した。 ・Y o u T u b e アクセス件数 32,600件 ・うち「建退共」の仕組みとメリット 16,612件 ・うち(旧V e r.)就労実績報告作成ツールアクセス件数 5,472件 ・うち就労実績報告作成ツールアクセス件数 5,993件 （ダウンロード件数 10～3月 4,775件） ・うち電子申請方式導入関係動画 4,523件	等に向けた説明会を全国規模で開催し、33都道府県66会場（84回・出席事業所10,559所）で説明を行った。	
		ii）関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。	ii）関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 また、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布する。		ii）関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 ・広報資料の窓口備え付け依頼 2,905箇所（うち 備え付け 161箇所）（6/30） ・広報記事の掲載依頼 1,789団体（うち 記事の掲載 248団体）（6/30） ・ポスターの掲示 1,164箇所 ・職業能力開発促進センター（47箇所）、訓練センター等（17箇所）に対し、退職金制度の周知のためパンフレットの窓口設置を依頼した（6/1）。		
		iii）工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。	iii）工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。		iii）工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者へのより一層の制度普及が行えるよう標識の見直しを行った。		
	ロ 個別事業主に対する加入勸奨等	ロ 個別事業主に対する加入勸奨等		ロ 個別事業主に対する加入勸奨等			

	i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ず行うよう要請する。	i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ず行うよう要請する。	i) 相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 ・相談対応件数：9,576件 ii) ・元請事業所に対し下請事業所が集う安全大会等でパンフレットを配布するよう文書にて協力要請した。 (令和2年度計) ・文書送付 278社 <table><tr><td colspan="3">パンフレット配布（2種）</td></tr><tr><td>「建退共制度のあらまし」</td><td>13社</td><td>4,869部配布</td></tr><tr><td>「事業主のみなさま」</td><td>10社</td><td>2,477部配布</td></tr><tr><td colspan="3">PDF配布</td></tr><tr><td>「事業主のみなさま」</td><td>10社</td><td>1,210部配布</td></tr></table> ・個別訪問：新型コロナウイルス感染拡大防止のため見合わせた。 ・効率的かつ効果的な加入促進対策を講じるため、未加入事業所に対して、経営事項審査データを活用して対象事業所を抽出し、ダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。12,531事業所に加入勧奨文書とパンフレットを送付したうち300事業所の新規契約に繋がった（加入被共済者数736人）。 ・各種手続に来訪された既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を行うよう要請した。	パンフレット配布（2種）			「建退共制度のあらまし」	13社	4,869部配布	「事業主のみなさま」	10社	2,477部配布	PDF配布			「事業主のみなさま」	10社	1,210部配布		
パンフレット配布（2種）																				
「建退共制度のあらまし」	13社	4,869部配布																		
「事業主のみなさま」	10社	2,477部配布																		
PDF配布																				
「事業主のみなさま」	10社	1,210部配布																		
	ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。	ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び	ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。 i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行った（2回）。																	

		加入勧奨の要請を行う。 ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。	加入勧奨の要請を行う。 ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省・国土交通省の支援を得つつ、月間中、次のような活動を行う。 i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施	ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した（8回）。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した（47回）。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した（64回）。 さらに建退共各都道府県支部協力のもと、令和2年8月から電子申請方式及び制度改正等に向けた説明会を全国規模で開催し、33都道府県66会場（84回・出席事業所10,559所）で説明を行った。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10月の加入促進強化月間の実施に向け、厚生労働省・国土交通省へ協力要請を行った。 ・厚生労働省（8/5）、国土交通省（9/1） i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 ・ポスター 13,500部 ・制度のあらまし 40,031部 ・建設事業主のみなさま 7,111部 ・労働者用チラシ 7,378部 ・学生用チラシ 410部 ・偽造証紙注意チラシ 110部 ・制度の手引き 7,153部 - パンフレット等合計 75,693部 ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰を実施した。 ・94事業所		
--	--	--	---	---	--	--

		iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開 iv) 厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催 v) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得つつ、未加入事業所に対する加入勧奨の実施 vi) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの備え付け・配布 vii) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施		iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。 ・加入促進強化月間実施要綱 11,608部配布 ・厚生労働省宛後援名義使用許可願 (6/19) ・国土交通省宛後援名義使用許可願 (7/14) ・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送付 (9/1) ・職業訓練校・工業高等学校への制度周知依頼 (9/1) iv) 厚生労働省及び国土交通省出席のもと、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。 開催日10/2 (関係団体 54団体中、33団体出席) 依頼事項 ・会員企業への制度説明資料の配布 ・機関紙 (誌) への記事広告の掲載 v) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得られるよう、制度普及促進協力依頼文書を送付した (6/1)。 訪問による依頼は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から見合わせた。 vi) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの備え付け・配布 ・専門工事業団体等 7,378部 vii) 新聞等のマスメディアを活用した広報を実施した。<table><tr><td>・本部</td><td>業界専門紙広告掲載</td><td>4回</td></tr><tr><td></td><td>記事掲載</td><td>4回</td></tr><tr><td></td><td>業界団体専門誌広告掲載</td><td>25回</td></tr><tr><td></td><td>記事掲載</td><td>5回</td></tr></table> ・支部<table><tr><td>テレビ放送</td><td>156回</td></tr><tr><td>ラジオ放送</td><td>95回</td></tr></table> ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 各支部を通じ各都道府県及び各市町村における加入・履行証明書、掛金収納書の徴収状況調査を実施し、掛金収納書提出用台紙等の見直しを行った。 ・徴収状況調査依頼 (4/7)	・本部	業界専門紙広告掲載	4回		記事掲載	4回		業界団体専門誌広告掲載	25回		記事掲載	5回	テレビ放送	156回	ラジオ放送	95回		
・本部	業界専門紙広告掲載	4回																				
	記事掲載	4回																				
	業界団体専門誌広告掲載	25回																				
	記事掲載	5回																				
テレビ放送	156回																					
ラジオ放送	95回																					
	ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要	ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要																				

		請を行う。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び建設業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 54 万 5,000 人以上とする。 (4) サービスの向上 ① 業務処理の効率化 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直	請を行う。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 令和 2 年度における新たに加入する被共済者数の目標を、10 万 9,000 人以上とする。 (4) サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処		② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策委員会を四半期ごとに開催し、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証を行った。 第 1 回加入促進対策委員会（7/15） ・令和 2 年度の加入促進及び履行確保活動について ・今後の建退共について 第 2 回加入促進対策委員会（9/14） ・加入促進強化月間（10 月）に向けた活動方針 ・令和 2 年度加入促進対策の実施状況 第 3 回加入促進対策委員会（12/11） ・最近における事業概況について ・令和 2 年度加入促進強化月間の実施状況について ・令和 2 年度加入促進対策の実施状況について 第 4 回加入促進対策委員会（2/24WEB 開催） ・最近における事業概況について ・令和 2 年度加入促進対策の実施状況について ・「令和 3 年度加入促進及び履行確保実施要領」（案）について ③ 加入目標数 令和 2 年度の加入目標109,000人に対し、加入実績116,689人（年度目標達成率 107.1%）となった。 (4) サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者に対し、公共工事における共済証紙購入の目安となる金額と枚数を算出できるエクセルファイルを作成して建退共ホームページに掲載し、共済証紙購入に係る手続の効率化を図るとともに、電子申請方式の申込みに係る様式を建退共ホームページに掲載し、加入に係る手続の効率化を図った。また、当機構内の業務において、委託業者や関係者との打合せにWEB 会議を導入し、時間と事務の効率化を図った。	・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給した。 ・令和 2 年度における建退共ホームページへのアクセス数は 1,059,585 件、達成率 160.5%であった。 なお、従前から続いてい	
--	--	--	--	--	--	---	--

	しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。 【指標】 ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前中期目標期間（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30日 ② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図るこ	理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給する。 ハ 平成30年度に開発した就労実績報告作成ツールについて、元請・下請間の証紙の受払に加え、電子申請方式においても円滑に行えるように、システムを改修し、普及を図る。 ② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ＆Aに反映することなどにより、ホームペ	理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給した。 ハ 就労実績報告作成ツールについて、利用者からの意見を基に、利便性の向上と事務手続の負担軽減を図るための改良を行うとともに、10月からの電子申請方式の試行的実施に対応するための機能修正を行い、併せて建設キャリアアップシステムとの連携に対応するための改修を行った。また、操作マニュアル及び説明動画を作成してホームページに掲載し、さらに、パンフレット（260,000部）・ポスター（500部）・現場標識（600部）を配布するなど、同ツールを用いた電子申請方式の普及に取り組むとともに、共済契約者等に対して周知を行った。なお、電子申請方式及び就労実績報告作成ツールに関する問い合わせに対応するためのコールセンターの設置により、共済契約者等にとって利用しやすい環境を整えた。 ・就労実績報告作成ツールダウンロード件数 10～3月 4,775件 ② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 令和2年度における建退共ホームページへのアクセス数は1,059,585件、達成率160.5%であった。 （トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している。） なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間315,360件程度であり、これを除いても744,225件のアクセス件数を獲得している。	る外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間 315,360 件程度であり、これを除いても744,225 件のアクセス件数を獲得している。 ・運営委員会・評議員会や参与会等の場を活用し、今後の建退共制度について、関係業界団体から意見・要望等を聴取するとともに、財政状況の検討を厚生労働省と行い、令和3年10月からの掛金改定及び予定運用利回りの改正に伴い、システム改修に向けた調達・開発を行うなど、建退共事業の運営について改善を図った。 ・運営委員会・評議員会（6/30）（3/17 持ち回り開催） ・中特合同参与会（11/27 書面開催）（3/29 書面開催） ＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者に対し、公共工事における共済証紙購入の目安となる金額と枚数を算出できるエクセルファイルを作成して建退共ホームページに掲載し、共済証紙購入に係る手続の効率化を図るとともに、電子申請方式の申込みに係る様式を建退共ホームページに掲載し、加入に係る手続の効率化を図った。また、当機構内の業務において、委託業者や関係者との打合せにWEB会議を導入し、時間と事務の効率化を図った。 ・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほ	
--	--	---	--	--	--

と。 【指標】 ・ホームページの建退共制度のアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：661,819件 ③ 積極的な情報の収集及び活用 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。 【指標】 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析	ージの建退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度 66 万件以上とする。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、建退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。	ージの建退共制度の情報に関するアクセス件数を 66 万件以上とする。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計資料を整備し、ホームページに掲載するとともに、建退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。	ムページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。 ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。	ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図った。 ・相談対応件数：9,576件 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、建退共の財政状況等に対する意見・要望等を聴取した。 ・中特合同参与会（11/27 書面開催）（3/29 書面開催） ロ 建退共事業への加入状況、退職金支払状況に関する統計資料をホームページに掲載した。 ・事業月報（毎月）	か、引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。 ・運営委員会・評議員会や参与会等の場を活用し、今後の建退共制度について、関係業界団体から意見・要望等を聴取するとともに、財政状況の検討を厚生労働省と行い、令和3年10月からの掛金改定及び予定運用利回りの改正に伴い、システム改修に向けた調達・開発を行うなど、建退共事業の運営について改善を図った。 ・運営委員会・評議員会（6/30）（3/17 持ち回り開催） ・中特合同参与会（11/27 書面開催）（3/29 書面開催）	
--	--	--	---	---	---	--

	し、対応策を検討、実施すること。 【目標設定等の考え方】 建退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。	ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	ハ 運営委員会・評議員会や参与会等の場を活用し、今後の建退共制度について、関係業界団体から意見・要望等を聴取するとともに、財政状況の検討を厚生労働省と行い、令和3年10月からの掛金改定及び予定運用利回りの改正に伴い、システム改修に向けた調達・開発を行うなど、建退共事業の運営について改善を図った。 ・運営委員会・評議員会（6/30）（3/17 持ち回り開催） ・中特合同参与会（11/27 書面開催）（3/29 書面開催）		
--	--	---	---	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	I 退職金共済事業 3 清酒製造業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 （1）資産の運用 ① 資産運用の目標 ② 健全な資産運用等 【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 （理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指 標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分における各資産の複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）	複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保 ※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保	国内債券【0.06%】	国内債券【0.10%】	国内債券【0.30%】			予算額（千円）	334,852	337,779	342,344		
		国内株式【△5.70%】	国内株式【1.72%】	国内株式【2.85%】			決算額（千円）	221,903	212,942	306,374		
		外国債券【－%】	外国債券【－%】	外国債券【1.19%】			経常費用（千円）	244,265	247,184	302,537		
		外国株式【－%】	外国株式【－%】	外国株式【5.50%】			経常利益（千円）	198,513	△94,731	5,601		
		合 計【△2.60%】	合 計【0.82%】	－			行政コスト（千円）	－	247,206	302,547		
長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施	実施	実施			行政サービス実施コスト（千円）	△180,441	－	－		
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末3,021人	－	－	－			従事人員数	7	9	9		

	中期目標期間中の 新規被共済者目標数	600人以上	30年度目標数 125人	元年度目標数 120人	2年度目標数 120人					
	新規被共済者数 【達成度】		129人 【103.2%】	117人 【97.5%】	65人 【54.2%】					
	目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22 業務日以内に 全数支給	100%	100%	100%					
	ホームページの清退 共制度の情報に関する アクセス件数	毎年度1万 6,000件以上	340,477件	333,987件	354,257件					
	同上【達成度】		【2,128.0%】	【2,087.4%】	【2,214.1%】					
	加入者及び関係団体 等の意見・要望並び に各種統計等の情報 を整理・分析し、対 応策を検討、実施	毎年度1回以上	1回	1回	1回					
	同上【達成度】		【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 清酒製造業退職金共済事業 機構は、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった清酒製造業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び清酒製造業界を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた	3 清酒製造業退職金共済事業	3 清酒製造業退職金共済事業		3 清酒製造業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている 他、四半期ごとにミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。 また、そのパフォーマンスについては、四半期ごと及び年度末に評価を行い、管理している。令和2年度は、平成30年度から令和元年度に実施したマネジャー・ストラクチャー見直しの際に資産運用委員会で行われた審議内容を踏まえた、新たな評価体系を導入・適用した。また、運用受託機関を通じたスチュワードシップ活動については、本	評定	

	見直しを行うこと。					格的導入後3年目になり、定着と充実の度合いを強めている。 運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けているが、令和2年度については、「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。 ・委託運用部分について、令和2年度より中退共事業との合同運用を開始し、収益率については、全資産においてベンチマークを上回る水準を確保した。 ・資産運用委員会からは、上述の運用実績に加え、マネジャー・ストラクチャー見直し等基本ポートフォリオ見直しに始まった一連の改革が完了したことや、コロナ禍を踏まえた流動性確保施策、スチュワードシップ活動の一層の充実、役職員における高度な職業倫理の徹底等を含むガバナンス改善に向けた継続的な取組等が評価され、「年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた（「令和2年度資産運用に関する評価報告書」参照）。 ・なお、令和2年度の資産運用委員会は、コロナ禍を踏まえ2回を書面開催、それ以外はWEB会議形式で開催されたが、開催回数は10回に及び、審議時間は計25時間、平均開催時間が3時間を超えるなど、従来に増して活発な審議が行われた。 ・確実な退職金の支給に向けた取組については、新規加入時に被共済者の	
--	-----------	--	--	--	--	--	--

						住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録し、また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した（通知件数 65 件）。 また、未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において住所が判明した者、及び調査から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（32 件）。 ・清酒製造業については、令和2年度は新規免許取得事業所が0所であったため、免許を取得しているが未加入の全ての事業所に加入勧奨の通知を発出するほか、既加入の全ての事業所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を発出するなどきめ細かな対策を講じた。しかしながら、令和2年度においてはコロナ禍による外出自粛、飲食店の休業、時短営業、酒類提供自粛の要請が断続的に発出される中、酒類の製造量が大幅に落ち込む（令和元年度約 42 万 KL から令和2年度約 37 万 7 千 KL（いずれも各年度4～2月△10.6%））など、加入促進は極めて困難な状態となり、目標 120 人に対し、65 人となった。 上述のとおり、清酒製造業におけるコロナ禍の影響は甚大であり、他の項目については、おおむね目標を達成していることから、全体として、自己評価をBとした。	
--	--	--	--	--	--	---	--

（１）資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。	（１）資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保する。 ※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。	（１）資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。 委託運用部分について、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。 i）基本ポートフォリオの検証 最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、必要があればその見直しを行う。ただし、中退共と合同運用している委託運用部分については、中退共と同一	＜定量的指標＞ ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。	（１）資産の運用 ① 資産運用の目標 ○令和2年度の資産運用は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が続くなか、主要先進国の大規模な経済対策や主要中央銀行の積極的な金融緩和策等の他、ワクチン開発、接種の進展等を背景に、内外株式相場が大きく上昇したこと等から、委託運用で大きな収益を計上した。 ○資産運用の実績は 資産残高 給付経理 3,804 百万円、特別給付経理 277 百万円 運用収入 給付経理 98 百万円（運用費用控除後）、特別給付経理 0.07 百万円 決算利回り 給付経理 2.59%、特別給付経理 0.03%である。 ○委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおり、全資産でプラスとなった。 <table><tr><th colspan="5">令和2年度末（通期）</th></tr><tr><th>令和2年度通期</th><th>時間加重収益率</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>超過収益率</th><th>達成率</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>△0.40%</td><td>△0.70%</td><td>0.30%</td><td>142.71%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>44.98%</td><td>42.13%</td><td>2.85%</td><td>106.76%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>△0.67%</td><td>△1.85%</td><td>1.19%</td><td>163.99%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>65.30%</td><td>59.79%</td><td>5.50%</td><td>109.20%</td></tr></table> （参考） <table><tr><th>超過収益率</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>＜評価＞</td><td>＜B＞</td><td>＜B＞</td><td>＜B＞</td><td>＜B＞</td><td>＜B＞</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>0.12%</td><td>0.13%</td><td>0.06%</td><td>0.10%</td><td>0.30%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>0.92%</td><td>4.30%</td><td>△5.70%</td><td>1.72%</td><td>2.85%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1.19%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5.50%</td></tr><tr><td>合計</td><td>0.57%</td><td>2.61%</td><td>△2.60%</td><td>0.82%</td><td>1.17%</td></tr></table> ※令和2年度から中退共との合同運用を実施している。 合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。 i）基本ポートフォリオの検証 中退共・林退共との合同運用を4月1日から開始し、基本ポートフォリオの見直しを実施した。また、基本ポートフォリオの検証を行い、ヘッジ付き外国債券及び自家運用債券のリターン予測値が低下傾向であるが、リスク対比で十分な剰余金を維持していることが確認された。この検証結果を踏まえ、「資産運用委員会」に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとした。	令和2年度末（通期）					令和2年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率	国内債券	△0.40%	△0.70%	0.30%	142.71%	国内株式	44.98%	42.13%	2.85%	106.76%	外国債券	△0.67%	△1.85%	1.19%	163.99%	外国株式	65.30%	59.79%	5.50%	109.20%	超過収益率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	＜評価＞	＜B＞	＜B＞	＜B＞	＜B＞	＜B＞	国内債券	0.12%	0.13%	0.06%	0.10%	0.30%	国内株式	0.92%	4.30%	△5.70%	1.72%	2.85%	外国債券					1.19%	外国株式					5.50%	合計	0.57%	2.61%	△2.60%	0.82%	1.17%	・委託運用部分の収益率については、全資産においてベンチマークを上回る水準を確保した。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている 他、四半期ごとに運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。 そのパフォーマンスについては、四半期ごと及び年度末に評価を行い、管理している。令和2年度は、平成30年度から令和元年度に実施したマネジャー・ストラクチャー見直しの際に資産運用委員会で行われた審議内容を踏まえた、新たな評価体系を導入・適用した。また、運用受託機関を通じたスチュワードシップ活動については、本格的導入後3年目になり、定着と充実の度合いを強めている。 また、運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けているが、令和2年度については、「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。
令和2年度末（通期）																																																																													
令和2年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率																																																																									
国内債券	△0.40%	△0.70%	0.30%	142.71%																																																																									
国内株式	44.98%	42.13%	2.85%	106.76%																																																																									
外国債券	△0.67%	△1.85%	1.19%	163.99%																																																																									
外国株式	65.30%	59.79%	5.50%	109.20%																																																																									
超過収益率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																																								
＜評価＞	＜B＞	＜B＞	＜B＞	＜B＞	＜B＞																																																																								
国内債券	0.12%	0.13%	0.06%	0.10%	0.30%																																																																								
国内株式	0.92%	4.30%	△5.70%	1.72%	2.85%																																																																								
外国債券					1.19%																																																																								
外国株式					5.50%																																																																								
合計	0.57%	2.61%	△2.60%	0.82%	1.17%																																																																								

	② 健全な資産運用等 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。 また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。 【指標】 ・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。 【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオについて、清退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率	② 健全な資産運用等 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。 また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。 【重要度 高】	の内容とする。 ② 健全な資産運用等 イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。 i) 資産運用企画会議の開催 資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。 ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。 また、平成31（令和元）年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。 i) 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況	・ベンチマーク収益率が確保出来ない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。 ・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。 ・資産運用委員会	② 健全な資産運用等 イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けた（6/18、9/4、10/30、2/19）。また、資産運用受託機関の評価基準を見直し、新基準に基づく運用受託機関のモニタリングを実施し、これらに合わせた基本方針の改正を行った。その他、新型コロナウイルス感染拡大が金融経済ひいては掛金等収入や退職金等支払に与える影響が見定め難いことを踏まえ、不測の流動性不足を回避するため、「臨時資産運用委員会」を開催（5/14）し、承認を得た上で、5月以降、満期保有目的の自家運用債券購入を見合わせ、流動性確保に努めた。その後3月には、流動性が安全な水準に達したと考えられたことから、「資産運用委員会」（3/15）の承認を得た上で、流動性の水準を当面確保することを条件に、令和3年度から自家運用債券の再投資を再開することとした。 （添付資料① 令和2年度資産運用に関する評価報告書） i) 「資産運用企画会議」の開催 「資産運用企画会議」を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 ・運用計画 ・資産運用状況 ・包括信託の運用結果報告 ・資産間リバランスについて ・令和元年度アクティブファンド評価結果 ・基本ポートフォリオの定例検証について ・令和3年度運用方針 ※「資産運用企画会議合同部会（中建清林）」開催状況 ・資産運用の基本方針の改正について ・令和元年度資産運用状況の機構HP掲載について ロ 基本方針の改正、流動性確保のための満期保有目的の自家運用債券購入見合わせと再開、日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明に関して、「資産運用委員会」に資料を提供し審議を受けた。また、令和元年度資産運用結果について、公表内容を見直し、「資産運用委員会」が作成する評価報告書に一本化した。 i) 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和元年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、書面開催やメール開催やWE	・委託運用部分の収益率については、全資産においてベンチマークを上回る水準を確保した。短期的に判断すべきではないが、マネジャー・ストラクチャー見直し後、年度を通して新運用受託機関が運用した初年度としては順調な滑り出しである。また、本指標を含む運用状況については、10回に亘る資産運用委員会（うち2回は書面開催）において、計25時間に及ぶ審議を受けた。 - 審議結果を踏まえた評価報告書では、①マネジャー・ストラクチャー見直し等基本ポートフォリオ見直しに始まった一連の改革が完了したこと、②コロナ禍を踏まえた流動性確保施策、③スチュワードシップ活動の一層の充実、④役職員における高度な職業倫理の徹底等を含むガバナンス改善に向けた継続的な取組、等が評価され、令和2年度における資産の運用は、「安全かつ効率」という基本原則に則り、長期的な運営の安定と中期的な健全性向上に必要な収益確保を目指すという基本方針に則して実施され、「年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」、との評価を得た。 ・資産運用が、資産運用の目標ないし「基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、審議を受けている。令和2年度の報告は、全て了承された。 ・資産運用に関する重要	
--	--	---	--	--	---	--	--

	(※)を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。 ※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。 【重要度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。		況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成31（令和元）年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。	による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させたか。 ・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握したか。	B会議など開催方式を工夫して開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 第1回資産運用委員会（4/20） ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和元年度資産運用に関する評価報告書（案）について ・資産運用の基本方針の改正について ・特定業種退職金共済制度の財政検証について 第2回資産運用委員会（5/14） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・速報ベース決算と金融ショックの影響 ・資金繰りの確認について ・格付け基準について ・リバランスについて 第3回資産運用委員会（6/18） ・資産運用委員会議事要旨の確認 ・令和元年度資産運用に関する評価報告書（案）について ・平成31年4月から令和2年3月の運用実績報告（6経理） ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂への対応 ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・委託運用の記載名称について 第4回資産運用委員会（9/4） ・基本ポートフォリオの検証における金融変数について ・資産運用委員会議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理） ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂への対応 ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・特定業種退職金共済制度の財政検証について ・流動性対策について 第5回資産運用委員会（10/30） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・林退共の累損解消計画について ・議決権行使書の不適切な集計問題 ・資産運用委員会5年目の総括 第6回資産運用委員会（11/30） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について 第7回資産運用委員会（12/18） ・基本ポートフォリオの定例検証について ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・資産運用委員会議事録の確認 ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・令和2年スチュワードシップ活動状況の概要 ・生命保険会社1社の新企業年金保険契約（一般勘定）の予定利率引下げについて 第8回資産運用委員会（12/24） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について 第9回資産運用委員会（2/19） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・資産運用におけるガバナンスについて ・資産運用委員会議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理） ・中退共の自家運用債券について	事項は、随時「資産運用委員会」に諮り、審議を経て、了承を得てから実施している。令和2年度は、基本方針の改正、日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明、コロナ禍を踏まえた流動性確保のための自家運用債券の購入見合わせと再開について、随時経過を報告し、助言を受けながら実施した。 ・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に係る月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。 また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 ・資産運用企画会議清退共部会資料（運用計画、運用結果報告等） ・財政検証に必要な期待リターン、リスク及び相関係数	
--	---	--	--	---	---	--	--

			ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成 31（令和元）年度資産運用結果をホームページに公表する。 iii) 厚生労働省への情報提供 予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。 ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。	・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて 第 10 回資産運用委員会（3/15） ・資産運用委員会議事録の確認 ・資産運用におけるガバナンスについて ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・流動性管理の見直しについて i) － 2. 令和元年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた（4/20、6/18）。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況をホームページに公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。 ・資産運用の基本方針の改正 ・資産運用委員会議事要旨（令和元年度第 5 ～ 7 回及び令和 2 年度第 1 ～ 7 回） ・運用実績及び運用資産の構成状況（令和元年度 3 月末及び令和 2 年 6 月末、9 月末、12 月末） ・令和元年度資産運用残高及び利回り状況等 ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂版の受入れについて ・令和元年度資産運用結果報告 ・パッシブ運用に係る運用受託機関の選定結果について ・パッシブ運用に係る管理受託機関の選定結果について iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。 ・資産運用企画会議資料（運用計画、運用結果報告等） ・財政検証に必要な期待リターン、リスク及び相関係数 ハ ・基本方針の改正について、審議の結果を反映させた。 ・新型コロナウイルス感染拡大が金融経済ひいては掛金等収入や退職金等支払に与える影響が見定め難いことを踏まえ、不測の流動性不足を回避するため、「臨時資産運用委員会」を開催（5/14）し、承認を得た上で、5 月以降、満期保有目的の自家運用債券購入を見合わせ、流動性確保に努めた。その後 3 月には、流動性が安全な水準に達したと考えられたことから、「資産運用委員会」（3/15）の承認を得た上で、流動性の水準を当面確保することを条件に、令和 3 年度から自家運用債券の再投資を再開することとした。 ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明に関して、「資産運用委員会」での審議を重ね、その審議結果を踏まえた内容により、9 月に受入れ表明を行った。 具体的には、受入れ表明文において、スチュワードシップ・コードのソフト・ローとしての性格に鑑み、「Comply or Explain」の説明責任を果たすため、「最終受益者の視点を意識する」という新たな規範について、「退職金を将来にわたり確実に		
--	--	--	--	---	--	--

	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。 加えて、2017（平成 29）年度に実施した被共済者の実態調査の結果を踏まえ、長期未更新者数縮減のための取組を検討するとともに、効果的な周知広報を行うこと。 【指標】 ・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が３年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。 ハ 未更新期間が３年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録した。 ハ 未更新期間が３年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう注意喚起を行ったか。	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。 ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 前中期目標期間終了時 3,021 件 令和３年３月末現在 2,913 件（△108 件） イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 通知件数 65 件 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録した。 更新件数 1,094 件 ハ 未更新期間が３年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/15 20 所 23 件）。 （調査結果） 調査件数 23 件 手帳更新者数 1 件 退職金請求者数 5 件 また、上記の要請から２年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（6/19 所 9 件）。 （調査結果）	＜評価の視点に対する措置＞ ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋げた。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、共済契約者や被共済者に注意喚起した上で、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、令和２年度の重複加入による退職金の追加支給はなかった。 ・ホームページや事業主団体の広報誌等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を実施した。	
--	--	--	---	---	---	--	--

を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。	また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。	また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。	調査件数 9件 手帳更新者数 0件 退職金請求者数 2件		
[目標設定等の考え方] 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移	ニ 2017（平成29）年度に実施した、3年以上共済手帳の更新手続を行っていない被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施する。	ニ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。	ニ 被共済者の重複加入の確認を徹底し、共済契約者や被共済者に注意喚起した上で、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、令和2年度の重複加入による退職金の追加支給はなかった。		
2014（平成26）年度末 3,187人、 2015（平成27）年度末 3,202人、 2016（平成28）年度末 3,199人、 2017（平成29）年12月末 3,009人	ホ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。	ホ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。	ホ 事業主団体の広報誌、ポスターにより、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。 ・全国酒類製造名鑑（2021年版） ・日杜連情報（令和3年1月20日号） ・能登杜氏組合員名簿（令和2年12月）		
	ヘ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。	ヘ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	ヘ ホームページ、全契約者への「お知らせ」のハガキの送付により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ・1,831所、6/15時点の全契約者		
	ト ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	ト マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。	ト NHKへの放送協力依頼において共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。 ・NHK放送依頼(54支局)		
	チ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に				

	清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。 （３）加入促進対策の効果的実施 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 【指標】 ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 600 人以上とすること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成 25）年度～2017（平成 29）年 12 月末現在）655 人 ※ 実績値 2013（平成 25）年度：142 人、2014（平成 26）年度：137 人、2015（平成 27）年度：134 人、2016（平成 28）年	清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。 また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 い）機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応	清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。 また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 い）機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応	＜定量的指標＞ ・令和 2 年度における新たに加入する被共済者数の目標を、120 人以上とすること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。	（３）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 清酒製造事業者 1,962 所（令和元年度国税庁統計年報・酒類等製造免許場数のうち清酒・単式蒸留焼酎・みりんの事業所数）のうち 1,839 所（令和元年度末 93.7％）がすでに清退共制度に加入しているところである。 令和 2 年度においては、国税庁から発表される酒類等製造免許の清酒を品目とする新規取得者については、制度加入の有無を確認するとともに、未加入である場合は加入勧奨の取組を実施しているところであるが、制度対象となる新規製造免許取得者は 0 所であった。また、全国酒類製造名鑑 2020 年版に記載された焼酎、みりん製造の未加入事業所 119 所を抽出し、これらすべてに対し加入勧奨を実施したところである。 また、すでに制度に加入している全事業者 1,831 所（休造除く）に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請したところである。 今後も引き続き、未加入事業者に対する加入勧奨と既加入事業主へは新たに雇い入れた場合の加入手続の要請を継続して実施することとしたい。 なお、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKへ放送(映)の依頼や厚生労働省へ後援名義申請のもと各事業本部間相互に連携して実施した。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 い）機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を依頼した。	・令和 2 年度の加入目標 120 人に対し、加入実績 65 人（年度目標達成率 54.2％）となった。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・清酒製造業については、令和 2 年度は新規免許取得事業所が 0 所であったため、免許を取得しているが未加入の全ての事業所に加入勧奨の通知を発出するほか、既加入の全ての事業所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を発出するなどきめ細かな対策を講じた。 [業務運営上の課題及び改善方策] 加入促進対策について、加入目標を達成できるよう、既加入・未加入事業者への加入勧奨を実施するなど、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。 ＜令和元年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ ・清酒製造業については、令和 2 年度は新規免許取得事業所が 0 所であったため、免許を取得しているが未加入の全ての事業所に加入勧奨の通知	
--	--	---	---	---	---	--	--

	度：131 人	するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行	するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国税庁、関係団体の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。 ○関係団体等による広報記事掲載 3 件 ・醸界タイムス社 「醸界タイムス」(10 月 2 日掲載) ・日本酒造組合中央会 「酒造情報」9 月号 「会員専用HP」 ② 加入促進対策の検証と見直し等 運営委員会・評議員会や参与会等の場を活用し、被共済者の動向や清退共資産の運用状況等について情報提供した。中小企業事業主団体・関係業界団体・関係労働団体の有識者及び共済契約者から、清退共の業務運営に対する特段の意見・要望等はなかった。引き続きすべての未加入及び既加入事業所に対する加入促進を実施することとする。 ・運営委員会・評議員会(6/30 持ち回り開催)(3/12 持ち回り開催) ・中特合同参与会(11/27 書面開催)(3/29 書面開催)	・全国酒類製造名鑑 2020 年版により、抽出した焼酎・みりん製造の未加入全事業所 119 所に対し加入勧奨を実施した(10/14)。 ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請した(6/15 1,831 所)。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国税庁、関係団体の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。 ○関係団体等による広報記事掲載 3 件 ・醸界タイムス社 「醸界タイムス」(10 月 2 日掲載) ・日本酒造組合中央会 「酒造情報」9 月号 「会員専用HP」 ② 加入促進対策の検証と見直し等 運営委員会・評議員会や参与会等の場を活用し、被共済者の動向や清退共資産の運用状況等について情報提供した。中小企業事業主団体・関係業界団体・関係労働団体の有識者及び共済契約者から、清退共の業務運営に対する特段の意見・要望等はなかった。引き続きすべての未加入及び既加入事業所に対する加入促進を実施することとする。 ・運営委員会・評議員会(6/30 持ち回り開催)(3/12 持ち回り開催) ・中特合同参与会(11/27 書面開催)(3/29 書面開催)	を発出するほか、既加入の全ての事業所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を発出するなどきめ細かな対策を講じた。	
--	---------	--	--	---	--	--

		う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。	う。 効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。				
		③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び清酒製造業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 600 人以上とする。	③ 加入目標数 令和 2 年度における新たに加入する被共済者数の目標を、120 人以上とする。			③ 加入目標数 令和 2 年度の加入目標 120 人に対し、加入実績 65 人（年度目標達成率 54.2％）となった。	
						清酒製造業については、令和 2 年度は新規免許取得事業所が 0 所であったため、免許を取得しているが未加入の全ての事業所に加入勧奨の通知を発出するほか、既加入の全ての事業所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を発出するなどきめ細かな対策を講じた。しかしながら、令和 2 年度においてはコロナ禍による外出自粛、飲食店の休業、時短営業、酒類提供自粛の要請が断続的に発出される中、酒類の製造量が大幅に落ち込む（令和元年度約 42 万 KL から令和 2 年度約 37 万 7 千 KL（いずれも各年度 4～2 月△10.6％））など、加入促進は極めて困難な状態となり、目標 120 人に対し、65 人となった。	
	（４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。 【指標】 ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職	（４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。	（４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。 ・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 1 万 6,000 件以上とすること。 ・毎年度 1 回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。 ＜その他の指標＞ なし	＜定量的指標＞ ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 1 万 6,000 件以上とすること。	（４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、厚生労働省からの押印廃止の指示に従い、直ちに諸様式を見直し、原則として押印欄を廃止した。このことについて、ホームページ上で周知するとともに、新様式を作成しダウンロードできるようにすることで、共済契約者への迅速な周知と利便性の向上等を図った。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給した。	・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給した。 ・令和 2 年度における清退共ホームページへのアクセス数は 354,257 件、達成率 2214.1％であった。 なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間 315,360 件程度であり、これを除いても 38,897 件のアクセス件数を獲得している。 ・加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供したが、清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。	

	金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30日 ② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。 【指標】 ・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：16,319件 ③ 積極的な情報の収集及び活用 加入者及び関係	② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度1万6千件以上とする。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。 ③積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化	② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を年1万6千件以上とする。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。 ③積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化	＜評価の視点＞ ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。 ・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。 ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。	② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 令和2年度における清退共ホームページへのアクセス数は354,257件、達成率は2214.1%であった。 （トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している。） なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間315,360件程度であり、これを除いても38,897件のアクセス件数を獲得している。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、HPを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情	＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、厚生労働省からの押印廃止の指示に従い、直ちに諸様式を見直し、原則として押印欄を廃止した。 - このことについて、ホームページ上で周知するとともに、新様式を作成しダウンロードできるようにすることで、共済契約者への迅速な周知と利便性の向上等を図った。 ・加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、HPを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。 ・運営委員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供したが、清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。	
--	---	--	--	--	--	---	--

	団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。 【指標】 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。 【目標設定等の考え方】 清退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理、分析し、事業を改善することを指標とすることとする。	月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。 ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。 ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。		報を提供したが、清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。 ・中特合同参与会（11/27 書面開催）（3/29 書面開催） ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整理した。 事業季報 154号 （2020年1・2・3月） 事業季報 155号 （令和2年4・5・6月） 事業季報 156号 （令和2年7・8・9月） 事業季報 157号 （令和2年10・11・12月） ハ 運営委員会の場合等を活用して、各種統計等の情報を提供したが、清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。 ・運営委員会・評議員会（6/30 持ち回り開催）（3/12 持ち回り開催）		
4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	I 退職金共済事業 4 林業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高、難易度 高】 （1）資産の運用 ① 資産運用の目標 ② 健全な資産運用等 ③ 累積欠損金の処理等 【指標】 ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 ・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。（財政検証の翌年度以降） （理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから重要度を高とする。 また、累積欠損金解消計画の見直しについては、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組も含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指 標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分における各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）	各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保	国内債券【0.08%】	国内債券【0.12%】	国内債券【0.30%】				予算額（千円）	2,347,093	1,725,715	1,690,600	
		国内株式【△0.43%】	国内株式【△0.29%】	国内株式【2.85%】				決算額（千円）	1,575,664	1,600,703	1,676,087	
		外国債券【△0.17%】	外国債券【△0.97%】	外国債券【1.19%】				経常費用（千円）	1,788,059	1,774,388	1,794,099	
		外国株式【△0.13%】	外国株式【0.78%】	外国株式【5.50%】				経常利益（千円）	△41,207	△89,539	521,111	
見直し後の累積欠損金解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させる。（財政検証の翌年度以降）	—	—	—	計画策定を速やかに実施。2年度は新計画に基づき累積を解消				行政コスト（千円）	—	1,774,410	1,794,124	
								行政サービス実施コスト（千円）	132,706	—	—	
								従事人員数	9	9	9	

長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施	実施	実施					
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成 29 年度末 2,259 人	—	—	—					
共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う	毎年度 1 回以上	1 回	1 回	1 回					
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】					
中期目標期間中の新規被共済者目標数	9,500 人以上	30 年度目標数 1,900 人	元年度目標数 1,900 人	2 年度目標数 1,900 人					
新規被共済者数【達成度】		1,735 人 【91.3%】	1,548 人 【81.5%】	1,545 人 【81.3%】					
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から 22 業務日以内に全数支給	100%	100%	100%					
ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度 3 万 2,000 件以上	357,679 件	355,342 件	389,729 件					
同上【達成度】		【1,117.8%】	【1,110.4%】	【1,217.9%】					
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度 1 回以上	1 回	1 回	1 回					
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	4 林業退職金共済事業 機構は、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった林業業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び林業を営む中小企業業界の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。	4 林業退職金共済事業	4 林業退職金共済事業		4 林業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定： B ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている 他、四半期ごとにミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。 また、そのパフォーマンスについては、四半期ごと及び年度末に評価を行い、管理している。令和2年度は、平成30年度から令和元年度に実施したマネジャー・ストラクチャー見直しの際に資産運用委員会で行われた審議内容を踏まえた、新たな評価体系を導入・適用した。また、運用受託機関を通じたスチュワードシップ活動については、本格的導入後3年目になり、定着と充実の度合いを強めている。 運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けているが、令和2年度については、「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。 ・委託運用部分の収益率については、全資産においてベンチマークを上回る水準を確保した。 ・資産運用委員会からは、上述の運用実績に加え、マネジャー・ストラクチャー見直し等基本ポートフォリオ見直しに始まった一連の改革が完了	評定	

						したことや、コロナ禍を踏まえた流動性確保施策、スチュワードシップ活動の一層の充実、役職員における高度な職業倫理の徹底等を含むガバナンス改善に向けた継続的な取組等が評価され、「年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた（「令和2年度資産運用に関する評価報告書」参照）。 ・なお、令和2年度の資産運用委員会は、コロナ禍を踏まえ2回を書面開催、それ以外はWEB会議形式で開催されたが、開催回数は10回に及び、審議時間は計25時間、平均開催時間が3時間を超えるなど、従来に増して活発な審議が行われた。 ・令和2年度の決算では、資産運用の委託運用において大きな収益を計上し、累損解消額を大幅に解消した。 ・累積欠損金処理の取組については、令和2年8月に労働政策審議会において財政検証がとりまとめられた。機構では、検証に先立ち、林退共の運営状況や林業業界の様々なデータを整理し、累損解消のリスク要素について分析し、被共済者数の維持・増加が必要であるとの結論に至った。さらに、機構内の分析結果及びその帰結としての短期、中期、長期、中でも中期、長期の加入促進策を策定し、PDCAサイクルを回すことの重要性について、林業業界、林野庁、厚生労働省と共通認識を形成した。 これらの取組の結果、中期目標では、累損解消計画の見直しは、財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後に	
--	--	--	--	--	--	--	--

						は、同検証を踏まえた新たな累損解消計画(令和2年度～30年度解消)を策定・公表した。この計画は林退共事業本部では初めての本格的なファクトファインディングに基づく計画策定であり、資産運用部と事業本部で組成したプロジェクトチームが策定したものである。また、資産運用委員会でも『事実確認に基づいて立案された』ものとして適切であるとされた(「令和2年度資産運用に関する評価報告書」参照)。策定後は、上述のとおり、被共済者数の維持・増加が計画実現の要であるとの認識のもと、令和2年度は目下考え得る新たな加入促進対策を直ちに開始し、林野庁の協力を得て、個別事業主に対する加入勧奨を強力に推進するほか、累損を抱え広報経費の増額は困難なため、費用を要さない広報媒体の掘り出しに努め、新たに202の自治体広報誌への加入促進の記事掲載を実現した。ただし、現在実施している加入促進策の効果等を見定めつつも、林業従事者数は平成2年度からの四半世紀に半減しており、近年の新規就業者数が約3千人にとどまっており、さらに、林退共の対象者である期間労働者の割合も減少が続いているという厳しい現実を直視すれば、中期・長期施策が必須であるということを、業界関係者ともこの累損解消計画の策定の過程で共有出来たので、中期・長期施策の検討に着手するため、各地域の林業関係者にアンケート調査を実施した。 11月の計画策定と同時並行的に様々な取組を行ったものの、前記の林業従事者、中でも期間労働者を巡	
--	--	--	--	--	--	---	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	等の額の検討をいう。以下同じ。）までの間は、上記によらず、被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、2018（平成30）年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行うこと。	ただし、今後行われる予定の財政検証（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。）までの間は上記によらず、被共済者の実態調査を2018（平成30）年度に行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、同年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行う。	度に行った、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、適切に対応する。		<table><tr><td>国内株式</td><td>0.80%</td><td>0.51%</td><td>△0.43%</td><td>△0.29%</td><td>2.85%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>2.26%</td><td>△0.15%</td><td>△0.17%</td><td>△0.97%</td><td>1.19%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>△0.41%</td><td>3.45%</td><td>△0.13%</td><td>0.78%</td><td>5.50%</td></tr><tr><td>合計</td><td>0.62%</td><td>0.39%</td><td>△0.08%</td><td>△0.16%</td><td>1.17%</td></tr></table> ※平成28年度から中退共との合同運用を実施している。 合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。	国内株式	0.80%	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%	外国債券	2.26%	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%	外国株式	△0.41%	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%	合計	0.62%	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%		そのパフォーマンスについては、四半期ごと及び年度末に評価を行い、管理している。令和2年度は、平成30年度から令和元年度に実施したマネジャー・ストラクチャー見直しの際に資産運用委員会で行われた審議内容を踏まえた、新たな評価体系を導入・適用した。また、運用受託機関を通じたスチュワードシップ活動については、本格的導入後3年目になり、定着と充実の度合いを強めている。 また、運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けているが、令和2年度については、「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。	
国内株式	0.80%	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%																											
外国債券	2.26%	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%																											
外国株式	△0.41%	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%																											
合計	0.62%	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%																											
② 健全な資産運用等	② 健全な資産運用等	② 健全な資産運用等	② 健全な資産運用等	・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。	② 健全な資産運用等		・委託運用部分の収益率については、全資産においてベンチマークを上回る水準を確保した。短期的に判断すべきではないが、マネジャー・ストラクチャー見直し後、年度を通して新運用受託機関が運用した初年度としては順調な滑り出しである。また、本指標を含む運用状況については、10回に亘る資産運用委員会（うち2回は書面開催）において、計25時間に及ぶ審議を受けた。 審議結果を踏まえた評価報告書では、①マネジャー・ストラクチャー見直し等基本ポートフォリオ見直しに始まった一連の改革が完了したこと、②コロナ禍を踏まえた流動性確保施策、③スチュワードシップ活動の一層																									
	資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。 また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映	資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。 また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映	イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。 i) 資産運用企画会議の開催 資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。		イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けた（6/18、9/4、10/30、2/19）。また、資産運用受託機関の評価基準を見直し、新基準に基づく運用受託機関のモニタリングを実施し、これらに合わせた基本方針の改正を行った。その他、新型コロナウイルス感染拡大が金融経済ひいては掛金等収入や退職金等支払に与える影響が見定め難いことを踏まえ、不測の流動性不足を回避するため、「臨時資産運用委員会」を開催（5/14）し、承認を得た上で、5月以降、満期保有目的の自家運用債券購入を見合わせ、流動性確保に努めた。その後3月には、流動性が安全な水準に達したと考えられたことから「資産運用委員会」（3/15）の承認を得た上で、流動性の水準を当面確保することを条件に、令和3年度から自家運用債券の再投資を再開することとした。 （添付資料① 令和2年度資産運用に関する評価報告書） i) 「資産運用企画会議」の開催 「資産運用企画会議」を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 ・運用計画 ・資産運用状況 ・包括信託の運用結果報告 ・資産間リバランスについて ・令和元年度アクティブファンド評価結果 ・基本ポートフォリオの定例検証について ・令和3年度運用方針																											

	させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。	させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。	ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。 また、平成31（令和元）年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。 i)「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成31（令和元）年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。	・平成30年度・平成31（令和元）年度に行った、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、適切に対応したか。 ・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。 ・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させているか。	※「資産運用企画会議合同部会（中建清林）」開催状況 ・資産運用の基本方針の改正について ・令和元年度資産運用状況の機構HP掲載について ロ 基本方針の改正、流動性確保のための満期保有目的の自家運用債券購入見合わせと再開、日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明に関して、「資産運用委員会」に資料を提供し審議を受けた。また、令和元年度資産運用結果について、公表内容を見直し、「資産運用委員会」が作成する評価報告書に一本化した。 i)－1.「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和元年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、書面開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 第1回資産運用委員会（4/20） ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和元年度資産運用に関する評価報告書（案）について ・資産運用の基本方針の改正について ・特定業種退職金共済制度の財政検証について 第2回資産運用委員会（5/14） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・速報ベース決算と金融ショックの影響 ・資金繰りの確認について ・格付け基準について ・リバランスについて 第3回資産運用委員会（6/18） ・資産運用委員会議事要旨の確認 ・令和元年度資産運用に関する評価報告書（案）について ・平成31年4月から令和2年3月の運用実績報告（6経理） ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂への対応 ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・委託運用の記載名称について 第4回資産運用委員会（9/4） ・基本ポートフォリオの検証における金融変数について ・資産運用委員会議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理） ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂への対応	の充実、④役職員における高度な職業倫理の徹底等を含むガバナンス改善に向けた継続的な取組、等が評価され、令和2年度における資産の運用は、「安全かつ効率」という基本原則に則り、長期的な運営の安定と中期的な健全性向上に必要な収益確保を目指すという基本方針に則して実施され、「年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」、との評価を得た。 ・平成31（令和元）年度に行った資産運用委員会における中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、合同運用の運用額を約1億円増額した。 ・資産運用が、資産運用の目標ないし「基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、審議を受けている。令和2年度の報告は、全て了承された。 ・資産運用に関する重要事項は、随時「資産運用委員会」に諮り、審議を経て、了承を得てから実施している。令和2年度は、日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明、コロナ禍を踏まえた流動性確保のための自家運用債券の購入見合わせと再開について、随時経過を報告し、助言を受けながら実施した。	
--	---	---	---	---	--	--	--

				・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握しているか。 ・2019（令和元）年度に行われた財政検証の結果を踏まえ、「累積欠損金解消計画」の見直しを検討したか。	・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・特定業種退職金共済制度の財政検証について ・流動性対策について 第5回資産運用委員会（10/30） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・林退共の累損解消計画について ・議決権行使書の不適切な集計問題 ・資産運用委員会5年目の総括 第6回資産運用委員会（11/30） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について 第7回資産運用委員会（12/18） ・基本ポートフォリオの定例検証について ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・資産運用委員会議事録の確認 ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・令和2年スチュワードシップ活動状況の概要 ・生命保険会社1社の新企業年金保険契約（一般勘定）の予定利率引下げについて 第8回資産運用委員会（12/24） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について 第9回資産運用委員会（2/19） ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・資産運用におけるガバナンスについて ・資産運用委員会議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理） ・中退共の自家運用債券について ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直しについて 第10回資産運用委員会（3/15） ・資産運用委員会議事録の確認 ・資産運用におけるガバナンスについて ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・流動性管理の見直しについて i）－2．令和元年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた（4/20、6/18）。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 ii）情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成31（令和元）年度資産運用結果をホームページに公表する。	・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に係る月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。 また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 ・資産運用企画会議林退共部会資料（運用計画、運用結果報告等） ・財政検証に必要な期待リターン、リスク及び相関係数 ・令和2年8月に労働政策審議会において財政検証がとりまとめられた。機構では、検証に先立ち、林退共の運営状況や林業業界の様々なデータを整理し、累損解消のリスク要素について分析し、被共済者数の維持・増加が必要であるとの結論に至った。さらに、機構内の分析結果及びその帰結としての短期、中期、長期、中でも中期、長期の加入促進策を策定し、PDCAサイクルを回すことの重要性について、林業業界、林野庁、厚生労働省と共通認識を形成した。これらの取組の結果、中期目標では、累損解消計画の見直しは、財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累損解消計画（令和2年度～30年度解消）を策定・公表した。この累損解消計画は資産運用委員会でも『事実確認に基づいて立案された』ものとして適切であるとされた（「令和2年度資産運用	
--	--	--	--	---	---	---	--

		iii) 厚生労働省への情報提供 予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。 ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。		iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。 ・資産運用企画会議資料（運用計画、運用結果報告等） ・財政検証に必要な期待リターン、リスク及び相関係数 ハ ・基本方針の改正について、審議の結果を反映させた。 ・新型コロナウイルス感染拡大が金融経済ひいては掛金等収入や退職金等支払に与える影響が見定め難いことを踏まえ、不測の流動性不足を回避するため、「臨時資産運用委員会」を開催（5/14）し、承認を得た上で、5月以降、満期保有目的の自家運用債券購入を見合わせ、流動性確保に努めた。その後3月には、流動性が安全な水準に達したと考えられたことから、「資産運用委員会」（3/15）の承認を得た上で、流動性の水準を当面確保することを条件に、令和3年度から自家運用債券の再投資を再開することとした。 ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明に関して、「資産運用委員会」での審議を重ね、その審議内容を踏まえ、9月に受入れ表明を行った。 具体的には、受入れ表明文において、スチュワードシップ・コードのソフト・ローとしての性格に鑑み、「Comply or Explain」の説明責任を果たすため、「最終受益者の視点を意識する」という新たな規範について、「退職金を将来にわたり確実に給付するため、制度を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目指すことが最終受益者（被共済者、共済契約者双方）の利益に合致する」、との解釈を前提とした条件付きの受入れであることを明示した。	に関する評価報告書」参照）。 [業務運営上の課題及び改善方策] 新型コロナウイルス感染拡大を契機とした金融市場の混乱に伴い資産の運用における委託運用部分について、2資産で超過収益率がマイナスとなっていることから、基本ポートフォリオの妥当性を不断に点検するとともに、運用受託機関についてもリスク管理の妥当性等の観点から運用能力を評価し、適切な対応を求めていく必要がある。 ＜令和元年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、合同運用増額を実施し、基本ポートフォリオの見直しを実施した。また、基本ポートフォリオの検証を行い、見直し後の基本ポートフォリオを基に今年度策定された累積解消計画に沿って令和30年度に累積解消予定であることを報告した。この検証結果を踏まえ、「資産運用委員会」に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとした。 また、アクティブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直し過程での「資産運用委員会」の審議結果を踏まえた、運用プロセスや人材・組織体制などのクオリティを重視した評価体系に基づくモニタリングを実施した。	
③ 累積欠損金の処理等 2019（平成31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005（平成17）年10月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後9ヶ月以内に行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消	③ 累積欠損金の処理等 2019（平成31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005（平成17）年10月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後9か月以内に行う。また、見直し後の解消計画において、年度ごとに解消	③ 累積欠損金の処理等 平成31年度に行われた財政検証の結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証終了後9か月以内に行い、累積欠損金の着実な解消に努める。 また、平成30年度・平成	③ 累積欠損金の処理等 ・令和2年8月に労働政策審議会において財政検証がとりまとめられた。機構では、検証に先立ち、林退共の運営状況や林業業界の様々なデータを整理し、累積解消のリスク要素について分析し、被共済者数の維持・増加が必要であるとの結論に至った。さらに、機構内の分析結果及びその帰結としての短期、中期、長期、中でも中期、長期の加入促進策を策定し、PDCAサイクルを回すことの重要性について、林業業界、林野庁、厚生労働省と共通認識を形成した。これらの取組の結果、中期目標では、累積解消計画の見直しは、財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累積解消計画（令和2年度～30年度解消）を策定・公表した。この累積解消計画は資産運用委員会でも『事実確認に基づいて立案された』ものとして適切であるとされた（「令和2年度資産運用に関する評価報告書」参照）。 ・平成31（令和元）年度に行った資産運用委員会における中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、合同運用の運用額を約1億円増額した。 ・令和2年度の決算では、資産運用の委託運用において、内外株式相場が大きく上昇したこと等から、大きな収益を計上し、解消計画で定める解消額を上回った。			

	を図ること。 【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。（財政検証の翌年度以降） 【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオを①の目標を達成し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。 見直し後の解消計画に基づき、累積欠損金の着実な解消が必要であることから、指標として設定することとする。 【重要度 高、難易度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退	すべき累積欠損金の額を定め、着実に解消を図る。 【重要度 高、難易度 高】	31（令和元）年度に行った、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、適切に対応する。				

	職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。 また、累積欠損金解消計画の見直しについては、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組みも含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする。						
	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。 【指標】 長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が３年経過時点及びその後一定の期間経	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 林退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 林退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。	<定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 林退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 前中期目標期間終了時 2, 259 件 令和３年３月末現在 2, 125 件（△134 件） イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 通知件数 1, 545 件	<評価の視点に対する措置> ・長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋げた。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、共済契約者や被共済者に注意喚起した上で、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、令和２年度の重複加入による退職金	

過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 【目標設定等の考え方】 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※ 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2014（平成26）年度末 2,369人、2015（平成27）年度末 2,338人、2016（平成28）年度末 2,294人、2017（平成29）年12月末 2,242人	ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。 ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。 また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。 ニ 被共済者の年齢構成等を把握・分析し、長期未更新者のうち住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。 ホ 2018（平成30）年度に実施する被共済者の実態調査に関する結果を踏ま	ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。 ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。 ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。 ニ 被共済者の重復加入の確認を徹底し、共済契約者や被共済者に注意喚起した上で、重復加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、令和2年度の重復加入による退職金の追加支給はなかった。 ホ 事業主団体の広報誌掲載、ポスターに加え、全国の振興山村の広報誌に対し、退職金の請求勧奨に関する記事掲載を依頼した。 ・森林組合10月号（全国森林組合連合会発行） ・各振興山村の広報誌（10/27、734自治体に掲載依頼し202自治体が掲載実施） ※振興山村とは、山村振興法に基づき、旧市町村単位に林野率75%以上かつ人口密度	ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録した。 更新件数 15,541件 ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/15 87所 144件）。 （調査結果） 調査件数 144件 手帳更新者数 40件 退職金請求者数 20件 また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（6/1 43所 43件）。 （調査結果） 調査件数 43件 手帳更新者数 3件 退職金請求者数 3件 ニ 被共済者の重復加入の確認を徹底し、共済契約者や被共済者に注意喚起した上で、重復加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、令和2年度の重復加入による退職金の追加支給はなかった。 ホ 事業主団体の広報誌掲載、ポスターに加え、全国の振興山村の広報誌に対し、退職金の請求勧奨に関する記事掲載を依頼した。 ・森林組合10月号（全国森林組合連合会発行） ・各振興山村の広報誌（10/27、734自治体に掲載依頼し202自治体が掲載実施） ※振興山村とは、山村振興法に基づき、旧市町村単位に林野率75%以上かつ人口密度	の追加支給はなかった。 ・ホームページや振興山村（734所）の広報誌等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。
---	--	--	--	---

	え、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施する。 へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。 ト 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。	え、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施する。 へ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 ト マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。		1. 16 人/町歩未満等で、都道府県知事の申請に基づき主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が指定するもの。 へ ホームページ、全契約者への「お知らせ」のハガキの送付により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ・ 3, 216 所、6/15 時点の全契約者 ト NHKへの放送協力依頼において共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。 ・ NHK放送依頼(54 支局)		・ 令和 2 年度の加入目標 1, 900 人に対し、加入実績 1, 545 人（年度目標達成率 81. 3%）となった。
（３）加入促進対策の効果的実施	（３）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対	（３）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対	< 定量的指標 > ・ 令和 2 年度における新たに加入する被共済者数の目標を、	（３）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施		

	林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）9,048人 ※ 実績値 2013（平成25）年度：1,736人、2014（平成26）年度：1,820人、2015（平成27）年度：2,372人、2016（平成28）年度：1,768人	策の実施 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等	策の実施 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等	1,900人以上とする。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。	林退共は、累損解消計画の策定年度であり、これまでも増して、積極的な加入勧奨に努めた。令和2年度は林野庁の協力を得て、個別事業主に対する加入勧奨を強力に推進するほか、累損を抱え広報経費の増額は困難なため、費用を要さない広報媒体の掘り出しに努め、新たに202の自治体広報誌への加入促進の記事掲載を実現した。ただし、現在実施している加入促進策の効果等を見定めつつも、林業従事者数は平成2年度からの四半世紀に半減しており、近年の新規就業者数が約3千人にとどまっており、さらに、林退共の対象者である期間労働者の割合も減少が続いているという厳しい現実を直視すれば、中期・長期施策の検討に着手するため、各地域の林業関係者にアンケート調査を実施した。 11月の累損解消計画策定と同時並行的に様々な取組を行ったものの、前記の林業従事者、中でも期間労働者を巡る厳しい現実はいかに加入実績は、目標1,900人に対し1,545人にとどまった。 イ 広報資料等による周知広報活動 ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 ・全国林材業労働災害防止大会において会場内ポスターの掲示、大会誌へ記事掲載をお願いしているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となったため、主催協会の機関誌「林材安全」に広報記事掲載を要請した。 ・加入促進強化月間の協力依頼を通じて、制度への加入促進を要請した。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した（6/15 3,216件）。 ・林野庁の協力（未加入事業所の名簿を提供、加入指導の要請）のもと「国有林野事業の受託事業体」に対する加入促進、履行確保について文書により実施した（10/1 未加入事業所49所、既加入事業所187所）。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等	＜評価の視点に対する措置＞ ・林退共は、累損解消計画の策定年度であり、これまでも増して、積極的な加入勧奨に努めた。令和2年度は林野庁の協力を得て、個別事業主に対する加入勧奨を強力に推進するほか、累損を抱え広報経費の増額は困難なため、費用を要さない広報媒体の掘り出しに努め、新たに202の自治体の広報誌への加入促進の記事掲載を実現した。ただし、現在実施している加入促進策の効果等を見定めつつも、林業従事者数は平成2年度からの四半世紀に半減しており、近年の新規就業者数が約3千人にとどまっており、さらに、林退共の対象者である期間労働者の割合も減少が続いているという厳しい現実を直視すれば、中期・長期施策が必須であるということを、業界関係者ともこの累損解消計画の策定の過程で共有出来たので、中期・長期施策の検討に着手するため、各地域の林業関係者にアンケート調査を実施した。 11月の累損解消計画策定と同時並行的に様々な取組を行ったものの、前記の林業従事者、中でも期間労働者を巡る厳しい現実はいかに加入実績は、目標1,900人に対し1,545人にとどまった。 〔業務運営上の課題及び改	
--	--	--	--	--	--	---	--

		る加入勸奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勸奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構	る加入勸奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勸奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構	関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勸奨を行った。 ・ブロック林材業安全管理推進会議（書面開催）にて、制度のあらまし等の資料を各ブロック（東海・北陸、近畿、北海道、中国・四国、東北）に送付した。 （関東・甲信越ブロックは中止） ・林業労働災害撲滅キャンペーンでのあらまし配布 100 部 ・雇用管理セミナーでのあらまし配布（北海道他 43 件）100 部 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び林野庁の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。 ・関係団体等による広報記事掲載 2 件 「森林組合 10 月号」 「林材安全 10 月 1 日号」 ・林野庁の協力(未加入事業所の名簿を提供、加入指導の要請)のもと、「国有林野事業の受託事業体」に対する加入促進、履行確保について文書により実施した（10/1 未加入事業所 49 所、既加入事業所 187 所）。 ・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 例年、全国森林組合連合会が開催する「緑の雇用」事業全国担当者会議等で加入勸奨を要請していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議が開催されなかった。林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も踏まえ、令和元年度より、「意欲と能力のある林業経営者」として公表されている林業経営者に対し加入勸奨を実施しているが、令和 2 年度は累損解消計画を策定したところであり、加入促進対策の効果を高めるため機構から林野庁に依頼し、林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度加入促進への協力をするよう通知文書を発出していただいたうえで、林退共からは、「意欲と能力のある林業経営体」122 所、「意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体」85 所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勸奨を実施した。 また、地域によって林業従事者に対する被共済者の加入状況が大きく異なることから、地域	善方策] 加入促進対策について、加入目標を達成できるよう、関係事業主団体等に対して制度の活用を強く依頼するとともに、既加入・未加入事業者等に参加勸奨を実施するなど、引き続き状況に応じた効果的な加入勸奨の取組が必要である。 ＜令和元年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ ・林退共は、累損解消計画の策定年度であり、これまでも増して、積極的な加入勸奨に努めた。令和 2 年度は林野庁の協力を得て、個別事業主に対する加入勸奨を強力に推進するほか、累損を抱え広報経費の増額は困難なため、費用を要さない広報媒体の掘り出しに努め、新たに 202 の自治体広報誌への加入促進の記事掲載を実現した。ただし、現在実施している加入促進策の効果等を見定めつつも、林業従事者数は平成 2 年度からの四半世紀に半減しており、近年の新規就業者数が約 3 千人にとどまっており、さらに、林退共の対象者である期間労働者の割合も減少が続いているという厳しい現実を直視すれば、中期・長期施策が必須であるということ、業界関係者ともこの累損解消計画の策定の過程で共有出来たので、中期・長期施策の検討に着手するため、各地域の林業関係者にアンケート調査を実施した。 11 月の累損解消計画策定と同時並行的に様々な取組を行ったものの、前記の林業従事者、中でも期間労働者を巡る厳しい現実は何ともしがたく加入実績は、目標 1,900 人に対し 1,545 人にとどま
--	--	--	---	---	--

	の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び林業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とする。 （４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。 【指標】 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。	の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 平成31年度における新たに加入する被共済者数の目標を、1,900人以上とする。 （４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。 ロ 契約及び退	＜定量的指標＞ ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施するこ	の実情に応じた加入促進対策を講じるため、各地域の林業関係者に対しアンケート調査を行った。 ③ 加入目標数 令和2年度の加入目標1,900人に対し、加入実績1,545人（年度目標達成率81.3%）となった。 （４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、厚生労働省からの押印廃止の指示に従い、直ちに諸様式を見直し、原則として押印欄を廃止した。 このことについて、ホームページ上で周知するとともに、新様式を作成しダウンロードできるようにすることで、共済契約者への迅速な周知と利便性の向上等を図った。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日	った。 ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給した。 ・令和2年度における林退共ホームページへのアクセス数は389,729件、達成率1217.9%であった。 なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間315,360件程度であり、これを除いても74,369件のアクセス件数を獲得している。 ・加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供したが、林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・	
--	---	--	---	--	---	--

【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前目標期間中（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30日 ② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。 【指標】 ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標	職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。 ② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度3万2千件以上とする。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。	職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。 ② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を年3万2千件以上とする。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。	と。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。 ・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。 ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。	以内に退職金を全数支給した。 ② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 令和2年度における林退共ホームページへのアクセス数は389,729件、達成率1217.9%であった。 （トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している。） なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間315,360件程度であり、これを除いても74,369件のアクセス件数を獲得している。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、HPを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。	要望等を聴取し適切に対応する。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、厚生労働省からの押印廃止の指示に従い、直ちに諸様式を見直し、原則として押印欄を廃止した。 このことについて、ホームページ上で周知するとともに、新様式を作成しダウンロードできるようにすることで、共済契約者への迅速な周知と利便性の向上等を図った。 ・加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、HPを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。 ・運営委員会の場を活用して、各種統計等の情報を提供したが、林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。	
---	---	---	--	--	--	--

を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成 25）～2016（平成 28）年度）における平均アクセス件数：32,557 件 ③ 積極的な情報の収集及び活用 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。 【指標】 毎年度 1 回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。 【目標設定等の考え方】 林退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度 1 回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善	③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。 ハ 毎年度 1 回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。 ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。		③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供したが、林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。 ・中特合同参与会（11/27 書面開催）（3/29 書面開催） ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整備した。 事業季報 138 号 （2020 年 1 ・ 2 ・ 3 月） 事業季報 139 号 （令和 2 年 4 ・ 5 ・ 6 月） 事業季報 140 号 （令和 2 年 7 ・ 8 ・ 9 月） 事業季報 141 号 （令和 2 年 10 ・ 11 ・ 12 月） ハ 運営委員会の場を活用して、各種統計等の情報を提供したが、林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。 ・運営委員会（6/30 持ち回り開催）（10/23 持ち回り開催）（3/12 持ち回り開催）		
---	--	--	--	--	--	--

	することを指標 とすることとする。						
--	----------------------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1―5	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的实施 3 財務運営		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 2 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指 標	達成目標	平成３０年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度			平成３０年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度
貸付決定までの審査期間	財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均５業務日以下	3.99 日	4.02 日	4.11 日				予算額（千円）	217,225,361	199,832,576	194,137,613		
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】				決算額（千円）	170,129,734	154,733,571	148,625,178		
財形持家融資等に関する相談受付件数	毎年度 700 件以上	752 件	728 件	656 件				経常費用（千円）	2,310,438	1,996,894	1,798,840		
同上【達成度】		【107.4%】	【104.0%】	【93.7%】				経常利益（千円）	705,394	572,196	352,232		
財形持家融資の新規借入申込件数	中期目標期間中の合計で 2,080 件以上	平成 30 年度目標 502 件以上実績：666 件	令和元年度目標 454 件以上実績：873 件	令和２年度目標 410 件以上実績：753 件				行政コスト（千円）	－	1,997,070	1,799,591		
同上【達成度】		【132.7%】	【192.3%】	【183.7%】				行政サービス実施コスト（千円）	△728,864	－	－		
ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数	毎年度 31 万件以上	648,489 件	678,628 件	800,601 件				従事人員数	21	21	21		
同上【達成度】		【209.2%】	【218.9%】	【258.3%】									
ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）	毎年度 80% 以上	73.3%	81.9%	83.1%									
同上【達成度】		【91.6%】	【102.4%】	【103.9%】									

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅱ 財産形成促進事業	Ⅱ 財産形成促進事業	Ⅱ 財産形成促進事業		Ⅱ 財産形成促進事業	＜評定と根拠＞ 評定：B	評定	
	1 融資業務の着実な実施 融資業務の運営に当たっては、勤労者世帯の持家取得について、自営業主世帯に比べて立ち後れが見られることに鑑み、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により中期計画に定める審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。 【指標】 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。 【目標設定等の考え方】 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持する必要があるため、前	1 融資業務の着実な実施 融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、貸付金利については、転貸貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して設定する。なお、その際には、業務経費の削減を通じたスプレッドの抑制に努めつつ、制度の安定性を損なうことのないよう適切なスプレッドの設定に配慮する。 調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性を検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得つつ、金融機関との調整を実施する。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品性については、厚生労働省の政策体系・目的にも配慮した、対象層を限定した特例金利の設定等商品設計面で工夫を凝らす。 手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査	1 融資業務の着実な実施 融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、貸付金利については、転貸貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して設定する。なお、その際には、業務経費の削減を通じたスプレッドの抑制に努めつつ、制度の安定性を損なうことのないよう適切なスプレッドの設定に配慮する。 調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性を検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得つつ、金融機関との調整を実施する。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品性については、厚生労働省の政策体系・目的にも配慮した、対象層を限定した特例金利の設定等商品設計面で工夫を凝らす。 手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査	＜定量的指標＞ - 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。 - 財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。 - 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件（うち、令和2年度においては410件）以上とすること。 - ホームページの財形持家融資制度	1 融資業務の着実な実施 貸付金利については、資金の調達にかかる金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して、4月より0.59%、7月より0.67%、10月より0.70%、1月より0.68%で設定した。 調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、厚生労働省と連携して現在の水準の妥当性等に関する検討を進めた。 勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品設計面での工夫として、以下のとおり、自然災害で被災した勤労者に対する融資制度の拡充を行った。 ①利用する際の融資限度額を所要額の99%に引き上げた。 ②中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置若しくは子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置との併用を可能とし、金利の更なる引下げを行った。 手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家によるセミナーを受講した。貸付決定までの審査期間は、貸付決定した753件について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以内に貸付決定した。（決定までに要した平均審査処理期間は4.11日であった。）	・借入申込（753件）について、借入申込書を受理した日から平均4.11日に貸付決定を行い、目標を達成した。【達成率100%】 ・財形持家融資等に関する相談は656件であり、目標未達成であった。【達成率93.7%】同相談件数は、「事業主等からの相談」の減少（前年度比△66件）が大きく影響し、目標を達成した前年度と比べ約9割（△72件）に落ち込んだ。「事業主等からの相談」の減少は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う出勤抑制やテレワーク等により相談の機会が減ったことが要因と考えられ、特に4月は前年度比△30件と大きく落ち込んだ。 ・財形持家融資の新規借入申込件数は753件であり、数値目標（令和2年度：410件）を達成した。【達成率183.7%】継続実施した子育て勤労者支援貸付金利引下げ等が、引き続き勤労者の利用促進に大きく寄与（※）したことによるものと考えられる。（※）新規借入申込件数753件のうち、571件（75.8%）が何らかの特例措置を利用。 ・ホームページの財形持家融資制度の情報に関す		

	中期目標期間中（2013（平成 25）～2016（平成 28）年度）における平均審査期間を指標とすることとする。	処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を毎年度 1 回以上実施し、貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均 5 業務日以下とする。	処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を実施し、貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均 5 業務日以下とする。	の情報に関するアクセス件数を、毎年度 31 万件以上とすること。		るアクセス件数(※)は、800,601 件であり、目標を達成した。【達成率 258.3%】 （※）トップページ及び特設サイトへのアクセス数の合計値を表記している。 なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間 315,360 件程度であり、これを除いても 485,241 件のアクセス件数を獲得している。	
	2 利用促進対策の効果的实施 （1）特別な支援を必要とする者への対応等 政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。	2 利用促進対策の効果的实施 （1）特別な支援を必要とする者への対応等 政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた以下の利用促進対策に取り組む。 これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度 700 件以上とし、中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計 2,080 件以上とする。 ① 広告代理店等外部専門家も活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を毎年度実施、効果を検証の	2 利用促進対策の効果的实施 （1）特別な支援を必要とする者への対応等 政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた以下の利用促進対策に取り組む。 これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数を、700 件以上とし、財形持家融資の新規借入申込件数を、410 件以上とする。 ① 広告代理店等外部専門家も活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を実施、効果を検証し、必要	・毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を 80%以上とすること。 ＜その他の指標＞なし ＜評価の視点＞ ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定を行い、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどの検証等を実施しているか。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、特例金利の設定などの商品設計や審査業務の迅速化に向けた取組を行ったか。	2 利用促進対策の効果的实施 （1）特別な支援を必要とする者への対応等 政府方針を踏まえ、東日本大震災による被災者の貸付金利引下げ措置の適用期間を令和 8 年 3 月 31 日まで延長した。また、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の適用期間を令和 4 年 3 月 31 日まで延長した。 加えて、以下の①～④の取組を行った。 ① 広告代理店を活用し、若年層への制度浸透をより深めるために、テレビCMなど新たな手法での広報を実施した。 また、漫画「サラリーマン山崎シゲル」とコラボを行い、若年層から経営者層まで幅広い世代に向けた情報発信を行った。 加えて、前記広告代理店を通じてインターネットを活用したアンケートも実施し、広報手段の効果測定のほか、財形に対する認識の確認や啓発・周知を実施した。	・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）は 83.1%であり、目標を達成した。【達成率 103.9%】 ＜評価の視点に対する措置＞ ・貸付金利の設定に関して、国及び関係機関と密接に連携し、勤労者の生活の安定に資するという目的を踏まえつつ、現在の金融情勢も勘案し、財務の健全性に問題が生じないような適切なスプレッドを算定して決定した。 ・商品設計面での工夫として、自然災害で被災した勤労者の早期の生活再建を支援するため、必要な額を低利で借りられるよう、融資限度額の引上げや特例措置の併用による更なる金利引下げといった制度改正を行った。 ・手続面については、外部専門家によるセミナーを受講し、審査の妥当性	

	うえ、改良を重ねる。 ② 行政機関等のメールマガジン、機関誌等について、費用対効果を検証しながら活用を図る。 ③ 事業主転貸融資の利用に繋げるため、中小企業へのアドバイザーである社労士や税理士等の会議・集会・研修等に積極的に参加し、顧客である中小企業事業主への周知・推奨を依頼する。 ④ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を毎年度開催する。 （２）情報提供の質の向上 ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させること。 【指標】 財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度 700 件以上とすること。 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計 2,080 件以上とすること。	うえ、改良を重ねる。 ② 行政機関等のメールマガジン、機関誌等について、費用対効果を検証しながら活用を図る。 ③ 事業主転貸融資の利用に繋げるため、中小企業へのアドバイザーである社労士や税理士等の会議・集会・研修等に積極的に参加し、顧客である中小企業事業主への周知・推奨を依頼する。 ④ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を毎年度開催する。 （２）情報提供の質の向上 ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況や閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させ、ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 31 万件以上とするとともに、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）	に应じて改良を加える。 ② 行政機関等のメールマガジン、機関誌等について、費用対効果を検証しながら活用を図る。 ③ 事業主転貸融資の利用に繋げるため、中小企業へのアドバイザーである社労士や税理士等の会議・集会・研修等に積極的に参加し、顧客である中小企業事業主への周知・推奨を依頼する。 ④ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を毎年度開催する。 （２）情報提供の質の向上 ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況や閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させ、ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、31 万件以上とするとともに、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を、	・政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組んだか。 ・ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させているか。 ・自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施している	② 行政機関等が発行する掲載料無料のメールマガジンを活用して、18 万超の登録者に財形制度の周知を行った。 また、以下の機関誌へ財形制度の広告掲載を行った。 ・全国社会保険労務士会連合会「月刊 社労士」 ・介護労働安定センター「CARE WORK」 ③ 社労士や税理士等の会議・集会・研修等については、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、参加を見送ったが、次年度に向け、オンラインでのアプローチを含め、引き続き調整を続けることとした。 ④ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、セミナーの開催を見送ることとし、次年度において動画配信等の代替策を実施するよう検討した。 なお、今年度の財形持家融資等に関する相談受付件数は 656 件、財形持家融資の新規借入申込件数は 753 件であった。 （２）情報提供の質の向上 ホームページについて、WEB 広告を活用した積極的な広報展開を行ったほか、被災者向けの貸付金利引下げなどを紹介する専用ページ並びに漫画「サラリーマン山崎シゲル」とコラボを行った特設サイトの開設など、若年層から経営者層まで幅広い世代に向けた情報発信を行い、情報提供の質の向上に努めた。 今年度は 800,601 件のアクセス件数を獲得し、達成率は 258.3%であった。（トップページ及び特設サイトへのアクセス数の合計値を表記している。） また、ホームページ及びパンフレット等広告媒体に関する満足度調査（わかりやすい等の割合）の結果は、83.1%が肯定的な回答であった。 なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間 315,360 件程度であり、これを除いても 485,241 件のアクセス件数を獲得している。 ホームページについては、コンテンツの全面見直しに向け、機構インターネット関連システムの更改に係る仕様確定後、直ちに入札公告を実施した（令和 3 年度中に完成予定）。	確保と迅速な審査処理の維持を図った。 ・政府方針を踏まえ、東日本大震災による被災者の貸付金利引下げ措置の適用期間を令和 8 年 3 月 31 日まで延長した。また、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の適用期間を令和 4 年 3 月 31 日まで延長した。 ・国や関係機関と連携しつつ、広告代理店を活用した財形制度全般の周知キャンペーンを展開した。同キャンペーンでは、ポスター、バナー広告、興味喚起動画、チラシ、特設サイトなどを作成したほか、前記広告代理店を通じてインターネットを活用したアンケートを実施し、広報手段の効果測定のほか、財形に対する認識の確認や啓発・周知を実施した。 ・行政機関等が発行する掲載料無料のメールマガジン及び機関誌への広告掲載を通じて財形制度の周知を行った。 ・ホームページについて、WEB 広告を活用した積極的な広報展開を行ったほか、被災者向けの貸付金利引下げなどを紹介する専用ページ並びに漫画「サラリーマン山崎シゲル」とコラボを行った特設サイトの開設など、若年層から経営者層まで幅広い世代に向けた情報発信を行い、情報提供の質の向上に努めた。 ・中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施し	
--	--	--	---	--	--	--	--

	ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 31 万件以上とすること。 毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を 80％以上とすること。 【目標設定等の考え方】 利用促進のためには広く相談を受けることが重要であることから、相談受付件数については、前中期目標期間で最多であった 2016（平成 28）年度ベースの相談件数を目標とすることとする。 ※ 2016（平成 28）年度実績 707 件 新規借入申込件数については、前中期目標期間中の取組水準及び新規貸付件数の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 2014（平成 26）～2016（平成 28）年度における貸付決定件数に基づく年度平均減少率 10％ ※ 実績値 2014（平成 26）年度：751 件、2015（平成 27）年度：681 件、2016（平成 28）年度：614 件 アクセス件数については、ホームページの利便性を図るため、これまでの実績を基に指標を設定することとする。 ※ 2013（平成 25）～2016（平成 28）年度の平均アクセス件数 31 万件	を、毎年度 80％以上とする。	80％以上とする。	なお、ホームページについては、令和 2 年度中の完成を目指し、コンテンツの全面的見直しに取り組む。	か。		・剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てたか。		ているが、その継続検討にあたっては、政策的意義及び利用率向上の観点だけではなく、当該措置が今後の損益状況に与える影響を検証し、財務の健全性に問題が生じないことを確認した上で実施した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。 ・剰余金の使途については、該当なし	
--	--	-----------------	-----------	--	----	--	---	--	--	--

	ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度については、利用者等の満足度を調査した上で、更なる向上を図るため、大多数の利用者から満足（わかりやすい等の割合）が得られる水準を指標として設定することとする。 3 財務運営 （１）自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。 （２）剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。	3 財務運営 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。	3 財務運営 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。		3 財務運営 中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、政策的意義及び利用率の向上を踏まえ継続実施したが、その際には、当該措置が財政状況に与える影響を検証のうえ、財務の健全性に問題が生じないことを確認した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	Ⅲ 雇用促進融資事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ－施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法附則第2条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指 標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度			30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
								予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								行政サービス実施コスト（千円）					
								従事人員数					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資の償還期限が2019（平成31）年度末であることを踏まえ、期限までに着実な償還を行うこと。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資からの借入金残高974,998千円（2017（平成29）年度末時点）を2019（平成31）年度までに着実に償還する。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進める。	<定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・雇用促進融資業務について、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、金融機関や弁護士等専門家の意見を適宜聴取するとともに、金融機関の業務指導を継続的に実施しながら、法令にのっとりって債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めた。 ○業務指導・監査 13回 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予定していた金融機関への訪問による指導・監査は見送ることとし、機構で作成した自己点検調書を提出させることにより、債権の管理状況を確認した。 ○滞貸償却 3件	<評定と根拠> 評定：B 以下の根拠を踏まえ、Bと評価する。 雇用促進融資業務については、金融機関や弁護士等専門家の意見を適宜聴取するとともに、金融機関の業務指導を継続的に実施しながら、法令にのっとりって債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めた。 <評価の視点に対する措置> ・雇用促進融資業務については、金融機関や弁護士等専門家の意見を適宜聴取するとともに、金融機関の業務指導を継続的に実施しながら、法令に	評定

				等）の処理を進めたか。		のっとして債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めた。 ○業務指導・監査 13回 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予定していた金融機関への訪問による指導・監査は見送ることとし、機構で作成した自己点検調書を提出させることにより、債権の管理状況を確認した。 ○滞貸償却 3件	
--	--	--	--	-------------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
	中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。	同左		実施済	実施済	実施済			
	建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成30）年12月までに検討結果を取りまとめること。	同左		実施済	実施済	－			
	建退共制度における掛金納付方式に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。	同左		－	－	実施済			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図ること。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施する。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図る。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施する。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図る。		第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施した。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図った。 ○諸手続・事務処理等の再点検を行い、「事務処理改善計画」を作成して加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図った。 [主な改善実績] 機構内事務処理に関すること 11件 加入者が行う手続に関すること 5件 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策や働き方改革の推進を目的として、会議や研修等のWEB上での開催・実施のための「WEB会議等の利用に係る手順書」を策定した。 またWEB会議等のみならず、書面又はメール開催方式の導入や会議体のスマート化を行うことにより会議全体の効率化を図った。 ・中退共事業においては、WEBによる制度説明会を開催し、利用者の利便性の向上を図った。 ・建退共事業においては、電子申請方式の申込書をダウンロード可能にするとともに、公共工事における共済証紙の購入に係る金額と枚数の目安が算出可能となるシミュレーションをホームページに掲載し、利用者の利便性の向上を図った。 ・財形事業においては、東日本大震災特例貸付及び財形災害融資に係る貸付制度の拡充に伴い、業務実施マニュアルを見直し、事務処理の改善を図った。 ・調達等合理化検討チームにより、安易な随意契約で経費が増大しないように審議した(37件)。	＜評定と根拠＞ 評定：B 業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から、ダウンロード様式の充実化や各種マニュアルの策定・見直しなどを行った。 一般管理費については、平成29年度予算額に比べて令和2年度においては33.4%削減するとともに、業務経費については、平成29年度予算額に比べて令和2年度においては12.4%削減し、経費削減に努めた。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮のうえ検証し、その結果や取組状況を6月末に公表した。 中退共事業における中退共電算システムについては、令和2年5月より前工程で策定した基本構想書を基にシステム再構築の計画策定・要件定義工程を開始、各部課の職員の協力のもと業務要件の定義のほか、設計・開発工程の仕様書案作成等を行い、予定どおり3月末に同工程を終了した。 また、5年半に亘る設計・開発工程の要となる全体工程管理及びシステム部門支援のための委託業者（PMO）については、綿密な調査により、本再構築プロジェクトの内容や機構の人員体制等を勘案した業務内容を策定のうえ、業者を募集・選定した。 現行中退共電算システムのドキュメンテーションの整備については令和2年9月に第2フェーズ	評定	

						が予定どおり完了し、同10月より最終の第3フェーズの作業を開始した。本作業は、開発工程の要件確認が始まる令和3年10月までに完了する予定。 建退共制度における掛金納付方式の事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的とした電子申請方式の導入について、新型コロナウイルスの影響によりスケジュール調整が非常に困難な中、安全かつ確実な稼働と情報系システムと業務系システムとの物理的分離等による万全な情報セキュリティ要件を踏まえた要件定義及び調達仕様書に沿ったシステム構築を進め、10月からの試行的実施を経て、3月から本格的にシステム稼働を行った。 契約については、機構の「調達等合理化計画」（6/24HP公表）に基づき取組を着実に実施した。令和2年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないように努めた。また、監事及び会計監査人において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。これらを踏まえ、B評価とする。
	2 業務運営の効率化に伴う経費削減 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費	2 業務運営の効率化に伴う経費削減 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費	2 業務運営の効率化に伴う経費削減 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、業務運営全体を通じて一層の効	＜定量的指標＞ ・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必	2 業務運営の効率化に伴う経費削減 平成29年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については33.4%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については12.4%の削減を行った。	①一般管理費については、平成29年度予算額に比べて15%以上削減した。 [定量的指標]一般管理費削減率（平成29年度予算額比） 目標値：15%以上削減 令和2年度実績値：143,674（千円） 33.4%削減 ②業務経費について

	（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行う。	率化を図るとともに予算の適切な執行を行う。	要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。 ・中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。 ・建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実		は、平成29年度予算額に比べて5%以上削減した。 〔定量的指標〕 業務経費削減率（平成29年度予算額比） 目標値：5%以上削減 令和2年度実績値：3,824,381（千円） 12.4%削減 ・令和2年5月より前工程で策定した基本構想書を基にシステム再構築の計画策定・要件定義工程を開始、各部課の職員の協力のもと業務要件の定義のほか、設計・開発工程の仕様書案作成等を行い、予定どおり3月末に同工程を終了した。また、5年半に亘る設計・開発工程の要となる全体工程管理及びシステム部門支援のための委託業者（PMO）については、綿密な調査により、本再構築プロジェクトの内容や機構の人員体制等を勘案した業務内容を策定のうえ、業者を募集・選定した。 現行中退共電算システムのドキュメンテーションの整備については令和2年9月に第2フェーズが予定どおり完了し、同10月より最終の第3フェーズの作業を開始した。本作業は、開発工程の要件確認が始まる令和3年10月までに完了する予定。 ・情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったうえでシステムのセキュリティ要件を万全にし、10月からの試行的実施を経て、参加	
--	---	--	------------------------------	--	--	---	--

				な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。 ＜その他の指標＞ なし		企業からの意見などを踏まえつつ、3月から電子申請方式を本格的に導入した。（電子申請方式導入企業 887 社 3/31 現在） なお、電子申請専用サイトのセキュリティ強度を確認するため、ペネトレーションテストを実施したところ、AAA（脆弱性なし）の診断を受けた。	
	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表すること。	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	＜評価の視点＞ ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等について検証及び公表したか。	3 給与水準の適正化 機構の令和2年度における給与水準について以下のとおり検証を行った。 年齢のみで比較した对国家公務員指数は112.3となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。 勤務地域を考慮した地域勘案指数では99.7、地域・学歴勘案では99.5となっており、国家公務員指数を下回っている。 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.3%と極めて小さい（国からの財政支出額 8,857 百万円、支出予算の総額 651,545 百万円：令和2年度予算）。 ※ 上記については、令和3年6月末に機構HPにおいて公表した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。 ・東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）について、引き続き国家公務員の20%よりも低い水準に留めている。 ・総人件費については、超過勤務管理の徹底等を行いつつ、政府の取組を踏まえて適切に対応した。 ・年齢のみで比較した对国家公務員指数は112.3となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。 勤務地域を考慮した地域勘案指数では99.7、地域・学歴勘案では99.5となっており、国家公務員指数を下回っている。 ・支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.3%と極めて小さい。	

	の要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。 建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成30）年12月までに検討結果を取りまとめること。 建退共制度における掛金納付方式に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。 電子申請方式に関する周知の実施率（全ての共済契約者）※共済契約者数（2018（平成30）年度末）172,062 所 電子申請方式の導入に関する意向調査の実施状況 【目標設定等の考え方】 中退共事業における中退共電算システムについて、再構築の目的を達成するために必要な工程を指標とし	な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件の明確化、情報システムと業務系システムとの物理的分離等を図るとともに、半年程度の試行的実施期間を設けることとする。 導入にあたっては、中期目標期間中に全ての共済契約者に電子申請方式の導入について周知することとする。 また、電子申請方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を電子申請方式の利用促進のための方策に反映させることとする。	係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、説明を行うほか、共済契約者等に対するパンフレット・ポスターの作成及び配布を行うなど周知に努める。		62 事業所 115 名（11/4） 67 事業所 146 名（11/5） 併せて、パンフレット（260,000 部）・ポスター（500 部）・現場標識（600 部）を配布し、共済契約者等に対して周知を行った。	の報告と掛金充当が確実かつ容易とする就労実績報告作成ツールの改修を行い、10 月からの試行的実施を経て、3 月から本格的にシステム稼働を実施し、厚生労働省及び国土交通省からは業界団体等に関係の通知が発出された。さらに、同方式を周知するためのパンフレットの作成・配布、ホームページ上での利用受付の整備や手続を説明するためのマニュアル及び動画作成、問合せに対応するためのコールセンターの設置により、共済契約者及び被共済者にとって利用しやすい環境を整えた。併せて、建退共各都道府県支部協力のもと、同方式の導入に向けた説明会を全国規模で開催し、説明を行った。 （電子申請方式導入企業 887 社 3/31 現在） なお、電子申請専用サイトのセキュリティ強度を確認するため、ペネトレーションテストを実施したところ、AAA（脆弱性なし）の診断を受けた。	
--	---	--	--	--	---	---	--

	て設定することとする。 建退共制度における実証実験について、実験終了年度に検討結果を取りまとめることを指標として設定することとする。 建退共制度の電子申請方式の導入に向けたシステム構築及び周知等の目的等を達成するために必要な要件や工程を設定することとする。 電子申請方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を電子申請方式の利用促進のための方策に反映させることとする。						
	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施すること。特に、システム改修	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修	・「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施したか。 ・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施しているか。 ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進した。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」（6/24HP 公表）に基づき取組を着実に実施した。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保するよう努めた。また、契約監視委員会（6/24（書面開催）、9/25、3/17 実施）等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けた。 （添付資料② 調達等合理化計画） なお、競争性のない随意契約に係る契約情報を下記のとおり HP に公表した。	・「令和 2 年度調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するため、令和 2 年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行うことにより、取組を着実に実施した。 ・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。 ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェック	

	等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保すること。また、契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検を受けること。 （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数よりも増加させないよう努めること。 （３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。 （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。 （３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。 （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。令和２年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。 （３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	底的なチェックを受けているか。 ・契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検が行われたか。	・平成 31(令和元)年度第 4 ・四半期(5/11) ・令和 2 年度第 1 ・四半期(8/11) ・令和 2 年度第 2 ・四半期(11/10) ・令和 2 年度第 3 ・四半期(2/10) （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。 令和 2 年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう、公告期間の延長、十分な履行期間の確保及び競争参加資格等に過度の制限を設けないよう要件を点検するなど努めた。 ・第 3 期中期目標期間における一者応札の年間平均件数 36 件 ・令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月における一者応札の件数 31 件（うち支部関係 6 件） （３）業務監査（6/2、9/3、12/23、3/4 実施）、会計検査（12/14～12/16 実施）による監査・検査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。	を受けた。 ・外部有識者による契約監視委員会を 3 回開催し、令和 2 年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。	
--	---	--	---	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)	

注) 削減対象となる一般管理費は、人件費を除いた金額である。
削減対象となる業務経費は、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 「第3 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、着実な累積欠損金の解消を図る。 また、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項を考慮した令和2年度予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。	 <					

				・業務運営の効率化に考慮した予算を作成し、適切な管理を行ったか。		百万円の運用収入を確保できたことが主因となり、令和元年度末の累積欠損金約7億4百万円のうち、5億1千7百万円解消することができた。 ・令和2年度予算について適切な管理を行った。	
--	--	--	--	----------------------------------	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	1 内部統制の強化		
	2 情報セキュリティ対策の推進等		
	（1）情報セキュリティ対策の推進		
	（2）災害時等における事業継続性の強化		
	3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携		
	4 資産運用における社会的に優良な企業への投資		
	5 人事に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	（参考情報）	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第6 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他業務運営に関する重要事項	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	第4 その他業務運営に関する重要事項	＜評定と根拠＞ 評定：B 機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、以下の取組により内部統制の更なる強化を図った。なお、内部統制の取組が形骸化することを防止するため、特に令和2年度においては、毎月の理事会において、理事長自らが、公的機関に勤める役職員としての「高い職業倫理」及び金融業務を行う機関としての「社会通念以上の注意義務」という2つのキーワードにおいて機構の統制環境の水準を引き上げること	評定	
	1 内部統制の強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有す	1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、資産運用委員会や運営委員会をはじめとする各種会議や監事監査等を通じて、内部統制システムを適切に運用するとともに、内	1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下の体制で取り組む。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するため		1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下の体制で取り組んだ。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を踏まえ、各種会議や研修等を通じて認識を共有した。			

	ること。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。	部の仕組みが有効に機能しているか継続的に点検・検証し改善することにより、内部統制のさらなる強化を図る。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。	の体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。	（１）資産運用委員会 当機構のガバナンス強化策の一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会では、基本指針を始め資産運用に係る重要事項について、本委員会での議を経て決定する。 資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。 審議内容については、議事要旨等の形で速やかに公表し、透明性、対外説明力の維持・向上に努める。	（２）情報セキュリティ委員会 情報セキュリティ委員会では、情報セキュリティ・インシデント発生時の手順書など情	（１）資産運用委員会 ・WEB会議等を活用して新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ「資産運用委員会」を開催し（4/20、5/14、6/18、9/4、10/30、11/30、12/18、12/24、2/19、3/15）、余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び運用結果を報告した。 ・令和元年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 ・基本方針の改正について、審議の結果を反映させた。 ・新型コロナウイルス感染拡大が金融経済ひいては掛金等収入や退職金等支払に与える影響が見定め難いことを踏まえ、不測の流動性不足を回避するため、「臨時資産運用委員会」を開催（5/14）し、承認を得た上で、5月以降、大部分の満期保有目的の自家運用債券購入を見合わせ、流動性確保に努めた。その後3月には、流動性が安全な水準に達したと考えられたことから、「資産運用委員会」（3/15）の承認を得た上で、流動性の水準を当面確保することを条件に、令和3年度から自家運用債券の再投資を再開することとした。 ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について「資産運用委員会」での審議を重ね、その審議内容を踏まえ、期待リターンを決定し、委託運用部分について中退共・清退共・林退共との合同運用に移行する方向で準備を進めていく方針が了承された。 ・合同運用資産のパッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーに関し、運用受託機関及び管理受託機関の募集・選定に「資産運用委員会」での審議結果を反映させた。 ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明に関して、「資産運用委員会」での審議を重ね、その審議結果を踏まえた内容により、9月に受入れ表明を行った。 ・審議内容について公表したものは次のとおりである。 資産運用委員会議事要旨（令和元年度第5～7回及び令和2年度第1～7回）	（２）情報セキュリティ委員会 CIO補佐官も出席のもと、情報セキュリティ委員会を開催し、以下について審議を行った。 ・第17回情報セキュリティ委員会を開催（10/9 書面開催）し、新たに策定する、会議や研修等のWEB上での開催・実施のための「WEB会議等の利用	を繰り返し指示するとともに、このための統制活動の一つとして、機構における重要事項については理事長文書決裁による意思決定を徹底することにより、責任の所在を明らかにすることとした。 ①機構のガバナンス強化策の一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会において、資産運用の基本方針の変更など重要事項について、本委員会での議を経て決定した。②情報セキュリティ委員会において、新たに策定する、会議や研修等のWEB上での開催・実施のための「WEB会議等の利用に係る手順書」及び、システム管理部による、各部署独自調達端末等の一元管理を目的とした「システム管理部による一括調達以外の各課端末機器に係る保有状況管理要領」について審査や標的型メール訓練及び自己点検の実施結果と内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況の報告及び今後の課題の審議、並びに情報セキュリティに関する対策について令和2年度の実績や令和3年度の対策推進計画について審議を行った。③システム化委員会において、令和2年度案件などについて精査を行った。④リスク管理・コンプライアンス委員会において、リスク・マップの更新等を行うとともに、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行った。⑤各種施策・計画の進捗状況等を、監事による監査、業務運営・推進会議、内部監査などによりモニタリングを行い、PDCAサ	
--	---	--	---	---	---	--	--	---	--

		報セキュリティに係る規程等について審議するほか、情報セキュリティ・インシデントに関する総括を行い、情報セキュリティに関する問題意識の共有と施策の策定を行う。 委員会にはCIO補佐官も委員として出席し、専門的見地から審議に加わる。 （３）情報セキュリティ有識者委員会 情報セキュリティ有識者委員会では、情報システムにおける情報セキュリティ強化及び中退共電算システムの再構築等の円滑な遂行に資するため、情報セキュリティ施策に関する現状・計画や、再構築等の進捗状況・予定等を情報セキュリティ有識者委員会に報告し、外部有識者委員による審議、助言、提言を受ける。 併せて、CIO補佐官から年次活動報告を受け、審議を行う。 （４）システム化委員会 システム化委員会では、機構内のシステム化を統合的に管理するため、システム化案件の内容とその予算措置状況を全体として把握できる	に係る手順書」及び、システム管理部による、各部署独自調達端末等の一元管理を目的とした「システム管理部による一括調達以外の各課端末機器に係る保有状況管理要領」について審査を行った。 ・第18回情報セキュリティ委員会を開催（3/31 書面開催）し、標的型メール訓練及び自己点検の実施結果と内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況の報告及び今後の課題の審議、並びに今年度の実績報告と来年度の対策推進計画に係る審議を行った。 （３）情報セキュリティ有識者委員会 情報セキュリティ有識者委員会を開催し、以下について審議を行った。またこれらについて有識者から助言を受けた（3/8）。 ○CIO補佐官活動年次活動報告 ○情報セキュリティ対策における状況報告 ○情報セキュリティに係る対策推進計画（案）の策定 ○中退共電算システムの再構築 ○建退共における掛金納付方法についての電子申請方式の導入 （４）システム化委員会 ・前回（令和2年1月開催）の審議内容を踏まえ、第4期中期計画期間中の各事業本部のシステム案件についてさらに精査するとともに、追加・変更案件についても審議を行った（7/31 書面開催）。 ・7/31の審議を踏まえ、引き続き各事業本部の追加・変更案件について審議した（1/7 書面開催）。	イクルを適切に機能させた。 また、外部有識者を加えた情報セキュリティ有識者委員会において、中退共電算システムの再構築、建退共における掛金納付方法についての電子申請方式の導入等について審議を行った。 情報セキュリティ対策については、機構情報セキュリティ対策推進計画に基づく、インシデントに備えた抜線訓練や全役職員を対象とした情報セキュリティ研修などを行い、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図った。また、委託事業者から定期的に保守報告を受け情報・意見交換を行った。 災害時等における事業継続性については、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップなどを行うとともに、機構における職員の新型コロナウイルス感染による業務継続リスクを低減させるため、感染者発生時の対応マニュアルを策定するとともに、昨年度中に発生していた機構における感染拡大防止の対応に係る事務連絡について、地域の感染状況や感染防止の知見等の変化に応じて改正を行った。 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中退共で実施する集合型の制度説明会は中止となったが、令和3年1月以降に開催されたWEBによる説明会（4回）において財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った（58社参加）。
--	--	---	--	--

			ようにする。 （５）リスク管理・コンプライアンス委員会 リスク管理・コンプライアンス委員会では、機構が抱えるリスクの鳥瞰図（リスク・マップ）を作成・更新し、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行う。 また、委員会には法曹関係の外部有識者委員を加え、客観的・専門的見地に立った助言を受ける。 （６）モニタリング体制 各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングし、PDCAサイクルを適切に機能させる。 中期計画・本計画の進捗状況について、業務運営・推進会議を少なくとも年３回開催し、問題の把握・分析と対応策の検討を行う。ただし、情報セキュリティ及びシステム化に関する計画については、それぞれ情報セキュリティ委員会、システム化委員会において検討を行う。 支部・コーナーを含む業務の運営状況、各種施策の実施・運用状況については、監事及		（５）リスク管理・コンプライアンス委員会 ・令和２年度第１回リスク管理・コンプライアンス委員会では、中小企業退職金共済制度に係る不正事案の追加調査について、経緯及び結果報告を行うとともに、再発防止策について確認し、再発防止策を確実に実施していくことの認識を共有した（7/1）。 ・令和２年度第２回リスク管理・コンプライアンス委員会では、新型コロナウイルス感染対策等に係る管理項目が新たに追加されたリスク・マップについて審議した（3/19 書面開催）。 （６）モニタリング体制 財務報告等の信頼性を確保するため、監事による監査を受けた（６月）。また、４月から６月にわたって監査法人による令和元事業年度の期末監査を受け、監査報告書を受領した（６月）。 業務執行状況について、監事による業務監査を受けた（２月）。 業務運営・推進会議を開催し、機構の「令和元事業年度業務実績等報告書（案）」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出した（6/30）。また、令和２事業年度計画の進捗状況について審議を行った。 さらに、過去の実績及び令和２年度実績を踏まえ、令和３事業年度計画を策定した。 ・第１回業務運営・推進会議（4/21～4/22） 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止 ・第２回業務運営・推進会議（6/9 書面開催） 機構の「令和元事業年度実績報告書（案）」に基づき審議 ・第３回業務運営・推進会議（11/12） 機構内各部署に係る令和２事業年度上半期進捗状況及び下半期計画に基づき審議 内部監査計画に基づき、内部統制（規程遵守、個人情報適切な取扱い等）及び情報セキュリティ対策等を重点として、内部監査を実施し、改善要請を行うとともに、前回監査で指摘した事項の改善状況を確認した。 ・PC、USB及び記録媒体等の情報機器の保有・管理状況に係る監査（4/21～4/22） ・出張旅費の取扱いに係る監査（1/27） ・保有特定個人情報等の取扱いに係る監査（3/11）	資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントや議決権行使の活用の方針として実施する方針としている。 令和２年度においては、日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明に関して、「資産運用委員会」での審議を重ね、その審議内容を踏まえ、９月に受入れ表明を行ったほか、運用機関とのエンゲージメントとして、大手運用機関トップとの面談及び運用受託機関によるスチュワードシップ活動報告会を実施した。また、スチュワードシップ活動状況の概要をホームページで公表した。 これらを踏まえ、Ｂ評価とする。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・業務の適正を確保するため、各種会議や委員会において規程を適時適切に見直し、研修等を通じて役職員へ周知を行うことにより認識を共有した。 ・内部監査を実施し、内部統制（規程遵守、個人情報適切な取扱い等）、情報セキュリティ対策等を重点として、改善要請を行うとともに、
--	--	--	--	--	---	---

	策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。 （２）災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じること。	なども活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。 また、インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。 （２）災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じる。	なども活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。 また、インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。 （２）災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じる。	・システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ったか。 ・セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ったか。 ・災害時における事業継続性強化のための対策を講じているか。	・令和２年度情報セキュリティに係る対策推進計画・教育実施計画に基づき、以下の取組を行った。 ○令和元事業年度内部監査の結果、指摘された以下のセキュリティ上の問題に対し、改善を行った。 ・反射型クロスサイトスクリプティングへの対策（5/15） ・h t t pを使用することによる重要情報漏洩リスクへの対策（8/31） ○新規採用者を対象とした情報セキュリティ研修（4/1） ○N I S C研修（9/17、11/30 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ） ○C S I R T研修（9/17 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ） ○情報セキュリティ・インシデント連携訓練（10/14 厚生労働省主催） ○情報セキュリティ対策推進連絡会議（12/16 厚生労働省主催） ○全役職員を対象としたインシデント抜線訓練（12/18） ○全役職員を対象とした標的型メール訓練（1/12） ○全役職員を対象とした情報セキュリティに係る自己点検（1/12～1/22） ○全役職員を対象とした文書管理、個人情報及び情報セキュリティ研修（2/1～2/24） ○所管法人C S I R T担当者会議（2/24 厚生労働省主催） （２）災害時等における事業継続性の強化 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、従来の対面による会議の開催や研修の受講が困難となったことにより、大人数が一堂に会することなく会議の実施や研修の受講ができるWEB会議システムの導入、及び、WEB会議システムの利用上の注意事項や管理要領を「WEB会議等の利用に係る手順書」として策定に向けた業務を行うことで、事業継続性の強化を図った。 機構における職員の新型コロナウイルス感染による業務継続リスクを低減させるため、感染者発生時の対応マニュアルを策定するとともに、昨年度中に発生していた機構における感染拡大防止の対応に係る事務連絡について、地域の感染状況や感染防止の知見等の変化に応じて改正を行った。 さらに、これらに応じた対応（来客応接場所の衝立等の設置）を一部行った。 なお、当該事務連絡に記載した事項のうち、機構内で勤務する派遣会社、業務委託会社（以下「派遣会社等」という。）の労働者にも遵守してもらう必要があることについて、それぞれの派遣会社等及びそれぞれの労働者にも文書による協力要請を行い、了承を得た。 ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じた。 派遣会社等の契約更新にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応等について、総合評価落札方式の審査項目に追加し、これらに対する措置を講じている会社と契約する方針とすることで、機構における新型コロナウイルス感染拡大防止につなげた。 ・WEB・メールシステムの更改に併せ、DNS機能の一部をクラウドへ移行し、機構サーバ室に設置されているWEBサーバの死活を監視させ、通信が途絶えた際に、自動的にS o r r yページを表示するDNSフェールオーバー機能を実装した。	ング及びh t t pを使用することによる重要情報漏洩のリスクについて、対象となるWEBページに対策を講じた。 ・令和２年大型連休時において、機構のWEBサーバを閉鎖し、ホームページの一時閲覧停止の旨を退避用クラウドサーバにて掲示することで、セキュリティ・インシデントのリスクを回避した。 ・委託事業者から定期的に保守報告を受け、情報共有、意見交換を行った。また、ハードウェア・ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報の入手に努めた。 ・情報セキュリティ委員会（10/9、3/31）を開催し、新たに策定する、会議や研修等のWEB上での開催・実施のための「WEB会議等の利用に係る手順書」及び、システム管理部による、各部署独自調達端末等の一元管理を目的とした「システム管理部による一括調達以外の各課端末機器に係る保有状況管理要領」についての審査や令和２年度に実施した訓練等の実績と内部監査の結果報告を行い、今後の課題と令和３年度の対策推進計画を審議した。 ・中退共電算システムについては、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、給付関連データの遠隔地へのデータ転送によるバックアップを継続。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、計画していた非常
--	---	--	--	--	--	--

	3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。 特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。 【指標】 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 2015（平成27）年度実績15回、2016（平成28）年度実績15回	3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用する。 特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行う。 ① 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図る。 ② 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して制度の周知やアンケート調査等を実施するなど効率的な広報活動を行う。	3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用する。 特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行う。 ① 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図る。 ② 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して制度の周知やアンケート調査等を実施するなど効率的な広報活動を行う。	また、目黒区のデータセンタに設置していたS o r r yページを表示するWEBサーバ設置を、本更改により大阪千里のデータセンタへ移行し、首都直下型地震等により機構内のシステムが停止した際には、データセンタにてS o r r yページを表示させ、事業継続性の強化を図った。 ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を行った。非常時の転送データ利用訓練については新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 ・システムバックアップとその外部保管（毎日）を行った。 ・事業継続性強化のため、データやシステムのバックアップ対象及びバックアップ手法等の見直しに関する検討を行い、新たなバックアップ対象の有無を確認したが対象は無かった。 3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用した。 特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行った。 ① 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中退共で実施する集合型の説明会は中止となったが、令和3年1月以降に開催されたオンライン説明会（4回）において財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った（58社参加）。 ② 退職金共済事業と財産形成促進事業で連携し、以下のとおり、広報媒体の相互活用など効率的な広報活動を行った。 ・4月発行の中退共だより19号に財形制度の広告を掲載し、共済契約者（369,800部）及び関係機関等（7,680部）へ配布するとともに、ホームページに掲載した（4月）。 ・建退共各都道府県支部に財形制度のリーフレットを送付した（5月）。 ・建退共が広告掲載を行っている管工事業業界誌「全管連ジャーナル」に財形制度の広告を掲載した（2月）。 ・「福祉情報」（No.1002号2/25発行）に中退共事業と共同で制度の広告を掲載した。	時の転送データ利用訓練を中止した。 ・システムバックアップ及び各業務のデータバックアップとその外部保管を毎日行った。 ・自然災害（風水害・地震）に対する備えとして以下の項目に分けた事業継続計画（BCP）を策定している。 ○BCP発動フェーズ：対策本部の設置や基本方針の決定、情報の収集と共有 ○業務再開復旧フェーズ：人的・物的資源の確保、代替オフィス確保の要否、復旧のための作業及び確認・検討 ○全面復旧フェーズ：全面復旧の実施及びBCPの解除 ・情報システム運用継続計画（IT-BCP）に基づき、各システムの復旧優先度や内在するリスクを整理し、復旧時間の目標や代替措置による対応目標を設定している。 ・新型コロナウイルスの感染又は感染の疑いが判明したことを想定し、関係機関への連携確認や事業継続性を考慮した対応を検討し、マニュアル案の作成を行った。また、自然災害（風水害・地震）に伴う交通機関の計画運休への対応等について、職員の安全の確保及び事業継続性の観点から整理し、職員へ周知した。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中退共で実施する集合型の説明会は中止となったが、令和3年1月以降に開催されたオンライン説明会（4回）において財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った
--	---	---	--	---	---

	③ 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度 3,000 件以上送付する。ただし、送付先と部数については、毎年度、効果の検証を行い、その結果を踏まえて見直すこととする。	③ 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を 3,000 件以上送付するとともに効果の検証を行い、必要に応じて見直すこととする。	・中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度 3,000 件以上送付しているか。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して効率的な広報活動を行ったか。	③ 中退共事業の既加入事業主のうち、従業員 51 人以上の事業主 4,648 所に対して財形制度の資料送付を行った。その効果について、アンケートにより検証を実施した。その結果を見ると、アンケートの回答者の過半数が財形持家融資制度を認識していなかったことから、当該制度について一定程度の周知効果があったものと思われる。もっとも、アンケートの回収率が 2.2%（回答 102 件）と極めて低いことから、実施方法及びアンケート内容については引き続き検討を行う。	（58 社参加）。 ・中退共事業の既加入事業主のうち、従業員 51 人以上の事業主 4,648 所に対して財形制度の資料を送付した。	
4 資産運用における社会的に優良な企業への投資	4 資産運用における社会的に優良な企業への投資	4 資産運用における社会的に優良な企業への投資		4 資産運用における社会的に優良な企業への投資		
各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。	各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成 30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。	各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについては、当面運用機関との複層的なエンゲージメントを定期的に実施し、その概要をホームページに公表する。 なお、本件については、E S G 投資や責任投資原則（P R I）、S D G s 等を巡る内外の動向に関する情報を収集しつつ、	・各退職金共済事業の資産運用において、一定の範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、運用機関との複層的なエンゲージメントを定期的に実施し、その概要をホームページに公表しているか。	各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについては、その重要性を運用機関とのエンゲージメントを通じて発信するべく、平成 30 年度、令和元年度に引き続き、理事長が主要運用機関のトップマネジメントとの面談を行った。 また、日本版スチュワードシップ・コードの再改訂版の受入れ表明に関しては、今回の再改訂で新たに導入された 「最終受益者の視点を意識する」という規範について、金融庁や他の公的機関との意見交換や弁護士見解なども踏まえて、委員会にて審議を重ね、9 月に受入れ表明を行った。具体的には、受入れ表明文において、スチュワードシップ・コードのソフト・ローとしての性格に鑑み、「Comply or Explain」の説明責任を果たすため、「最終受益者の視点を意識する」という新たな規範について、「退職金を将来にわたり確実に給付するため、制度を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目指すことが最終受益者（被共済者、共済契約者双方）の利益に合致する」、との解釈を前提とした条件付きの受入れであることを明示した。 また、スチュワードシップ活動状況の概要をホームページで公表した。	・資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントや議決権行使の活用の方で実施する方針としている。令和 2 年度においては、日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明に関して、「資産運用委員会」での審議を重ね、その審議内容を踏まえ、9 月に受入れ表明を行った。また、本格化してから 3 年目を迎えたスチュワードシップ活動では、理事長による大手運用機関トップと	

			検討を継続する。			のエンゲージメントが定着、内容も年々充実の度合いを増している。例えば、労働生産性が向上すれば、本邦資本市場の健全な成長にも繋がり、その結果、年金等を通じて勤労者の老後の為の資産形成に貢献する好循環が生まれれば、従業員の福祉増進と中小企業の振興という制度の意義にも適う、といった議論が共感を持って迎えられている。 また、スチュワードシップ活動状況の概要をホームページで公表した。	
--	--	--	----------	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－1	第5 予算、収支計画及び資金計画		
	第6 短期借入金の限度額		
	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
	第8 剰余金の使途		
	第9 職員の人事に関する計画		
	第10 積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
		達成目標	(参考)	3 0 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙－1 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－2 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－3 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－4 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－6 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－7 のとおり 2 収支計画 ① 機構総括 別紙－8 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－9 のとおり ③ 建退共事業等勘定	第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙－1 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－2 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－3 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－4 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－6 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－7 のとおり 2 収支計画 ① 機構総括 別紙－8 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－9 のとおり ③ 建退共事業等勘定	<定量的指標> なし <その他の指標> なし	第5 予算、収支計画及び資金計画 省略	<評定と根拠> 評定：B 短期借入金の限度額については、財形融資事業における資金繰り上、発生した資金不足に対する資金として、借入限度額の範囲内で、借り入れを行った。 職員の人事については、機構が求める人材の確保を図るべく、WEBによる筆記試験及び個別面接並びに最終個別面接を実施し、6名を採用した。また、多様なポストを経験させるべく、令和2年度中に機構職員のうち42.3%の人事異動を決定した。 前中期目標期間繰越積立金は、建退共事業等勘定特別業務経理の業務に充てた。 これらを踏まえ、B評	評定	

	別紙－10 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－11 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－12 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－13 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－14 のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙－15 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－16 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－17 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－18 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－19 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－20 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－21 のとおり 第6 短期借入金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては 391 億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1 億円 2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り	別紙－10 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－11 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－12 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－13 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－14 のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙－15 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－16 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－17 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－18 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－19 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－20 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－21 のとおり 第6 短期借入金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては 391 億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1 億円 2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り	＜評価の視点＞ ・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。 ・短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。	第6 短期借入金の限度額 1 限度額 ⑤ 財形融資事業においては、資金繰り上、発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入れを行った。 148 億円（令和 2 年 6 月 25 日～7 月 1 日） 140 億円（令和 2 年 9 月 23 日～9 月 25 日） 207 億円（令和 3 年 3 月 24 日～3 月 25 日） 2 想定される理由	価とする。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・年度計画の予算の範囲内で適正に予算を執行した。 ・短期借入金の限度額については、財形融資事業における資金繰り上、発生した資金不足に対する資金として、借入限度額の範囲内で、借り入れを行った。	
--	--	--	---	---	---	--

	上、発生する資金不足への対応のため。 ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。 第9 職員の人事に関する計画 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、以下の取組を行うことにより、活力ある組織運営に努める。 1 方針 ① 職員の採用に当たっては、意欲や能力の高い人材をより広く求める。	上、発生する資金不足への対応のため。 ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。 第9 職員の人事に関する計画 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、以下の取組を行うことにより、活力ある組織運営に努める。 ① 職員の採用に当たっては、意欲や能力の高い人材をより広く求める。	・財形勘定における決算において剰余金が発生した際には、適切に執行しているか。 ・人材の確保・育成に係る方針を策定し、職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。 <定量的指標> なし <その他の指標> なし	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし 第9 職員の人事に関する計画 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、以下の取組を行うことにより、活力ある組織運営に努めた。 1 方針 ① 令和3年度の職員採用については、機構ホームページへ募集案内掲載の他、「キャリアタスUC（企業が求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するサービス）」を利用した各大学等への求人情報の提供、また就職情報サイト「リクナビ」への掲載等幅広く行った結果、222名の応募者があった。	・なし ・各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、その上で以下の取組を行った。 ・職員の採用については、幅広い募集を行った結果、多数の応募者があり、筆記試験、個別面接、最終個別面接により6名を採用した。 ・システムの企画・開発・保守・運用全般に関する業務に従事する任期付き職員を公募により1名採用した。 ・令和2年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラ	
	第6 その他業務運営に関する重要事項 5 人事に関する事項 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上の観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定すること。					

		② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。 ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。 第10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ①退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ②前記①の業務に附帯する業務 ③財産形成促進事業 ④雇用促進融資事業	② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。 ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。 第10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ①退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ②前記①の業務に附帯する業務 ③財産形成促進事業 ④雇用促進融資事業	<評価の視点> ・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てたか。	選考にあたっては、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことが出来る人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保を図るべく、WEBによる筆記試験及び、個別面接を行った結果、最終個別面接を実施し、計6名を採用した。 令和3年4月1日採用 6名 ・中小企業退職金共済事業及び特定業種退職金共済事業にかかわるシステムの企画・開発・保守・運用全般に関する業務に従事する任期付き職員を公募により採用した。 令和2年5月1日採用 1名 ② 令和2年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 実施回数：48回 参加人数：756人 基本研修 16回 699人 実務研修 32回 57人 ③ 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。 特に、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、令和2年度中に機構職員のうち42.3%の人事異動を行った（令和2年9月1日、令和2年10月1日、令和3年4月1日）。 第10 積立金の処分に関する事項 主務大臣の承認を受けた前期中期目標期間繰越積立金については、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおり②の業務に充てた。 ② 建退共事業等勘定 特別業務経理 4,609,654円	ム」に基づいた研修を実施した。 ・人事異動については、職員のキャリアアップを図る観点から、多様なポストを経験させるべく機構内の人事異動を幅広く行った（令和2年9月1日、令和2年10月1日、令和3年4月1日）。 <評価の視点に対する措置> ・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てた。	
--	--	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

○目的積立金等の状況

一般の中小企業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	430,034	374,201	374,201		
目的積立金	—	—	—		
積立金	—	—	—		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—		
運営費交付金債務	—	—	—		
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—		
うち年度末残高（b）	—	—	—		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—		

清酒製造業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	2,655	2,655	2,655		
目的積立金	—	—	—		
積立金	—	185	90		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—		
運営費交付金債務	—	—	—		
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—		
うち年度末残高（b）	—	—	—		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—		

財形勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	12,255	12,255	12,255		
目的積立金	—	—	—		
積立金	—	705	1,277		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—		
運営費交付金債務	—	—	—		
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—		
うち年度末残高（b）	—	—	—		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—		

建設業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	98,634	76,397	76,393		
目的積立金	—	—	—		
積立金	—	10	395		
その他の積立金等	—	—	—		
運営費交付金債務	—	—	—		
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—		
うち年度末残高（b）	—	—	—		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—		

林業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	—	—	—		
目的積立金	—	—	—		
積立金	—	—	—		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—		
運営費交付金債務	—	—	—		
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—		
うち年度末残高（b）	—	—	—		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—		

雇用促進融資勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	980	980	980		
目的積立金	—	—	—		
積立金	—	—	49		
その他の積立金等	—	—	—		
運営費交付金債務	0	0	0		
当期の運営費交付金交付額（a）	31	31	30		
うち年度末残高（b）	0	0	0		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	0.00％	0.00％	0.00％		

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	506,016	501,482	△ 4,534	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	7,348	6,820	△ 528	
業務収入	496,515	492,327	△ 4,188	
掛金等収入	472,821	469,341	△ 3,480	
運用収入等	23,694	22,986	△ 708	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	22	55	32	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	571	482	△ 89	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,457	1,568	111	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	3	1	△ 2	
林業退職金共済事業等勘定より受入	100	229	129	
支 出	454,082	439,567	△ 14,515	
退職給付金等	440,451	427,369	△ 13,081	
業務経費	2,555	2,656	101	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	2,555	2,656	101	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	8,945	7,261	△ 1,684	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,549	1,790	241	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	567	480	△ 87	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	15	11	△ 5	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	608	678	70	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	608	674	66	
掛金等収入	537	612	75	
運用収入等	71	62	△ 8	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	0	4	4	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	1,742	1,393	△ 350	
退職給付金等	1,473	1,191	△ 282	
業務経費	21	7	△ 15	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	21	7	△ 15	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	248	195	△ 52	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	財形勘定			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	194,347	148,001	△ 46,346	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	194,344	147,998	△ 46,346	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	194,344	147,998	△ 46,346	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	2	3	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	194,138	148,625	△ 45,512	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	193,764	148,346	△ 45,418	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	193,764	148,346	△ 45,418	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	146	75	△ 71	
人件費	227	204	△ 24	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	雇用勘定			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	178	214	36	
運営費交付金収入	30	30	—	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	61	61	—	
業務収入	88	123	36	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	88	123	36	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	91	75	△ 16	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	61	47	△ 14	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	61	47	△ 14	
一般管理費	13	11	△ 2	
人件費	17	17	△ 0	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	10,612	8,869	△ 1,744	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理から受入	9,193	7,456	△ 1,737	
国庫補助金収入	1,420	1,410	△ 9	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	—	2	2	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	10,685	9,025	△ 1,661	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	8,181	6,091	△ 2,090	
退職金共済事業関係経費	8,181	6,091	△ 2,090	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	94	529	434	
人件費	2,410	2,405	△ 5	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	△ 9,193	△ 7,456	1,737	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理から受入	△ 9,193	△ 7,456	1,737	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 9,193	△ 7,456	1,737	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 9,193	△ 7,456	1,737	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（令和２年度）

[別紙１]

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	702,568	651,787	△ 50,781	
運営費交付金収入	30	30	—	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	8,828	8,291	△ 537	
業務収入	691,554	641,122	△ 50,432	
掛金等収入	473,358	469,953	△ 3,405	
運用収入等	23,764	23,048	△ 716	
勤労者財産形成促進業務収入	194,344	147,998	△ 46,346	
雇用促進融資業務収入	88	123	36	
業務外収入	25	64	39	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	571	482	△ 89	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,457	1,568	111	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	3	1	△ 2	
林業退職金共済事業等勘定より受入	100	229	129	
支 出	651,546	591,228	△ 60,318	
退職給付金等	441,924	428,560	△ 13,364	
業務経費	204,582	157,147	△ 47,435	
退職金共済事業関係経費	8,181	6,091	△ 2,090	
運用費用等	2,576	2,662	86	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	193,764	148,346	△ 45,418	
雇用促進融資業務経費	61	47	△ 14	
一般管理費	254	614	361	
人件費	2,655	2,626	△ 29	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,549	1,790	241	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	567	480	△ 87	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	15	11	△ 5	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	442,176	436,864	△ 5,312	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	6,279	5,640	△ 639	
業務収入	434,348	429,390	△ 4,959	
掛金等収入	414,821	410,404	△ 4,417	
運用収入等	19,527	18,985	△ 541	
業務外収入	—	45	45	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,451	1,566	115	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	3	1	△ 2	
林業退職金共済事業等勘定より受入	95	223	128	
支 出	389,077	382,880	△ 6,196	
退職給付金等	381,836	376,543	△ 5,293	
業務経費	2,291	2,388	97	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	2,291	2,388	97	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	4,379	3,467	△ 912	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	562	474	△ 87	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	9	8	△ 1	

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	5,590	4,677	△ 913	
給付経理から受入	4,379	3,467	△ 912	
国庫補助金収入	1,211	1,208	△ 4	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	2	2	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	5,590	4,763	△ 827	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	3,818	2,859	△ 959	
退職金共済事業関係経費	3,818	2,859	△ 959	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	61	218	157	
人件費	1,711	1,686	△ 25	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	△ 4,379	△ 3,467	912	
給付経理から受入	△ 4,379	△ 3,467	912	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 4,379	△ 3,467	912	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 4,379	△ 3,467	912	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	443,387	438,074	△ 5,313	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	7,490	6,847	△ 643	
業務収入	434,348	429,390	△ 4,959	
掛金等収入	414,821	410,404	△ 4,417	
運用収入等	19,527	18,985	△ 541	
業務外収入	—	47	47	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,451	1,566	115	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	3	1	△ 2	
林業退職金共済事業等勘定より受入	95	223	128	
支 出	390,288	384,176	△ 6,112	
退職給付金等	381,836	376,543	△ 5,293	
業務経費	6,109	5,247	△ 862	
退職金共済事業関係経費	3,818	2,859	△ 959	
運用費用等	2,291	2,388	97	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	61	218	157	
人件費	1,711	1,686	△ 25	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	562	474	△ 87	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	9	8	△ 1	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	62,168	62,940	773	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,024	1,141	117	
業務収入	60,554	61,309	755	
掛金等収入	56,451	57,370	920	
運用収入等	4,104	3,939	△ 165	
業務外収入	22	10	△ 12	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	562	474	△ 87	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	5	6	1	
支 出	63,045	54,767	△ 8,278	
退職給付金等	56,932	49,299	△ 7,633	
業務経費	258	253	△ 5	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	258	253	△ 5	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	4,398	3,646	△ 752	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,451	1,566	115	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	6	3	△ 3	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	606	677	70	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	606	672	66	
掛金等収入	536	611	75	
運用収入等	70	62	△ 9	
業務外収入	0	4	4	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	1,728	1,387	△ 341	
退職給付金等	1,462	1,186	△ 276	
業務経費	21	7	△ 15	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	21	7	△ 15	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	245	195	△ 50	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	4,793	3,990	△ 803	
給付経理から受入	4,643	3,840	△ 802	
国庫補助金収入	151	150	△ 1	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	0	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	4,866	4,057	△ 810	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	4,241	3,139	△ 1,102	
退職金共済事業関係経費	4,241	3,139	△ 1,102	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	31	303	273	
人件費	595	614	20	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	△ 4,643	△ 3,840	802	
給付経理から受入	△ 4,643	△ 3,840	802	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 4,643	△ 3,840	802	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 4,643	△ 3,840	802	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	62,925	63,767	842	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,175	1,291	115	
業務収入	61,160	61,981	821	
掛金等収入	56,986	57,981	994	
運用収入等	4,174	4,001	△ 173	
業務外収入	22	14	△ 8	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	562	474	△ 87	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	5	6	1	
支 出	64,997	56,370	△ 8,626	
退職給付金等	58,394	50,485	△ 7,909	
業務経費	4,520	3,399	△ 1,121	
退職金共済事業関係経費	4,241	3,139	△ 1,102	
運用費用等	279	260	△ 19	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	31	303	273	
人件費	595	614	20	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,451	1,566	115	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	6	3	△ 3	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	70	71	1	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	2	2	△ 1	
業務収入	68	69	2	
掛金等収入	52	52	1	
運用収入等	16	17	1	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
支 出	307	281	△ 25	
退職給付金等	212	195	△ 17	
業務経費	1	10	8	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	1	10	8	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	90	76	△ 15	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	3	1	△ 2	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	

予算（令和 2 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	1	2	0	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	1	2	0	
掛金等収入	1	1	△ 0	
運用収入等	0	1	0	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	14	6	△ 8	
退職給付金等	11	5	△ 6	
業務経費	0	—	△ 0	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	0	—	△ 0	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	3	1	△ 2	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	115	93	△ 21	
給付経理から受入	93	76	△ 17	
国庫補助金収入	22	17	△ 5	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	115	96	△ 19	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	53	31	△ 23	
退職金共済事業関係経費	53	31	△ 23	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	2	5	3	
人件費	59	60	1	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	△ 93	△ 76	17	
給付経理から受入	△ 93	△ 76	17	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 93	△ 76	17	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 93	△ 76	17	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	93	90	△ 4	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	24	19	△ 5	
業務収入	69	71	2	
掛金等収入	53	53	1	
運用収入等	16	17	1	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
支 出	342	306	△ 36	
退職給付金等	223	200	△ 23	
業務経費	55	40	△ 14	
退職金共済事業関係経費	53	31	△ 23	
運用費用等	1	10	8	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	2	5	3	
人件費	59	60	1	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	3	1	△ 2	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	

林業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	1,602	1,607	5	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	42	37	△ 5	
業務収入	1,545	1,559	14	
掛金等収入	1,497	1,514	17	
運用収入等	48	45	△ 3	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	9	8	△ 1	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	6	3	△ 3	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	1,655	1,639	△ 16	
退職給付金等	1,471	1,333	△ 138	
業務経費	5	5	△ 0	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	5	5	△ 0	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	78	72	△ 6	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	95	223	128	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	5	6	1	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

林業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	114	108	△ 6	
給付経理から受入	78	72	△ 6	
国庫補助金収入	36	36	△ 0	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	114	109	△ 5	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	68	62	△ 6	
退職金共済事業関係経費	68	62	△ 6	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	1	3	2	
人件費	45	45	△ 0	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和２年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	△ 78	△ 72	6	
給付経理から受入	△ 78	△ 72	6	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 78	△ 72	6	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 78	△ 72	6	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	1,638	1,643	4	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	78	73	△ 5	
業務収入	1,545	1,559	14	
掛金等収入	1,497	1,514	17	
運用収入等	48	45	△ 3	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	9	8	△ 1	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	6	3	△ 3	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	1,691	1,676	△ 15	
退職給付金等	1,471	1,333	△ 138	
業務経費	73	66	△ 7	
退職金共済事業関係経費	68	62	△ 6	
運用費用等	5	5	△ 0	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	1	3	2	
人件費	45	45	△ 0	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	95	223	128	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	5	6	1	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

財形勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	194,347	148,001	△ 46,346	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	194,344	147,998	△ 46,346	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	194,344	147,998	△ 46,346	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	2	3	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	194,138	148,625	△ 45,512	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	193,764	148,346	△ 45,418	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	193,764	148,346	△ 45,418	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	146	75	△ 71	
人件費	227	204	△ 24	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和 2 年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	178	214	36	
運営費交付金収入	30	30	—	
国庫補助金収入	61	61	—	
業務収入	88	123	36	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	88	123	36	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	91	75	△ 16	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	61	47	△ 14	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	61	47	△ 14	
一般管理費	13	11	△ 2	
人件費	17	17	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

収支計画（令和 2 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	6,056,857	604,754	△ 5,452,103	
事業費用	445,537	432,735	△ 12,802	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	8,945	7,261	△ 1,684	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	98,428	184	△ 98,244	
責任準備金繰入	5,503,931	164,574	△ 5,339,357	
事業外費用	16	—	△ 16	
財務費用	—	—	—	
経常収益	6,045,936	780,894	△ 5,265,042	
事業収益	532,858	771,297	238,439	
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金収入	7,348	6,820	△ 528	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	97,149	2,653	△ 94,496	
責任準備金戻入	5,408,582	125	△ 5,408,458	
事業外収益	—	0	0	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 10,921	176,140	187,061	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 10,921	176,140	187,061	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	19,063	1,398	△ 17,665	
事業費用	1,498	1,201	△ 297	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	248	195	△ 52	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	70	2	△ 68	
責任準備金繰入	17,247	—	△ 17,247	
事業外費用	0	—	△ 0	
財務費用	—	—	—	
経常収益	18,554	2,223	△ 16,331	
事業収益	779	2,000	1,221	
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	59	0	△ 59	
責任準備金戻入	17,716	223	△ 17,493	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 509	825	1,334	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 509	825	1,334	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	財形勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	1,934	1,800	△ 135	
事業費用	512	490	△ 22	
一般管理費	374	296	△ 77	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	1	1	
財務費用	1,048	1,012	△ 36	
経常収益	2,372	2,151	△ 221	
事業収益	2,370	2,142	△ 228	
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	1	1	△ 0	
貸倒引当金戻入	0	8	8	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	0	0	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	437	351	△ 86	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	437	351	△ 86	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	雇用勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	96	73	△ 23	
事業費用	61	47	△ 14	
一般管理費	35	25	△ 10	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
財務費用	—	0	0	
経常収益	166	165	△ 1	
事業収益	18	25	7	
運営費交付金	30	28	△ 2	
国庫補助金収入	61	47	△ 14	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	1	1	
貸倒引当金戻入	52	64	12	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	1	1	△ 0	
退職給付引当金見返に係る収益	4	△ 2	△ 6	
純利益（△純損失）	70	92	22	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	70	92	22	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	10,736	7,871	△ 2,865	
事業費用	—	6,970	6,970	
一般管理費	10,736	886	△ 9,850	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	15	15	
財務費用	—	—	—	
経常収益	10,617	8,866	△ 1,751	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金収入	1,420	1,377	△ 43	
給付経理より受入	9,193	7,456	△ 1,737	
資産見返補助金等戻入	5	31	26	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	2	2	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 119	995	1,114	
目的積立金取崩額	73	5	△ 69	
総利益（△総損失）	△ 46	1,000	1,046	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	△ 9,193	△ 10,271	△ 1,078	
事業費用	—	△ 2,281	△ 2,281	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 9,193	△ 7,456	1,737	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	△ 186	△ 186	
責任準備金繰入	—	△ 348	△ 348	
事業外費用	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
経常収益	△ 9,193	△ 10,271	△ 1,078	
事業収益	—	△ 2,281	△ 2,281	
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 9,193	△ 7,456	1,737	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	△ 186	△ 186	
責任準備金戻入	—	△ 348	△ 348	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和２年度）

[別紙８]

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	6,079,494	605,625	△ 5,473,869	
事業費用	447,608	439,163	△ 8,445	
一般管理費	11,145	1,207	△ 9,938	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	98,498	—	△ 98,498	
責任準備金繰入	5,521,178	164,226	△ 5,356,952	
事業外費用	16	15	△ 1	
財務費用	1,048	1,012	△ 36	
経常収益	6,068,453	784,029	△ 5,284,424	
事業収益	536,026	773,184	237,158	
運営費交付金	30	28	△ 2	
国庫補助金収入	8,828	8,244	△ 584	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	6	32	27	
貸倒引当金戻入	52	72	20	
支払備金戻入	97,208	2,467	△ 94,741	
責任準備金戻入	5,426,298	—	△ 5,426,298	
事業外収益	—	2	2	
賞与引当金見返に係る収益	1	1	△ 0	
退職給付引当金見返に係る収益	4	△ 2	△ 6	
純利益（△純損失）	△ 11,041	178,404	189,446	
目的積立金取崩額	73	5	△ 69	
総利益（△総損失）	△ 10,968	178,409	189,377	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	5,030,019	522,202	△ 4,507,817	
事業費用	385,051	379,803	△ 5,248	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	4,379	3,467	△ 912	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	94,870	—	△ 94,870	
責任準備金繰入	4,545,705	138,932	△ 4,406,773	
事業外費用	15	—	△ 15	
財務費用	—	—	—	
経常収益	5,032,460	679,704	△ 4,352,756	
事業収益	465,458	671,427	205,969	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	6,279	5,640	△ 639	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	93,954	2,637	△ 91,317	
責任準備金戻入	4,466,769	—	△ 4,466,769	
事業外収益	—	0	0	
純利益（△純損失）	2,441	157,503	155,061	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	2,441	157,503	155,061	

収支計画（令和 2 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	5,603	4,584	△ 1,019	
事業費用	—	4,043	4,043	
一般管理費	5,603	531	△ 5,072	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	10	10	
財務費用	—	—	—	
経常収益	5,590	4,701	△ 889	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,211	1,208	△ 4	
給付経理より受入	4,379	3,467	△ 912	
資産見返補助金等戻入	—	24	24	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	2	2	
純利益（△純損失）	△ 14	116	130	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 14	116	130	

収支計画（令和 2 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	△ 4,379	△ 3,467	912	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 4,379	△ 3,467	912	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
経常収益	△ 4,379	△ 3,467	912	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 4,379	△ 3,467	912	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

収支計画（令和２年度）

[別紙 9]

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	5,031,244	523,319	△ 4,507,925	
事業費用	385,051	383,846	△ 1,205	
一般管理費	5,603	531	△ 5,072	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	94,870	—	△ 94,870	
責任準備金繰入	4,545,705	138,932	△ 4,406,773	
事業外費用	15	10	△ 5	
財務費用	—	—	—	
経常収益	5,033,671	680,938	△ 4,352,733	
事業収益	465,458	671,427	205,969	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	7,490	6,847	△ 643	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	24	24	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	93,954	2,637	△ 91,317	
責任準備金戻入	4,466,769	—	△ 4,466,769	
事業外収益	—	2	2	
純利益（△純損失）	2,428	157,619	155,191	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	2,428	157,619	155,191	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	1,007,897	80,514	△ 927,383	
事業費用	58,690	51,161	△ 7,530	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	4,398	3,646	△ 752	
支払備金繰入	3,486	184	△ 3,302	
責任準備金繰入	941,322	25,523	△ 915,799	
事業外費用	1	—	△ 1	
経常収益	994,572	98,629	△ 895,943	
事業収益	65,683	97,488	31,805	
国庫補助金収入	1,024	1,141	117	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
支払備金戻入	3,128	—	△ 3,128	
責任準備金戻入	924,737	—	△ 924,737	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 13,326	18,115	31,440	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 13,326	18,115	31,440	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	19,003	1,393	△ 17,610	
事業費用	1,487	1,196	△ 291	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	245	195	△ 50	
支払備金繰入	70	2	△ 68	
責任準備金繰入	17,201	—	△ 17,201	
事業外費用	0	—	△ 0	
経常収益	18,491	2,219	△ 16,272	
事業収益	778	1,999	1,221	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
支払備金戻入	59	—	△ 59	
責任準備金戻入	17,654	220	△ 17,434	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 512	826	1,338	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 512	826	1,338	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	4,898	3,085	△ 1,813	
事業費用	—	2,750	2,750	
一般管理費	4,898	331	△ 4,568	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	4	4	
経常収益	4,793	3,959	△ 834	
事業収益	—	—	—	
国庫補助金収入	151	116	△ 35	
給付経理より受入	4,643	3,840	△ 802	
資産見返補助金等戻入	—	2	2	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	0	0	
純利益（△純損失）	△ 105	874	979	
目的積立金取崩額	73	5	△ 69	
総利益（△総損失）	△ 32	878	910	

収支計画（令和 2 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	△ 4,643	△ 4,060	582	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 4,643	△ 3,840	802	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	△ 220	△ 220	
事業外費用	—	—	—	
経常収益	△ 4,643	△ 4,060	582	
事業収益	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 4,643	△ 3,840	802	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	△ 220	△ 220	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

収支計画（令和２年度）

[別紙１０]

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	1,027,156	80,932	△ 946,224	
事業費用	60,177	55,107	△ 5,070	
一般管理費	4,898	331	△ 4,568	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	3,556	186	△ 3,370	
責任準備金繰入	958,523	25,303	△ 933,220	
事業外費用	1	4	3	
経常収益	1,013,214	100,747	△ 912,467	
事業収益	66,461	99,487	33,026	
国庫補助金収入	1,175	1,257	82	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	2	2	
支払備金戻入	3,187	—	△ 3,187	
責任準備金戻入	942,391	—	△ 942,391	
事業外収益	—	0	0	
純利益（△純損失）	△ 13,942	19,815	33,757	
目的積立金取崩額	73	5	△ 69	
総利益（△総損失）	△ 13,869	19,819	33,689	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	1,418	281	△ 1,136	
事業費用	218	206	△ 13	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	90	76	△ 15	
支払備金繰入	5	—	△ 5	
責任準備金繰入	1,105	—	△ 1,105	
事業外費用	0	—	△ 0	
経常収益	1,393	287	△ 1,107	
事業収益	71	154	83	
国庫補助金収入	2	2	△ 1	
給付経理より受入	—	—	—	
支払備金戻入	3	6	3	
責任準備金戻入	1,317	125	△ 1,193	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 24	5	30	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 24	5	30	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	60	6	△ 55	
事業費用	11	5	△ 6	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	3	1	△ 2	
支払備金繰入	0	—	△ 0	
責任準備金繰入	46	—	△ 46	
事業外費用	0	—	△ 0	
経常収益	63	4	△ 59	
事業収益	1	1	△ 0	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
支払備金戻入	0	0	0	
責任準備金戻入	62	3	△ 59	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	3	△ 1	△ 4	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	3	△ 1	△ 4	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	115	92	△ 23	
事業費用	—	80	80	
一般管理費	115	12	△ 103	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
経常収益	115	93	△ 21	
事業収益	—	—	—	
国庫補助金収入	22	17	△ 5	
給付経理より受入	93	76	△ 17	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 0	1	2	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 0	1	2	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	△ 93	△ 76	17	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 93	△ 76	17	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	—	—	
経常収益	△ 93	△ 76	17	
事業収益	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 93	△ 76	17	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	1,500	303	△ 1,197	
事業費用	229	290	61	
一般管理費	115	12	△ 103	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	5	—	△ 5	
責任準備金繰入	1,151	—	△ 1,151	
事業外費用	0	0	△ 0	
経常収益	1,478	308	△ 1,170	
事業収益	72	155	83	
国庫補助金収入	24	19	△ 5	
給付経理より受入	—	—	—	
支払備金戻入	3	6	3	
責任準備金戻入	1,379	128	△ 1,251	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 22	6	27	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 22	6	27	

林業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	17,523	1,758	△ 15,766	
事業費用	1,578	1,567	△ 11	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	78	72	△ 6	
支払備金繰入	67	—	△ 67	
責任準備金繰入	15,800	119	△ 15,681	
事業外費用	0	—	△ 0	
経常収益	17,511	2,275	△ 15,237	
事業収益	1,645	2,227	582	
国庫補助金収入	42	37	△ 5	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
支払備金戻入	64	10	△ 55	
責任準備金戻入	15,759	—	△ 15,759	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 12	517	529	
総利益（△総損失）	△ 12	517	529	

林業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	119	109	△ 10	
事業費用	—	97	97	
一般管理費	119	11	△ 108	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
経常収益	119	113	△ 6	
事業収益	—	—	—	
国庫補助金収入	36	36	△ 0	
給付経理より受入	78	72	△ 6	
資産見返補助金等戻入	5	5	0	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 0	4	4	
総利益（△総損失）	△ 0	4	4	

林業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	△ 78	△ 72	6	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 78	△ 72	6	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	—	—	
経常収益	△ 78	△ 72	6	
事業収益	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 78	△ 72	6	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	17,564	1,794	△ 15,770	
事業費用	1,578	1,664	86	
一般管理費	119	11	△ 108	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	67	—	△ 67	
責任準備金繰入	15,800	119	△ 15,681	
事業外費用	0	0	△ 0	
経常収益	17,552	2,315	△ 15,237	
事業収益	1,645	2,227	582	
国庫補助金収入	78	73	△ 5	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	5	5	0	
支払備金戻入	64	10	△ 55	
責任準備金戻入	15,759	—	△ 15,759	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 12	521	533	
総利益（△総損失）	△ 12	521	533	

収支計画（令和 2 年度）

[別紙 1 3]

財形勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	1,934	1,800	△ 135	
事業費用	512	490	△ 22	
一般管理費	374	296	△ 77	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	1	1	
財務費用	1,048	1,012	△ 36	
経常収益	2,372	2,151	△ 221	
事業収益	2,370	2,142	△ 228	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	1	1	△ 0	
貸倒引当金戻入	0	8	8	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	0	0	
純利益（△純損失）	437	351	△ 86	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	437	351	△ 86	

収支計画（令和２年度）

[別紙 1 4]

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	96	73	△ 23	
事業費用	61	47	△ 14	
一般管理費	35	25	△ 10	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
財務費用	—	0	0	
経常収益	166	165	△ 1	
事業収益	18	25	7	
運営費交付金収入	30	28	△ 2	
国庫補助金収入	61	47	△ 14	
資産見返補助金等戻入	—	1	1	
貸倒引当金戻入	52	64	12	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	1	1	△ 0	
退職給付引当金見返に係る収益	4	△ 2	△ 6	
純利益（△純損失）	70	92	22	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	70	92	22	

資金計画（令和2年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	965,586	959,914	△ 5,672	
業務活動による支出	452,663	440,734	△ 11,930	
業務支出	452,663	440,734	△ 11,930	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	482,063	89,213	△ 392,849	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	30,860	429,967	399,107	
資金収入	965,586	959,914	△ 5,672	
業務活動による収入	506,171	502,777	△ 3,394	
業務収入	498,823	495,755	△ 3,068	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	7,348	7,022	△ 326	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	421,027	326,550	△ 94,477	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	38,389	130,588	92,199	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和２年度）

[別紙１５]

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	4,244	4,116	△ 128	
業務活動による支出	1,692	1,441	△ 251	
業務支出	1,692	1,441	△ 251	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	2,140	—	△ 2,140	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	411	2,675	2,264	
資金収入	4,244	4,116	△ 128	
業務活動による収入	608	726	118	
業務収入	608	726	118	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	3,112	1,704	△ 1,408	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	524	1,685	1,162	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和２年度）

[別紙１５]

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	財形勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	200,200	152,369	△ 47,831	
業務活動による支出	54,940	11,219	△ 43,721	
業務支出	54,567	10,593	△ 43,973	
人件費	227	225	△ 3	
管理諸費	146	401	255	
投資活動による支出	—	20	20	
財務活動による支出	139,198	137,389	△ 1,809	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	6,062	3,741	△ 2,321	
資金収入	200,200	152,369	△ 47,831	
業務活動による収入	48,015	39,982	△ 8,034	
業務収入	48,015	39,982	△ 8,034	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	0	0	0	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	146,379	108,019	△ 38,360	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	5,806	4,369	△ 1,437	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和2年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	雇用勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,579	2,097	519	
業務活動による支出	91	88	△ 3	
業務支出	61	14	△ 47	
人件費	17	21	4	
管理諸費	13	53	40	
投資活動による支出	—	1,190	1,190	
財務活動による支出	—	0	0	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	1,488	819	△ 669	
資金収入	1,579	2,097	519	
業務活動による収入	178	214	36	
業務収入	88	123	35	
運営費交付金による収入	30	30	—	
国庫補助金による収入	61	61	0	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	1	1	
投資活動による収入	—	1,190	1,190	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	1,400	693	△ 707	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和２年度）

[別紙１５]

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	15,655	13,598	△ 2,057	
業務活動による支出	10,685	7,978	△ 2,707	
業務支出	—	97	97	
人件費	2,410	2,560	150	
管理諸費	8,275	5,321	△ 2,954	
投資活動による支出	—	865	865	
財務活動による支出	—	51	51	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	4,970	4,703	△ 266	
資金収入	15,655	13,598	△ 2,057	
業務活動による収入	10,612	9,363	△ 1,249	
業務収入	9,193	7,982	△ 1,211	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	1,420	1,381	△ 38	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	5,043	4,235	△ 808	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和2年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	△ 9,193	△ 10,818	△ 1,626	
業務活動による支出	△ 9,193	△ 10,818	△ 1,626	
業務支出	△ 9,193	△ 10,818	△ 1,626	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 9,193	△ 10,818	△ 1,626	
業務活動による収入	△ 9,193	△ 10,818	△ 1,626	
業務収入	△ 9,193	△ 10,818	△ 1,626	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和2年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,178,071	1,121,276	△ 56,795	
業務活動による支出	510,879	450,641	△ 60,238	
業務支出	499,790	442,060	△ 57,730	
人件費	2,655	2,806	151	
管理諸費	8,435	5,775	△ 2,659	
投資活動による支出	484,203	91,289	△ 392,914	
財務活動による支出	139,198	137,441	△ 1,757	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	43,791	441,906	398,114	
資金収入	1,178,071	1,121,276	△ 56,795	
業務活動による収入	556,392	542,244	△ 14,148	
業務収入	547,534	533,749	△ 13,785	
運営費交付金による収入	30	30	—	
国庫補助金による収入	8,828	8,464	△ 364	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	0	1	1	
投資活動による収入	424,139	329,444	△ 94,695	
財務活動による収入	146,379	108,019	△ 38,360	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	51,161	141,569	90,408	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和 2 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	815,481	811,097	△ 4,385	
業務活動による支出	388,858	383,670	△ 5,189	
業務支出	388,858	383,670	△ 5,189	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	403,264	69,000	△ 334,264	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	23,359	358,428	335,068	
資金収入	815,481	811,097	△ 4,385	
業務活動による収入	442,332	437,395	△ 4,937	
業務収入	436,053	431,558	△ 4,495	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	6,279	5,837	△ 442	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	349,977	268,567	△ 81,410	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	23,173	105,135	81,962	

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	8,957	7,102	△ 1,856	
業務活動による支出	5,590	4,589	△ 1,001	
業務支出	—	90	90	
人件費	1,711	1,804	93	
管理諸費	3,879	2,695	△ 1,184	
投資活動による支出	—	177	177	
財務活動による支出	—	27	27	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	3,368	2,308	△ 1,059	
資金収入	8,957	7,102	△ 1,856	
業務活動による収入	5,590	4,947	△ 642	
業務収入	4,379	3,740	△ 639	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	1,211	1,208	△ 4	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	3,368	2,154	△ 1,213	

資金計画（令和 2 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	△ 4,379	△ 3,738	641	
業務活動による支出	△ 4,379	△ 3,738	641	
業務支出	△ 4,379	△ 3,738	641	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 4,379	△ 3,738	641	
業務活動による収入	△ 4,379	△ 3,738	641	
業務収入	△ 4,379	△ 3,738	641	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

資金計画（令和2年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	820,060	814,461	△ 5,599	
業務活動による支出	390,069	384,521	△ 5,549	
業務支出	384,480	380,022	△ 4,458	
人件費	1,711	1,804	93	
管理諸費	3,879	2,695	△ 1,184	
投資活動による支出	403,264	69,177	△ 334,087	
財務活動による支出	—	27	27	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	26,727	360,736	334,009	
資金収入	820,060	814,461	△ 5,599	
業務活動による収入	443,543	438,605	△ 4,938	
業務収入	436,053	431,560	△ 4,493	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	7,490	7,044	△ 446	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	349,977	268,567	△ 81,410	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	26,541	107,289	80,749	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	146,061	144,489	△ 1,572	
業務活動による支出	61,844	55,139	△ 6,705	
業務支出	61,844	55,139	△ 6,705	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	77,800	19,924	△ 57,876	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	6,417	69,426	63,009	
資金収入	146,061	144,489	△ 1,572	
業務活動による収入	62,168	63,652	1,485	
業務収入	61,143	62,511	1,368	
国庫補助金による収入	1,024	1,141	117	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	69,983	56,772	△ 13,211	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	13,910	24,064	10,154	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	4,001	3,854	△ 148	
業務活動による支出	1,678	1,435	△ 243	
業務支出	1,678	1,435	△ 243	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	2,100	—	△ 2,100	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	223	2,418	2,195	
資金収入	4,001	3,854	△ 148	
業務活動による収入	606	724	118	
業務収入	606	724	118	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	3,072	1,664	△ 1,407	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	323	1,465	1,142	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	6,258	6,098	△ 160	
業務活動による支出	4,866	3,158	△ 1,708	
業務支出	—	2	2	
人件費	595	652	57	
管理諸費	4,272	2,504	△ 1,768	
投資活動による支出	—	686	686	
財務活動による支出	—	24	24	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	1,392	2,231	839	
資金収入	6,258	6,098	△ 160	
業務活動による収入	4,793	4,210	△ 583	
業務収入	4,643	4,094	△ 549	
国庫補助金による収入	151	116	△ 35	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	1,465	1,888	423	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	△ 4,643	△ 4,643	—	
業務活動による支出	△ 4,643	△ 4,643	—	
業務支出	△ 4,643	△ 4,643	—	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 4,643	△ 4,643	—	
業務活動による収入	△ 4,643	△ 4,643	—	
業務収入	△ 4,643	△ 4,643	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

資金計画（令和２年度）

[別紙 17]

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	151,678	149,798	△ 1,880	
業務活動による支出	63,746	55,090	△ 8,656	
業務支出	58,880	51,934	△ 6,945	
人件費	595	652	57	
管理諸費	4,272	2,504	△ 1,768	
投資活動による支出	79,900	20,610	△ 59,290	
財務活動による支出	—	24	24	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	8,032	74,075	66,043	
資金収入	151,678	149,798	△ 1,880	
業務活動による収入	62,925	63,944	1,019	
業務収入	61,750	62,687	937	
国庫補助金による収入	1,175	1,257	82	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	73,055	58,437	△ 14,618	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	15,698	27,417	11,720	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	872	1,053	181	
業務活動による支出	307	278	△ 29	
業務支出	307	278	△ 29	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	200	190	△ 10	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	366	585	220	
資金収入	872	1,053	181	
業務活動による収入	70	109	39	
業務収入	68	107	39	
国庫補助金による収入	2	2	△ 0	
投資活動による収入	367	510	143	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	435	434	△ 2	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	242	262	20	
業務活動による支出	14	6	△ 8	
業務支出	14	6	△ 8	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	40	—	△ 40	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	188	257	68	
資金収入	242	262	20	
業務活動による収入	1	2	0	
業務収入	1	2	0	
国庫補助金による収入	—	—	—	
投資活動による収入	40	40	△ 0	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	200	221	20	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	242	218	△ 24	
業務活動による支出	115	128	13	
業務支出	—	5	5	
人件費	59	59	△ 0	
管理諸費	56	64	8	
投資活動による支出	—	0	0	
財務活動による支出	—	0	0	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	127	90	△ 38	
資金収入	242	218	△ 24	
業務活動による収入	115	98	△ 17	
業務収入	93	76	△ 17	
国庫補助金による収入	22	22	△ 0	
投資活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	127	120	△ 7	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	△ 93	△ 79	14	
業務活動による支出	△ 93	△ 79	14	
業務支出	△ 93	△ 79	14	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 93	△ 79	14	
業務活動による収入	△ 93	△ 79	14	
業務収入	△ 93	△ 79	14	
国庫補助金による収入	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

資金計画（令和２年度）

[別紙１８]

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,264	1,455	191	
業務活動による支出	342	333	△ 10	
業務支出	227	209	△ 18	
人件費	59	59	△ 0	
管理諸費	56	64	8	
投資活動による支出	240	190	△ 50	
財務活動による支出	—	0	0	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	681	932	251	
資金収入	1,264	1,455	191	
業務活動による収入	93	130	37	
業務収入	69	106	37	
国庫補助金による収入	24	24	△ 0	
投資活動による収入	407	550	143	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	763	775	11	

林業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	3,172	3,276	103	
業務活動による支出	1,655	1,647	△ 7	
業務支出	1,655	1,647	△ 7	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	799	100	△ 699	
財務活動による支出	—	—	—	
次年度への繰越金	719	1,528	810	
資金収入	3,172	3,276	103	
業務活動による収入	1,602	1,621	19	
業務収入	1,560	1,579	19	
国庫補助金による収入	42	42	0	
投資活動による収入	700	700	0	
前年度よりの繰越金	870	955	84	

林業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	197	180	△ 18	
業務活動による支出	114	104	△ 11	
業務支出	—	0	0	
人件費	45	45	△ 0	
管理諸費	69	59	△ 11	
投資活動による支出	—	1	1	
財務活動による支出	—	0	0	
次年度への繰越金	83	75	△ 8	
資金収入	197	180	△ 18	
業務活動による収入	114	108	△ 6	
業務収入	78	72	△ 6	
国庫補助金による収入	36	36	△ 0	
投資活動による収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	83	72	△ 12	

林業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	△ 78	△ 78	—	
業務活動による支出	△ 78	△ 78	—	
業務支出	△ 78	△ 78	—	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 78	△ 78	—	
業務活動による収入	△ 78	△ 78	—	
業務収入	△ 78	△ 78	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

資金計画（令和２年度）

[別紙１９]

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	3,291	3,377	86	
業務活動による支出	1,691	1,672	△ 18	
業務支出	1,576	1,569	△ 7	
人件費	45	45	△ 0	
管理諸費	69	59	△ 11	
投資活動による支出	799	101	△ 698	
財務活動による支出	—	0	0	
次年度への繰越金	802	1,603	801	
資金収入	3,291	3,377	86	
業務活動による収入	1,638	1,651	13	
業務収入	1,560	1,573	13	
国庫補助金による収入	78	78	0	
投資活動による収入	700	700	0	
前年度よりの繰越金	954	1,026	73	

資金計画（令和 2 年度）

財形勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	200,200	152,369	△ 47,831	
業務活動による支出	54,940	11,219	△ 43,721	
業務支出	54,567	10,593	△ 43,973	
人件費	227	225	△ 3	
管理諸費	146	401	255	
投資活動による支出	—	20	20	
財務活動による支出	139,198	137,389	△ 1,809	
次年度への繰越金	6,062	3,741	△ 2,321	
資金収入	200,200	152,369	△ 47,831	
業務活動による収入	48,015	39,982	△ 8,034	
業務収入	48,015	39,982	△ 8,034	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	0	0	0	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	146,379	108,019	△ 38,360	
前年度よりの繰越金	5,806	4,369	△ 1,437	

資金計画（令和 2 年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	1,579	2,097	519	
業務活動による支出	91	88	△ 3	
業務支出	61	14	△ 47	
人件費	17	21	4	
管理諸費	13	53	40	
投資活動による支出	—	1,190	1,190	
財務活動による支出	—	0	0	
次年度への繰越金	1,488	819	△ 669	
資金収入	1,579	2,097	519	
業務活動による収入	178	214	36	
業務収入	88	123	35	
運営費交付金による収入	30	30	—	
国庫補助金による収入	61	61	0	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	1	1	
投資活動による収入	—	1,190	1,190	
財務活動による収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	1,400	693	△ 707	

令和 2 事業年度業務実績等報告書添付資料

添付資料① 令和 2 年度資産運用に関する評価報告書

添付資料② 調達等合理化計画

令和 2 年度
資産運用に関する評価報告書

令和 3 年 6 月 29 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資 産 運 用 委 員 会

目次

はじめに	2
略語、用語の説明	3
1. 概論	4
2. 運用実績	
(1) 運用利回り	7
(2) 剰余金等	9
(3) 委託運用のパフォーマンス管理	10
3. 資産運用の基本方針についての適合性	12
4. 資産運用業務の執行	
(1) コロナ禍に対応した流動性管理	14
(2) マネジャー・ストラクチャー見直し (中退共：パッシブ)	15
(3) スチュワードシップ活動	16
(4) 建退共の資産運用における課題	18
5. ガバナンス	21
6. 運用関連業務の実施状況	
(1) 対外公表	23
(2) 最新の資産運用結果及びその他の財務 状況の把握と厚生労働省への情報提供	23
別紙 1	令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月の資産運用実績報告
別紙 2	「資産運用の基本方針」の遵守状況の報告について

はじめに

資産運用委員会（以下「委員会」という）は、中小企業退職金共済法（以下「中退法」という。）に基づき（注）、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が行う退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るために設置された（委員名簿は[こちら](#)をご覧ください）。

この目的を果たすため、委員会は、「資産運用の基本方針」の作成又は変更に関する審議や、業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視、その他重要事項に関する理事長への助言・提言等を行うこととされている。

令和２年度においても、１０回開催された委員会の場で、機構の資産運用業務について様々な側面・観点から審議し、意見を述べてきたところである。

本報告書は、厚生労働大臣の評価に資するために、令和２年度中の委員会活動を総括しつつ、令和２年度の資産運用実績も踏まえて、機構による資産運用業務に対する委員会の見解を取りまとめたものである。

（注）中退法第六章第四節第六十九条の二～第六十九条の四

※数値の端数処理については四捨五入としている。

略語、用語の説明

- ・ 中退共

一般の中小企業退職金共済制度を指す。

- ・ 建退共

建設業退職金共済制度を指す。

- ・ 清退共

清酒製造業退職金共済制度を指す。

- ・ 林退共

林業退職金共済制度を指す。

- ・ 付加退職金

中退共において、基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額。具体的には、掛金納付月数の43月目とその後12か月ごとの基本退職金相当額に、厚生労働大臣が定めるその年の支給率を乗じて得た額を、退職時まで累計した総額。現在、各年度の利益見込み額の2分の1を付加退職金に充てるが、利益見込み額が単年度累積剰余金積立目標額の2倍を下回る場合は、当該目標額を優先的に剰余金の積立てに充てることとされている。

1. 概論

〔運用成果全般〕

- ・ 令和2年度の運用実績は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が続くなか、主要先進国の大規模な経済対策や主要中央銀行の積極的な金融緩和策の他、ワクチン開発、接種の進展等を背景に、国内外の株式市場が大きく上昇したこと等から、全ての経理で収益率はプラスとなった。剰余（欠損）金の水準も、ほぼ全ての経理において改善した。
- ・ 運用受託機関のパフォーマンスについても、概ねすべての経理において、個々の資産クラスの収益率が市場平均を上回り、委託運用全体でも超過収益率はプラスとなった。
中退共においては、マネジャー・ストラクチャー見直しの際の委員会における審議内容を踏まえた新しい評価基準での運用受託機関のパフォーマンス管理を実施している。
総じて適切な管理が実施されているが、更なる改善余地があると思われ、継続的な充実への取組みが望まれる。

〔基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャー〕

- ・ 各経理の基本ポートフォリオについては、定例検証の結果、建退共については見直しが喫緊の課題であり（後述）、中退共についても見直すことが適当、との結論となった。
- ・ 林退共については、中期目標に則り、新たな累損解消計画が策定された。財政検証結果を踏まえつつ、事実確認に基づいて立案された計画は、適切なものと思料された。
- ・ 運用受託機関管理面では、合同運用において、パッシブ運用のマネジャー・ストラクチャーの見直しが実施され、平成30年度及び令和元年度のアクティブ運用のマネジャー・ストラクチャー見直しと合わせ、一連のマネジャー・ストラクチャー見直しが完了した。パッシブ運用におけるマネ

ジャー・ストラクチャー見直しでは、資産管理を含めた契約形態も見直され、事務の効率性改善とコスト削減に繋がったことは評価できる。

〔スチュワードシップ活動〕

- ・ スチュワードシップ活動については、再改訂された日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明を令和２年９月に行った。今回改訂の受入れ表明では、弁護士や金融庁の見解を求めつつ、当機構の制度上の特性を踏まえ、“最終受益者”について、機構固有の解釈を適用する（P16-17 参照）旨を説明した上での条件付き受入れとするなど、資金の特性を踏まえた丁寧な検討が行われた。

エンゲージメントは、中退共・清退共・林退共の合同運用に係る活動では、平成３０年度に本格化してから３年目に入り、理事長と主要金融機関トップマネジメントとのトップ面談、実務レベルでのエンゲージメント実施部署との意見交換という複層的な活動が定着、内容も年々充実している。日本版スチュワードシップ・コード再改訂版の受入れは、機構全体として表明したものであるもので、今後は、建退共においても、積極的に取り組むことが求められる。

〔建退共に関する議論〕

- ・ 建退共の基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャー、および資産運用の出発点となる必要な利回りの見直しに係る問題は、令和２年度の資産運用委員会において最も時間を費やし、また機構全体での資源投入・サポートを依頼して取り組んだテーマである。

基本ポートフォリオについては、最初に改定の必要性が指摘された平成３０年１２月の平成３０年度第７回資産運用委員会から既に２年半が経過しており、令和３年１０月１日から予定運用利回りが引き下げられても、なお逆ザヤが残る事

を勘案すれば、一刻も早く実現すべき課題である。

しかしながら、現在の建退共の陣容・体制では、これらの見直しの実施は難度が高く、かつ早急な体制整備も出来ないとの事業本部の判断を踏まえ、当面の措置として、委託運用部分の中退共等との合同運用が提案されている。

現在の金融情勢の中で、適切なリスク分散が行われていないという差し迫った状況を考えれば、建退共の陣容・体制で採り得る選択肢は限られるため、合同運用という事にならざるを得ないと思われる。しかしながら、一方では、1兆円の資金規模に相応しい、中退共と同品質のサービスを提供し得る運用体制の強化、これについては平成13年に既に課題として認識されている事であり、当委員会でも再三に亘り指摘していることでもある。長い年月を経て歪んだポートフォリオを速やかに改善していくことと並んで、そのような問題を引き起こした大きな要因でもある脆弱な運用体制を強化し、再び問題を繰り返すことの無いような施策の早期実施が強く求められる。

〔機構の組織運営・ガバナンス等全般と総括〕

- ・ 令和2年度の資産運用委員会では、ガバナンス問題も議題として提起され、審議を行った。日本版スチュワードシップ・コードの累次の改訂に代表されるように、ガバナンスの観点から資産運用業務に携わる機関への要求水準は確実に上昇しており、そうした中、資産運用委員会においてガバナンスを取り上げたことは、時宜を得た対応と評価する。金融業務を行う公的機関として、役職員には高い職業倫理とエキスパートとしての指摘責任を果たすことが求められるとの認識も適切である。今後もガバナンスに係る議論を継続し、益々高まる社会的要求水準に応えることが期待される。

- ・ 対外公表については、委員会がほぼ毎月開催される状況ではあったが、議事要旨等の資料の早期公開という観点から、改善が見られた。
- ・ なお、令和２年度は、コロナ禍が経済活動、ひいては共済制度の掛金収入、退職金支払に与える影響が予測し難い中、逸早く自家運用における再投資を抑制する流動性確保のための施策を臨時委員会で提案、実施したことは、適切な措置であったと評価する。また、同施策の結果、年度末までに不安の無い水準まで流動性が蓄積されたことを受け、令和３年度から自家運用債券の投資を再開することとした判断も適切なものと思料する。
- ・ 以上に鑑み、機構における令和２年度中の資産運用は、総じて見れば、中退法その他の法令を遵守しつつ安全かつ効率を基本として実施するという基本原則に則り、長期的な運営の安定と中期的な健全性向上に必要な収益確保を目指すという基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきていると評価する。
- ・ 以下に項目ごとに具体的に記す。

2. 運用実績

(1) 運用利回り

イ. 概観

- ・ 令和２年度の運用利回りは、全ての経理でプラスとなった。
- ・ また、自家運用による満期保有の債券投資のみ行っている清退共（特別給付経理）を除いた全ての経理で、剰余金が増加した。
- ・ 運用利回りがプラスとなったのは、令和元年度にコロナ

禍を受けて下落した国内外の株式市場の、大幅な上昇が影響している。運用受託機関の総じて良好なパフォーマンスも寄与している。

- 国債等の満期保有で運用している自家運用部分については、長期金利の低迷を受け、利回りの低下傾向が続いている。

ロ. 委託運用部分

- ・ 国内外の株式市況の大幅な上昇を主因に、委託運用を行っている全経理において、収益率はプラスとなった。

【ベンチマーク（市場指標）収益率】

	令和元年度	令和2年度
国内債券	△0.18%	△0.70%
国内株式	△9.50%	42.13%
外国債券（ヘッジ無し）	4.37%	5.43%
外国債券（ヘッジ有り）	7.46%	△1.85%
外国株式	△12.42%	59.79%

ハ. 自家運用部分

- ・ この間、自家運用利回りについては、低金利環境が続き、長期国債金利が引続き低位で推移したため、全ての経理で引き続き低下傾向を辿っている。
- ・ 令和2年度については、コロナ禍を踏まえ、流動性確保のために再投資を抑制したことも、利回り低下に繋がっている。
- ・ なお、建退共においては、事業本部から提案された債券の投資計画において、従来の投資戦略に関する説明との乖離が見られた他、年限構成については、人口動態等を踏まえた長期的な流動性を見通しを踏まえると投資期間が長過ぎる懸念があることが判明した。また、建退共制度の特性

である勤続年数の算定が困難であること等も踏まえ、投資戦略に関する考え方を再整理し、当面は15年のラダー型投資を基本戦略とすることが適当との結論に至った。今後は、人口動態等様々な観点から流動性の長期的見通しを継続的に点検し、論理一貫性のある適切な自家運用に努めることが求められる。

- ・ 中退共においては、被共済者の勤続年数の分布を踏まえて20年のラダー型投資を行っているが、政府による労働力人口の長期見通しを踏まえ、自家運用水準の妥当性について検証を行った。その結果、すぐに現在の運用方針について変更する必要はないが、今後の加入者の動向等を注視し、大きな環境変化の兆候があれば、遅滞なく対応策を講じることとなった。

【自家運用利回り推移】

	令和元年度	令和2年度
中退共（給付経理）	0.49%	0.44%
建退共（給付経理）	0.69%	0.58%
建退共（特別給付経理）	0.52%	0.44%
清退共（給付経理）	0.23%	0.22%
清退共（特別給付経理）	0.06%	0.03%
林退共（給付経理）	0.48%	0.37%

（2）剰余金等

- ・ 清退共（特別給付経理）を除いた全ての経理において、累積剰余金が増加ないし累積欠損金が減少した。

【累積剰余金・累積欠損金推移】

(単位、億円)

	令和元年度	令和2年度	想定損失額※1
中退共(給付経理)※2	3,742	5,317	△5,150
建退共(給付経理)	630	811	△941
建退共(特別給付経理)	133	141	—
清退共(給付経理)	25	26	△4
清退共(特別給付経理)	2	2	—
林退共(給付経理)	△7	△2	△14

※1 モンテカルロシミュレーション1%tile値。中退共(給付経理)と建退共(給付経理)は令和2年度の基本ポートフォリオ検証時の数値(データは令和2年7月時点)。清退共(給付経理)と林退共(給付経理)は令和2年度の財政検証時の数値(データは令和2年1月時点)。

※2 中退共は、令和3年度に605億円の付加退職金を支給することを決定。付加退職金の支給は平成30年度以来3年振り。

(3) 委託運用のパフォーマンス管理

- ・ 運用受託機関のパフォーマンス管理については、月次の計数報告と四半期毎の運用報告会等を通じた分析のほか、年に一度のスチュワードシップ活動報告会等を通じても実施されている。
- ・ 中退共(合同運用分)については、アクティブファンドのマネジャー・ストラクチャー見直し過程での審議結果を踏まえた新たな評価体系に基づくモニタリングと評価が行われた。評価項目や評価基準、シェア変更方法などが全面的に見直され、評価を行うための手法も向上してきているが、分析手法等の更なる改良も可能と思料される。継続的な改善に向けた工夫が期待される。
- ・ 建退共については、現在の評価体系に基づくシェア変更方式が、委託運用部分の所期の運用スタイルのバランスを崩し、リスク分散の機能低下に繋がっている可能性がある。過去の経緯、考え方を総括した上で、早急に改善とポートフォリオのクオリティが劣化しないための施策を講じることが求められる。

イ．「資産運用の基本方針」への適合性

- ・ 運用内容の「資産運用の基本方針」への適合性関連では、各経理において、運用ガイドライン等の違反は見られなかった。

ロ．ベンチマーク対比運用成績等

- ・ 令和２年度における運用受託機関のパフォーマンスについて、経理別にみると以下の通り。
- ・ 中退共・清退共・林退共の合同運用においては、各資産において、超過収益率を確保した。特に国内外の株式のパフォーマンスが良好であったが、個別ファンドの動きは期待された運用スタイルに沿ったものであり、スタイル分散によるリスク分散が機能していることが示された。今後は、個別ファンドのリスクの取り方についても、過剰、過少両面から確認するなど、パフォーマンス管理の高度化を進めることが期待される。
- ・ 建退共（給付経理、特別給付経理）においては、両経理とも全体で超過収益率を確保したが、給付経理では外国株式が、特別給付経理では外国債券が対ベンチマーク比劣後した。給付経理の外国株式は、特定の運用スタイルに集中し、スタイルに因るリスク分散が機能していないことが明らかであった。このようなスタイルの偏りが生じた経緯の解明、その総括のうえに立った改善策および運用のクオリティが維持される管理体制の構築が早急に求められる。
- ・ 上述の通り、令和２年度における運用受託機関の管理については、中退共・清退共・林退共の合同運用部分について、新たな評価体系の下でのアクティブ運用受託機関のパフォーマンスのモニタリングや、パッシブ運用受託機関の

マネジャー・ストラクチャー見直し実施など、改善がみられた。モニタリング手法にはさらなる改善の余地があると思われるが、全体として適切な対応が採られていると評価する。

一方、建退共では、従来通りのポートフォリオの管理方法が続けていることの問題点が明らかとなった（後述）。

3. 資産運用の基本方針についての適合性

- ・ 機構では資産運用の基本方針に基づいて、毎年度、基本ポートフォリオの定例検証を実施している。同検証については、平成 30 年度の資産運用委員会において、「中長期的に維持されるべき基本ポートフォリオについて、再構築が必要となるような前提条件の変化が発生しているか否か、を検証するもの」と位置付けることの認識が共有された。
- ・ 上記の認識を踏まえ、令和 2 年度における基本ポートフォリオの検証では、以下の 3 つの観点から点検を行った。
 - ① 各機関による金融・経済予測の動向点検
 - ー 金融・経済環境に対する見方に大きな変化（構造変化）がないか
 - ② リターン予想値、標準偏差、相関係数等の動向点検
 - ー 長期的推移から見た最近の動向の評価（構造変化の兆しの有無等）
 - ③ 想定損失額と剰余（欠損）金水準のバランスの点検
 - ー VaR、CVaR、モンテカルロ・シミュレーション等による想定損失額の推計値を踏まえ、適切な水準の剰余金が維持されているか
- ・ 検証結果を踏まえた下記の結論については、何れも妥当なものと思われる。

① 各機関による金融・経済予測の動向点検 ・ コロナ禍の影響により令和2年度の金融経済予測は令和元年度と比較して様変わりとなったが、各国の金融緩和の影響等によって国内外で株価は上昇し、不安感は募りつつも運用実績としては良好というアンバランスな状況が続いている。 ・ 長期金利のゼロ水準横這いは長期化する様相であり、環境面では基本ポートフォリオ改定に繋がるような変化があったとは現状言えないが、状況急変リスクも考慮し、引き続き注視していく。
② リターン予想値、標準偏差、相関係数、等の動向点検 ・ リターン予想値の推移の点検では、中退共の自家運用とヘッジ付き外国債券、および建退共の自家運用とヘッジなし外国債券の予想値が大きく低下した。この結果、中退共、建退共いずれも基本ポートフォリオ見直しの必要性が示唆された。 ・ 標準偏差と相関係数については、10年スパンで見ると特段の変化は見られないが、5年スパンで見ると国内外の株式の標準偏差の上昇傾向等に注意を要する動きがある等の変化の動きが見られ、基本ポートフォリオのアセットミックスに影響を与える可能性があるため、動向を注視していく。
③ 想定損失額と剰余（欠損）金水準のバランスの点検 ・ 上述のリターン予想値の低下にともない、中退共、建退共ともに、中位シナリオにおける剰余金の低下傾向が認められる。 ・ 中退共については、喫緊のリスクではないものの、金融ショック発生時期によっては累損発生の可能性があり、基本ポートフォリオを見直して、逆ザヤの解消と効率性の改善を図る必要性が示された ・ 建退共（給付経理）については、令和3年10月の予定運用利回りの引き下げを織り込んでも、向こう5年間に金融ショックが発生すると剰余金枯渇の可能性が高く、喫緊に基本ポートフォリオを見直す必要性が示唆された。 ・ 建退共（特別給付経理）、清退共（給付経理・特別給付経理）については、リスク対比で十分な剰余金を有しているとの評価を下した。 ・ 林退共については、令和2年度に策定した新たな累損解消計画に沿って、令和30年度に累損解消を予定している。

- ・ 建退共の基本ポートフォリオについては、最初に改定の必要性が指摘された平成 30 年 12 月の平成 30 年度第 7 回資産運用委員会から既に 2 年半が経過している。この間、財政検証における予定運用利回り変更に係る審議や、建退共制度における最重要プロジェクトである証紙電子化の本格実施等もあり、実施時期が後ずれしているが、同様に見直しの必要性が指摘されているマネジャー・ストラクチャーと共に、可及的速やかな実施が求められる。
- ・ このように、基本ポートフォリオについては、多角的かつ問題意識を持った検証が実施され、総じて適切な資産配分の維持が図られているが、体制面の制約等により検証結果に基づく対応が遅れている建退共については、合同運用も含め、早期実現に向けた取り組みが必要と判断される。
- ・ なお、定例検証については、基本ポートフォリオ見直しの要否について、適時適切な判断が下せるように、引き続き検証手法の改善に取り組むよう要請した。

4. 資産運用業務の執行

(1) コロナ禍に対応した流動性管理

- ・ 未曾有の事態である新型コロナウイルス感染拡大が金融経済ひいては退職金共済制度の掛金等収入や退職金等支払に与える影響が予測し難いことを踏まえ、令和 2 年 5 月に「臨時資産運用委員会」を開催し、流動性確保の観点から、自家運用における再投資を原則として見合わせる方針が提案され、委員会として了承した。
- ・ その後令和 3 年 3 月には、不安の無い水準まで流動性が蓄積されたと考えられたことから、流動性の水準を当面維持することを条件に、令和 3 年度から自家運用における再投資を再開することとした。

- ・ 上記の対応については、コロナ禍という未曾有の環境におけるリスクマネジメントとして、妥当な対応であったと評価する。

(2) マネジャー・ストラクチャー見直し(中退共：パッシブ)

- ・ 機構では、合同運用資産について、運用のクオリティの向上、特に具体的には資産間リバランスを行う際の効率性向上、および委託コストの低減を目的として、パッシブ運用部分の資産運用受託機関および資産管理受託機関※1の見直しを実施した。
 - これにより、平成30年度初から約2年間かけて実施したアクティブ運用受託機関の見直しと合わせて、一連のマネジャー・ストラクチャー見直しが完了した。
 - アクティブ運用は平成20年度以来10年振り、パッシブ運用は、平成15年度以来18年振りの見直しであった。
- ・ 今回の見直しでは、単なる運用受託機関の見直しではなく、委託契約形態についても見直しが行われた。具体的には、従来の単独運用指定包括信託契約※2（以下、指定単）から、運用と管理を分離し、投資一任契約※3（資産運用）を結ぶ運用受託機関と、包括信託契約※4（資産管理）を結ぶ管理受託機関に分けて委託を行う（運管分離）形に変更された。

※1 有価証券の預かり保管、約定決済、配当・利金受入れ、残高管理、議決権行使の事務など、顧客の運用資産の管理に係る業務を行う金融機関

※2 単独運用(信託契約ごとに分けて管理・運用)かつ指定運用(委託者が運用の種類や割合などを大まかに指示)の形での資産運用と、包括信託による資産管理を併せて信託する契約

※3 委託者である顧客から投資判断や投資に必要な権限の委任を受けて資産運用を行う契約

※4 2種類以上の顧客財産(例えば、金銭と有価証券)を、(1種類の財産ごとでなく)一括して引き受ける信託契約

- ・ 見直しの結果、各資産の運用受託機関数の適正化※1、運用委託コストの削減※2、運用機能と管理機能の完全分離による事務効率向上が実現されたことは評価できる。

※1 「規模の利益によるコスト削減」と「競争性の維持・リスク分散」の両面に配慮し、運用受託機関は各資産で原則2社とした（金額の少ない外国株式は1社）。

※2 パッシブ運用全体での報酬率は約半分に低下する見込み。

- ・ なお、中退共については、パッシブ運用部分のマネジャー・ストラクチャー見直しにより、当資産運用委員会設置以来、5年余に亘って取組んで来た資産運用業務を巡る一連の課題に対するゼロベースからの見直しが終了した。（※注 「一連の課題」とは、基本ポートフォリオの再構築、アクティブ運用部分のマネジャー・ストラクチャー見直し、スチュワードシップ活動への取組み、などを指す。）

こうした取組みで得られた成果や知見は、他の経理にも伝播、好影響を与えており、清退共・林退共が委託運用部分の合同運用への参加に踏み切ったほか、林退共は新たな累損解消計画を策定、建退共も合同運用への参加に向けた検討を開始するなど、機構全体としての運用方法・手法および運用管理体制の底上げに繋がっている。また、見直しの過程では、資産運用に関するガバナンスについての問題意識共有も図られている。

今後も、資産運用を巡る環境の急激な変化を注視し、適時適切な見直しに取り組まれることを期待する。

（３）スチュワードシップ活動

イ．日本版スチュワードシップ・コード再改訂版の受入れ表明

- ・ 機構は、令和2年9月に再改訂された日本版スチュワー

ドシップ・コードの受入れ表明を行った。

- ・ 今回の再改訂では、「最終受益者の視点を意識する」という新たな規範が導入されたことから、機構における「最終受益者」について、資産運用委員会において活発な審議が行われた。
- ・ 中退共制度は、『従業員の福祉の増進と中小企業の振興』という中退法上の制度の目的に鑑み、従業員（被共済者）と企業（共済契約者）の何れを最終受益者と考えるべきか、が論点となった。この問題については、金融庁や他の公的機関との意見交換や弁護士見解なども踏まえ、最終的には、「退職金を将来にわたり確実に給付するため、制度を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目指す」ことが被共済者、共済契約者双方の利益に合致する、との結論に達した。
- ・ 受入れ表明文では、スチュワードシップ・コードのソフト・ローとしての性格に鑑み、「Comply or Explain」の説明責任を果たすため、上記の解釈を前提とした条件付きの受入れであることが明示された。
- ・ こうした解釈及び機構に託されている資金の特性を踏まえた受入れ表明は、制度の趣旨とスチュワードシップ・コードで求められる社会的な責任双方に配慮した適切な措置であると思料する。

ロ．エンゲージメント

- ・ 中退共では、令和２年度も、理事長による主要運用機関トップマネジメントとの面談と、実務レベルでのエンゲージメント実施部署との意見交換という複層的な活動が実施された。機構において本格的なスチュワードシップ活動が開始されて３年目となり、こうした活動も定着した観があり、内容

も年々充実しているように窺える。令和２年度には、本邦運用機関ビジネスの将来展望や、エンゲージメント拡充のための人的資源投入の必要性等の継続案件に加え、コロナ禍とESG要素の関係等についても取り上げられている。

- ・ こうした活動は、機構の貴重な無形資産となりつつあるが、経理間で実施状況に格差が生じている。独立行政法人という公的機関のアセットオーナーとして、より高い機能を発揮するためには、機構全体として均質で質の高いサービスを提供できるよう、更なる工夫が期待される。
- ・ なお、機構のスチュワードシップ活動については、「スチュワードシップ活動状況の概要」(令和３年２月)として公表された。

(４) 建退共の資産運用における課題

- ・ 令和２年度の資産運用委員会では、第４回資産運用委員会における建退共の自家運用債券の年限構成に関する審議以降、第１０回資産運用委員会まで７回の会合において、建退共の資産運用に係る問題を取り上げ、最も多くの審議時間を費やした。また委員会として、機構の組織全体で建退共事業本部による調査・分析を支援するよう要請し、機構としても多くの資源を投入したテーマであった。主な審議内容は下記の通りである。

委員会としては、①建退共（給付経理）の累積剰余金水準が、望ましい水準を下回る中、現在の基本ポートフォリオが令和３年１０月１日から予定運用利回りが引き下げられても、なお逆ザヤが残ること、②現状のマネジャー・ストラクチャーにおいて運用スタイルのバランスが崩れており、十分なリスク分散機能を有していないこと、③国内外の金融市場が非常に不安定な状況にあり、上述のリスクが顕在化して制

度からの要請に応えることに支障が出る懸念が高まりつつあること、等を踏まえ、基本ポートフォリオ見直しを、マネジャー・ストラクチャー見直しと合わせ、喫緊の課題として捉えている。

イ．自家運用

- ・ 建退共（給付経理）では、従来、自家運用についてはラダー型戦略を採っていると説明してきたが、実際の債券の年限構成や、今後の再投資計画からそうした認識や長期的な流動性管理方針の妥当性に疑義が生じたため※、自家運用の運営方針について見直しを行った。

※かなりの金額の20年債を保有し、今後も再投資することが計画されていたもの。人口動態等長期の流動性見通しに必須と思われる要素が勘案されていないことが判明した。

- ・ 被共済者の年齢層別将来見通し等の分析を行った結果、被共済者の勤続年数の把握が難しいという制度上の特性も踏まえ、15年のラダー型戦略を採用することが適当との結論に至った。

ロ．必要な利回り

- ・ 自家運用に続き、基本ポートフォリオ策定の出発点となる期待収益率を決定するため、新たな予定運用利回りに対応した必要な利回りの算定を行った。
- ・ 建退共の場合、被共済者が職場を転々とする非正規雇用者であるため証紙制度という特殊な制度を採っている。この制度の下、就労が不定期で定年制もないという就労慣行もあって、予定運用利回りと退職金の関係が不安定、という問題があり、必要な利回りの推定方法については慎重に審議を重ねた。

- ・ 建退共の必要な利回りの評価には技術的な困難がある。今回は、現時点で入手可能なデータの制約を踏まえ、いくつかの仮定を置いた推定方法を採用した。この利回りの評価値が資産運用の出発点であることを踏まえると、今後、データの整備を進めつつ、推定方法を改善することが望まれる。

ハ．基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャー

- ・ 建退共の基本ポートフォリオについては、平成 30 年 12 月の資産運用委員会において、見直しの必要性が指摘されていたが、令和元年度より検討が行われた財政検証において、令和 2 年 8 月に予定運用利回りの引き下げが適当とされたこと、さらに令和 3 年 3 月の証紙電子化プロジェクト本格実施の準備作業を優先するとの事業本部の判断もあり、これまで見直しを実現していない。
- ・ マネジャー・ストラクチャーについては、平成 13 年時点で既にバランス型から特化型への移行の必要性が指摘されていたが、今尚、実現されていない。
- ・ この結果、そもそも特化型に比べ資産毎のリスク分散が難しいことに加え、運用実績(超過収益率)に偏重した委託金額ベースでのシェア変更を繰り返したため、スタイルが偏り、リスク分散が機能し難くなっている。また、運用受託機関によって受託している資産の種類・数が異なるという不完全なバランス型であるため、リバランス機能も不十分であり、資産配分効果がマイナスになっている。こうした状況で金融ショックが発生すれば大きな損失に繋がりがねない。
- ・ こうしたポートフォリオの機能上の問題に加え、委託報酬率も特化型に比べ、かなり割高である。
- ・ 最近の世界的な金融市場の不安定さも踏まえれば、可及的速やかな見直しが求められるが、現在の建退共の陣容・体制

では、基本ポートフォリオ、マネジャー・ストラクチャーの見直しは困難である。

- ・ また、証紙電子化プロジェクトという制度の中長期的維持可能性を左右する重要案件を抱え、資源制約上、早急な体制整備も出来ないというのが本事業を統括する理事長代理の判断である。
- ・ こうした実態を踏まえ、当面採り得る措置として、機構からは委託運用部分の合同運用が提案されている。
- ・ 現在の金融情勢の下で、適切な運用スタイルの分散によるリスクの分散が行われていないという差し迫った状況を考えれば、現在の建退共の陣容・体制で基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャー見直しを出来る限り早期に実現するために、中退共等との合同運用を選択したいという機構の判断は首肯出来る。機構においては、運営委員会等関係機関と協議し、理解を得るべく最大限の努力を払って、早期実施に結びつけていくことが求められる。
- ・ ただし、アセットミックス選択の自由度が低下する合同運用は、あくまで当面の措置と捉えるべきである。並行して、今回のポートフォリオの劣化を招いた大きな要因が建退共本部の体制不足にあった点に鑑み、今後、中退共と同品質のサービス、ポートフォリオ管理プロセスを提供するため、1兆円の資金規模を持つ公的アセットオーナーに相応しい、運用体制（スチュワードシップ活動を含む）の構築を行い、同様の問題を繰り返さないようにしていくことに関して早期に検討することが求められる。

5. ガバナンス

- ・ 令和2年度の委員会では、資産運用業務に関するガバナンスについても審議を行った(令和3年2月19日開催第9回)。

- ・ 当機構における資産運用業務に関するガバナンスの議論の出発点は、平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「金融業務を行う」法人と位置付けられたことにあり、平成 27 年 4 月に改正された独法通則法では、役員の職務に対する忠実義務や、業務方法書への内部統制の体制記載、主務大臣による適材適所の人材登用が規定された。そうした経緯を踏まえ、役職員には以下の理事長方針が示されているが、適切なものと評価する。

<理事長方針>

「金融業というのは、元々公共的な使命を帯びているので、高い職業倫理が要求されていることに加え、情報の非対称性がある業務なので、機構には共済契約者並びに被共済者に対して、リスクの指摘責任がある」

- ・ これまでに中退共では、スチュワードシップ活動を含めて規程より先に実質的な体制整備が進んだものの、規程についてはなお整備の余地があり、建退共においては、規程、体制ともこれから整備していく状況にある、との機構の現状認識と問題意識は妥当なものと思料する。
- ・ 機構は、金融に関する専門集団、実務遂行集団である以上、被共済者、共済契約者との間に情報の非対称性が確実に存在し、拡大して行く傾向にある。また、資産運用委員会と、運営委員会等との関係も同様である。したがって、機構と当委員会にはリスク指摘責任があり、その責任をエキスパートとして果たすことが求められる。
- ・ 近年、資産運用に携わる者の心構え、行動をめぐる環境が劇的に変わっており、金融界やパブリックセクターに対する評価の基準は非常に厳しくなっている。この基準は今後、益々厳しくなることが見込まれる。機構は公的機関（独立行

政法人）という側面と、金融機関という側面を持っているので、ガバナンスについても、理事長が理事長方針に掲げているように、一段上を行く覚悟を持って取り組む必要がある。また、厚生労働省とも倫理感、経営哲学についての認識を一致させておくことも重要である。

- ・ 今後も世の中の動向を睨みつつ、こうした議論を継続して行くことが期待され、委員会としても貢献して参りたい。

6. 運用関連業務の実施状況

(1) 対外公表

- ・ 対外公表については、委員会の議事要旨をはじめ、年度及び四半期毎の運用実績と資産構成のほか、令和元年度運用結果報告（令和2年6月）、スチュワードシップ活動状況の概要（令和3年2月）等について、ホームページ上で公表された。
- ・ 議事要旨については、コロナ禍対応の他、建退共の基本ポートフォリオ見直し等時間的制約の厳しい審議事案が続き、委員会がほぼ毎月開催される状況ではあったが、議事要旨は余り遅れることなく公表されており、資料の早期公開という観点から、改善が見られた。

(2) 最新の資産運用結果及びその他の財務状況の把握と厚生労働省への情報提供

- ・ 機構は、第4期中期計画において、最新の資産運用結果及びその他の財務状況を把握することとしている。また、年度計画では、そうした情報を、経済・金融情勢に対応して予定運用利回りの検討に資するよう、適宜厚生労働省に情報を提供することとしている。
- ・ 機構は、最新の資産運用結果及びその他の財務状況につい

ては、月単位で情報を徴求して把握すると共に、四半期毎に報告会を開催して運用受託機関から直接状況を聴取している。

国内外の経済・金融情勢については、各経済予測機関による予測の動向を含め、最新動向が定期的に点検され、参考材料の一つとして委員会に報告された。

- ・ 厚生労働省に対しても、求めに応じ、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会へ提供する資料のための情報を遅滞なく提供している。
- ・ 上記の状況に鑑みると、機構の令和２年度における厚生労働省に対する情報提供は、適時適切に実施されたものと評価する。

以 上

令和2年4月から令和3年3月の資産運用実績報告

1.運用概要

(単位:億円、%)

	中退共事業 給付経理	建退共事業		清退共事業		林退共事業 給付経理
		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	
運用利回り※1	5.25	3.99	4.50	2.59	0.03	4.70
自家運用利回り	0.44	0.58	0.44	0.22	0.03	0.37
委託運用利回り	11.28	10.28	8.13	12.17	-	12.17
運用損益	2,588.19	395.88	13.81	0.98	0.00	7.03
自家運用	121.87	37.28	0.64	0.07	0.00	0.35
委託運用	2466.32	358.60	13.17	0.92	-	6.68
運用資産総額	52,298	10,306	316	38	3	157

予定運用利回り		1.00	3.00	3.00	2.30	2.30	0.50
採算利回り※2		1.10	1.82	2.12	1.94	0.37	0.77
基本 ポート フォリオ (乖離許 容幅)	国内債券	79.6 (±3.0)	89.5 (±7.0)	88.0 (±7.0)	90.1	100.0	81.3
	自家運用	59.6	66.9	55.7	80.4	100.0	63.0
	委託運用	20.0	22.6	32.3	9.7	-	18.3
	国内株式	7.2 (±2.0)	5.3 (±2.2)	6.0 (±2.5)	3.5	-	6.6
	外国債券	9.9 (±1.0)	2.6 (±1.3)	3.0 (±1.5)	4.8	-	9.1
	外国株式	3.3 (±1.0)	2.6 (±1.3)	3.0 (±1.5)	1.6	-	3
	リターン予想値 ※3	0.75	0.76	0.68	0.62	0.04	0.67
	リスク値(標準偏差) ※3	1.58	1.39	1.58	0.77	0.09	1.45

累積剰余(欠損)金 (A)	令和元年度末	3,742.01	629.67	132.90	25.47	2.10	△7.04
	令和2年度末	5,317.03	810.82	141.17	25.52	2.09	△1.87
責任準備金 (B)	令和元年度末	44,576.16	9,241.62	176.73	13.80	0.71	157.40
	令和2年度末	45,965.48	9,496.86	174.53	12.55	0.67	158.59
リスク・バッファ率 (A)／(B)	令和元年度末	8.39	6.81	75.20	184.57	295.77	△4.47
	令和2年度末	11.57	8.54	80.89	203.35	311.94	△1.18
想定損失額 ※4(億円)		△5,150	△941	-	△4.15	-	△13.78

※1.委託手数料控除後。

※2.現状の累積剰余金・累積欠損金の変動しない運用利回り

※3.令和元年度の基本ポートフォリオ検証時の数値(データは令和元年7月時点)。

※4.モンテカルロシミュレーション1%ile。中退共給付経理と建退共給付経理は、令和2年度の基本ポートフォリオ検証時の数値(データは令和2年7月時点)。清退共給付経理と林退共給付経理は、令和2年度の財政検証時の数値(データは令和2年1月時点)。

2.資産状況

(単位:億円、%)

運用の方法等		中退共事業(給付経理)			建退共事業(給付経理)			建退共事業(特別給付経理)		
		資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り
自家運用	有価証券	24,513	46.87	0.47	5,835	56.62	0.61	119	37.68	0.51
	預金	3,581	6.85	0.00	658	6.38	0.00	24	7.53	0.00
委託運用	包括信託	22,515	43.05	※4 12.17	3,524	34.19	※4 11.13	156	49.31	※4 9.02
	生命保険資産	1,688	3.23	1.27	290	2.81	0.87	17	5.48	0.79
	有価証券信託	(7,377)	(30.09)	0.01	(1,830)	(31.36)	0.01	-	-	-
合計		52,298	100.00	5.25	10,306	100.00	3.99	316	100.00	4.50

運用の方法等		清退共事業(給付経理)			清退共事業(特別給付経理)			林退共事業(給付経理)		
		資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り
自家運用	有価証券	24	62.54	0.26	0	7.26	0.14	81	51.55	0.42
	預金	6	15.28	0.00	3	92.74	0.00	14	9.23	0.00
委託運用	包括信託	8	22.18	※4 12.17	-	-	-	62	39.22	※4 12.17
	生命保険資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		38	100.00	2.59	3	100.00	0.03	157	100.00	4.70

(注1) 包括信託は時価総額、その他の資産は帳簿価額である。

(注2) 利回りは決算利回りであり、計算式は「収益額/平均残高」である。(費用控除後)

(注3) 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。また、構成比は有価証券に対する構成比である。

(注4) 包括信託について、会計文書の勘定科目名は「金銭信託」を使用している。

(注5) 単位未満は四捨五入しているため内訳と合計額が一致しないことがある。

※4.「包括信託」の利回りと次頁掲載の「手数料控除後収益率」は同じものであるが、算出方法が異なるため、必ずしも一致しない。

3.包括信託運用実績

【構成比及び収益率】

(単位:%)

(1) 中退共事業(給付経理)・清退共事業(給付経理)・林退共事業(給付経理)(合同運用資産)

	構成比			収益率		
	ファンド	基本方針	差	ファンド	※2 ベンチマーク収益率	差
国内債券	47.40	49.50	△ 2.10	△ 0.40	△ 0.70	0.30
国内株式	19.17	17.80	1.37	44.98	42.13	2.85
外国債券	24.28	24.50	△ 0.22	△ 0.67	△ 1.85	1.19
外国株式	9.15	8.20	0.95	65.30	59.79	5.50
合 計	100.00	100.00	0.00	12.29	10.16	2.14

収益率(特化型)	
手数料率	手数料控除後
0.06	△ 0.46
0.16	44.82
0.14	△ 0.81
0.24	65.06
0.12	※3 12.18

【参考】	アクティブ運用収益率			パッシブ運用収益率		
	ファンド	ベンチマーク収益率	差	ファンド	ベンチマーク収益率	差
国内債券	0.08	△ 0.70	0.78	△ 0.74	△ 0.70	△ 0.04
国内株式	47.11	42.13	4.98	42.20	42.13	0.06
外国債券	0.35	△ 1.85	2.21	△ 2.13	△ 1.85	△ 0.28
外国株式	68.08	59.79	8.28	60.11	59.79	0.31

うち収益率(アクティブ)		うち収益率(パッシブ)	
手数料率	手数料控除後	手数料率	手数料控除後
0.10	△ 0.02	0.03	△ 0.77
0.25	46.86	0.05	42.15
0.20	0.15	0.05	△ 2.19
0.32	67.76	0.07	60.04

(2) 建退共事業(給付経理)

	構成比			収益率		
	ファンド	※1 中心値	差	ファンド	ベンチマーク収益率	差
国内債券	65.62	67.40	△ 1.78	△ 0.46	△ 0.70	0.24
国内株式	17.57	16.40	1.17	45.24	42.13	3.11
外国債券	8.24	8.10	0.14	6.32	5.43	0.89
外国株式	8.57	8.10	0.47	58.57	59.79	△ 1.23
合 計	100.00	100.00	0.00	11.49	※2 10.37	1.12

収益率(バランス型)	
手数料率	手数料控除後
0.21	△ 0.67
0.35	44.89
0.29	6.03
0.27	58.30
0.24	※3 11.25

(3) 建退共事業(特別給付経理)

	構成比			収益率		
	ファンド	※1 中心値	差	ファンド	ベンチマーク収益率	差
国内債券	73.40	73.60	△ 0.20	△ 0.35	△ 0.70	0.35
国内株式	13.24	13.20	0.04	51.30	42.13	9.17
外国債券	6.65	6.60	0.05	5.41	5.43	△ 0.02
外国株式	6.71	6.60	0.11	60.84	59.79	1.04
合 計	100.00	100.00	0.00	9.39	※2 8.18	1.21

収益率(バランス型)	
手数料率	手数料控除後
0.22	△ 0.57
0.33	50.97
0.27	5.14
0.38	60.46
0.25	※3 9.14

※1. 包括信託の令和2年度アセットアロケーションの中心値である。

※2. 合計のベンチマーク収益率は、各資産のベンチマークを、各資産の委託運用部分の基本ポートフォリオにおける構成比で加重平均した値から算出。
したがって、合計欄におけるファンド収益率とベンチマーク収益率の差には資産配分効果が含まれる。

※3. 手数料控除後収益率と前掲掲載の2.資産状況「包括信託」の利回りは同じものであるが、算出方法が異なるため、必ずしも一致しない。

(注1) 時間加重収益率を表示している。

(注2) 単位未満は四捨五入しているため内訳と合計額が一致しないことがある。

(注3) 包括信託の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。

- ・ 国 内 債 券 NOMURA-BPI総合、国 内 株 式 TOPIX(配当込み)
- ・ 外 国 債 券 (中退共・林退共)FTSE世界国債インデックス(日本を除く、円ヘッジ・円ベース)
(建退共)FTSE世界国債インデックス(日本を除く、円ベース)
- ・ 外 国 株 式 MSCI KOKUSAI(円ベース、配当込み、GROSS)

【要因分析】＜超過収益率は、委託手数料控除前＞

(単位: %)

(1) 中退共事業(給付経理)・清退共事業(給付経理)・林退共事業(給付経理)(合同運用資産)

	超過収益率	資産全体の超過収益率の要因分析(寄与度)※2			
		個別資産効果	資産配分効果	※1 複合効果	合計
国内債券	0.30	0.16	0.19	△ 0.01	0.34
国内株式	2.85	0.39	0.35	0.02	0.76
外国債券	1.19	0.32	0.05	0.00	0.37
外国株式	5.50	0.30	0.34	0.03	0.68
合 計	2.14	1.17	0.93	0.04	2.14

(2) 建退共事業(給付経理)

	超過収益率	資産全体の超過収益率の要因分析(寄与度)※2			
		個別資産効果	資産配分効果	※1 複合効果	合計
国内債券	0.24	0.18	0.16	△ 0.01	0.33
国内株式	3.11	0.38	0.28	0.04	0.70
外国債券	0.89	0.08	△ 0.01	0.00	0.07
外国株式	△ 1.23	△ 0.07	0.10	0.00	0.03
合 計	1.12	0.57	0.52	0.03	1.12

(3) 建退共事業(特別給付経理)

	超過収益率	資産全体の超過収益率の要因分析(寄与度)※2			
		個別資産効果	資産配分効果	※1 複合効果	合計
国内債券	0.35	0.28	0.00	0.00	0.28
国内株式	9.17	0.90	△ 0.03	0.00	0.87
外国債券	△ 0.02	0.00	0.00	0.00	0.00
外国株式	1.04	0.05	0.01	0.00	0.06
合 計	1.21	1.23	△ 0.02	0.00	1.21

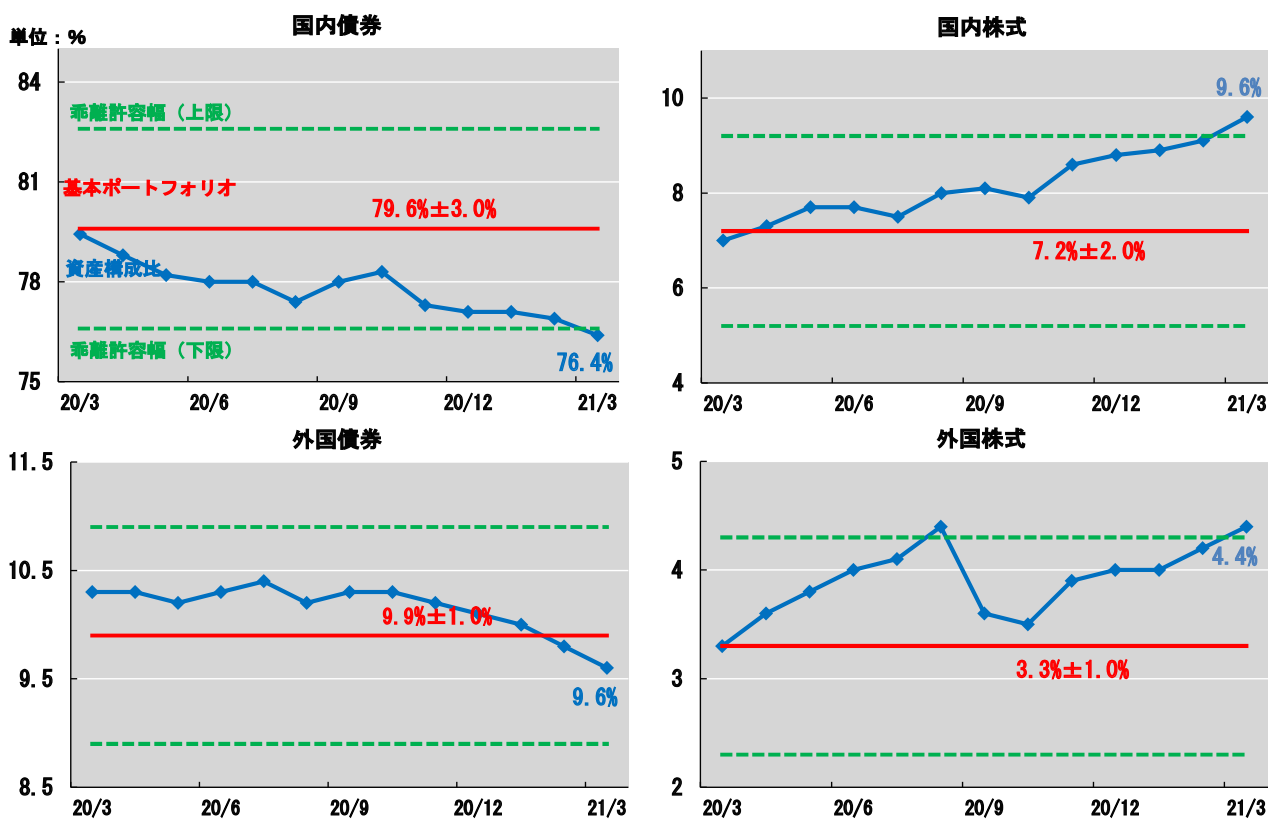
※1.国内債券の複合効果は、資産全体の複合効果から国内債券以外の複合効果を差し引いて算出。

※2.短期資産について、(1)中退共事業(給付経理)・清退共事業(給付経理)・林退共事業(給付経理)(合同運用資産)では、各資産に配分して分析。(2)建退共事業(給付経理)および(3)建退共事業(特別給付経理)では、国内債券に含めて分析。

4.資産構成割合の推移

(1)中退共事業(給付経理)

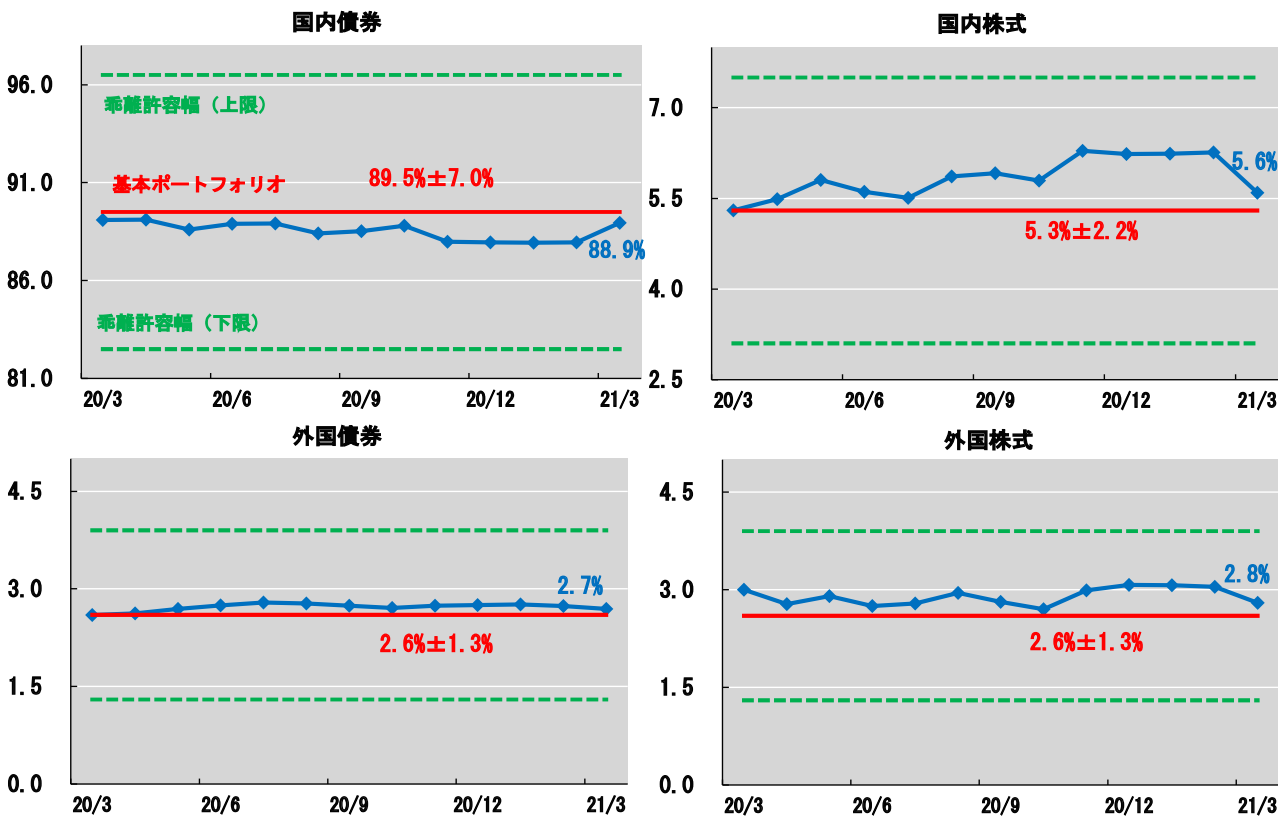
単位：％



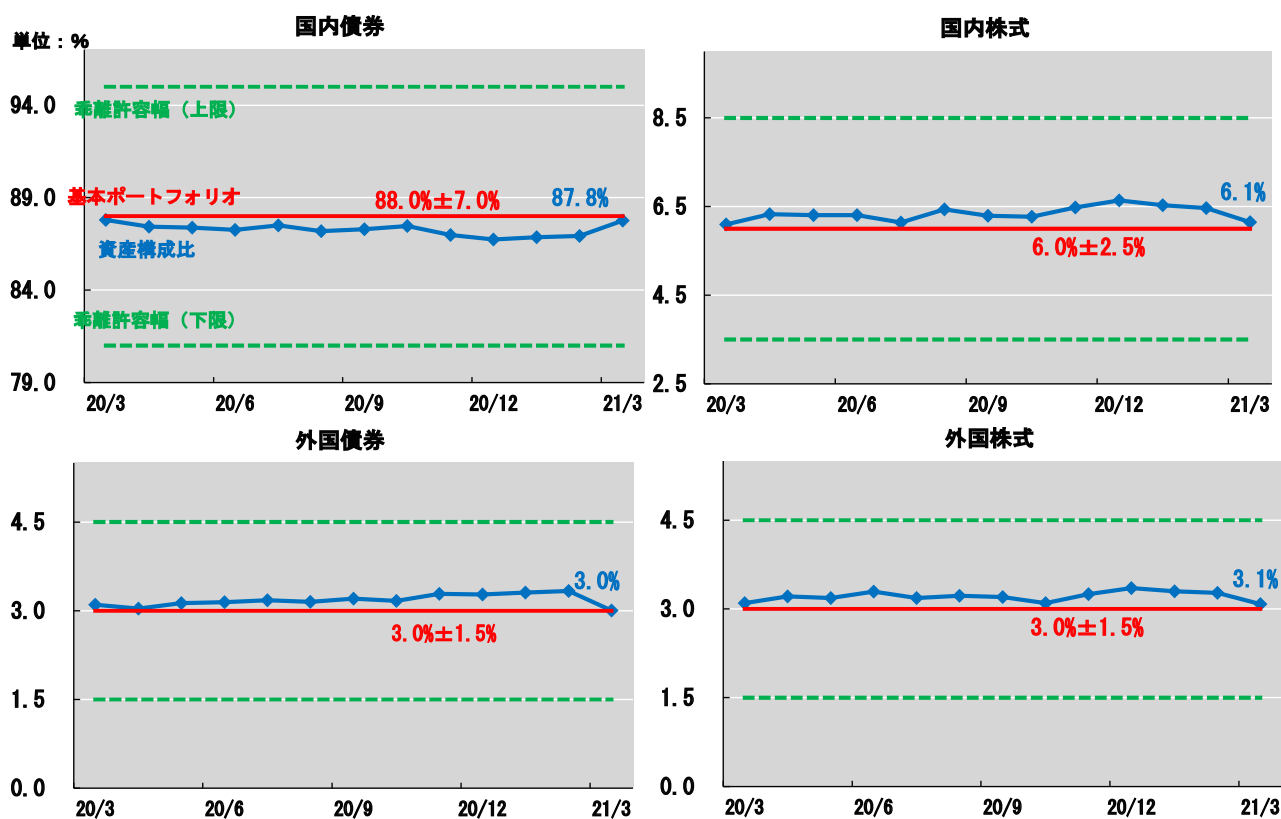
注)令和3年(2021年)3月末時点で、国内債券、国内株式、外国株式の構成比が、乖離許容幅を超過している。

この後、4月にリバランスを実施し、各資産の構成比は乖離許容幅内に戻った。

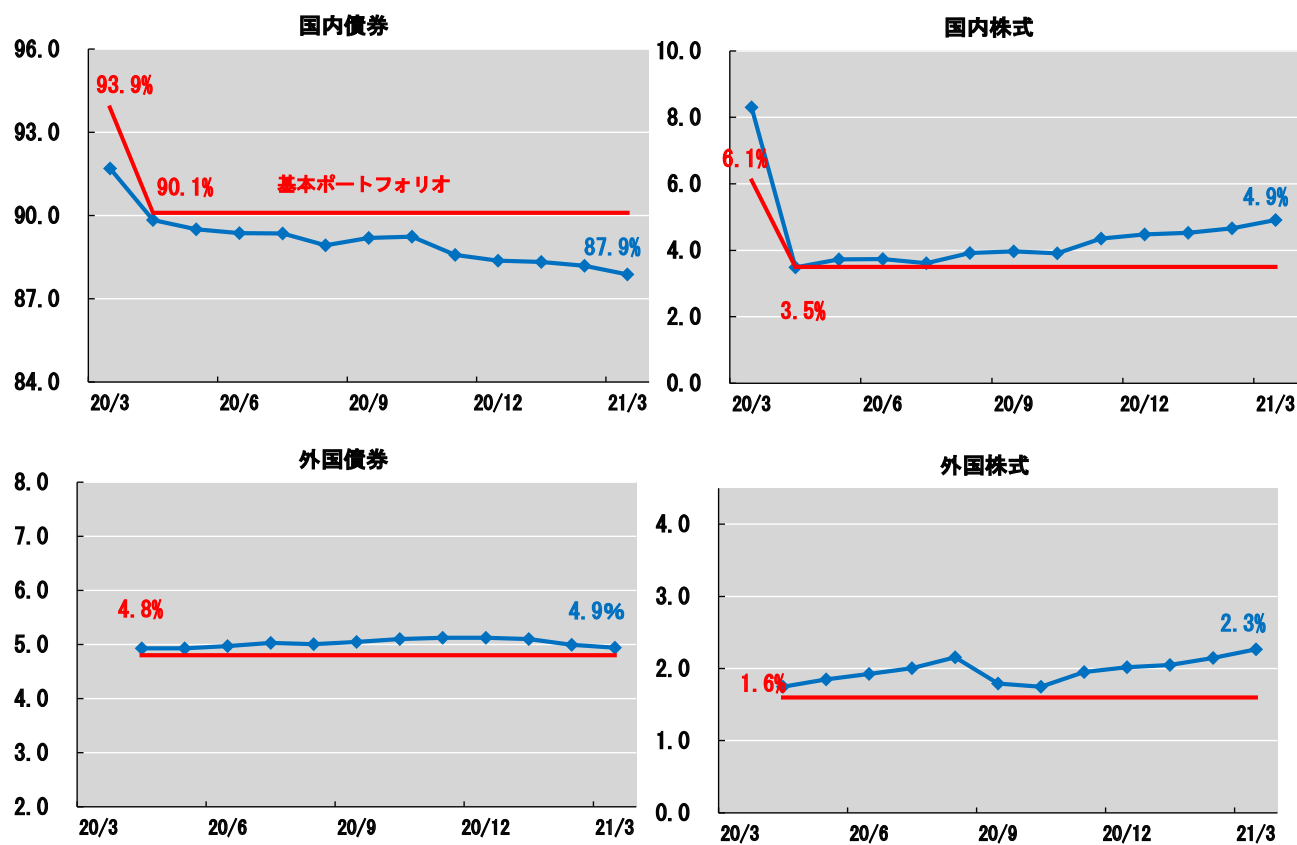
(2)建退共事業(給付経理)



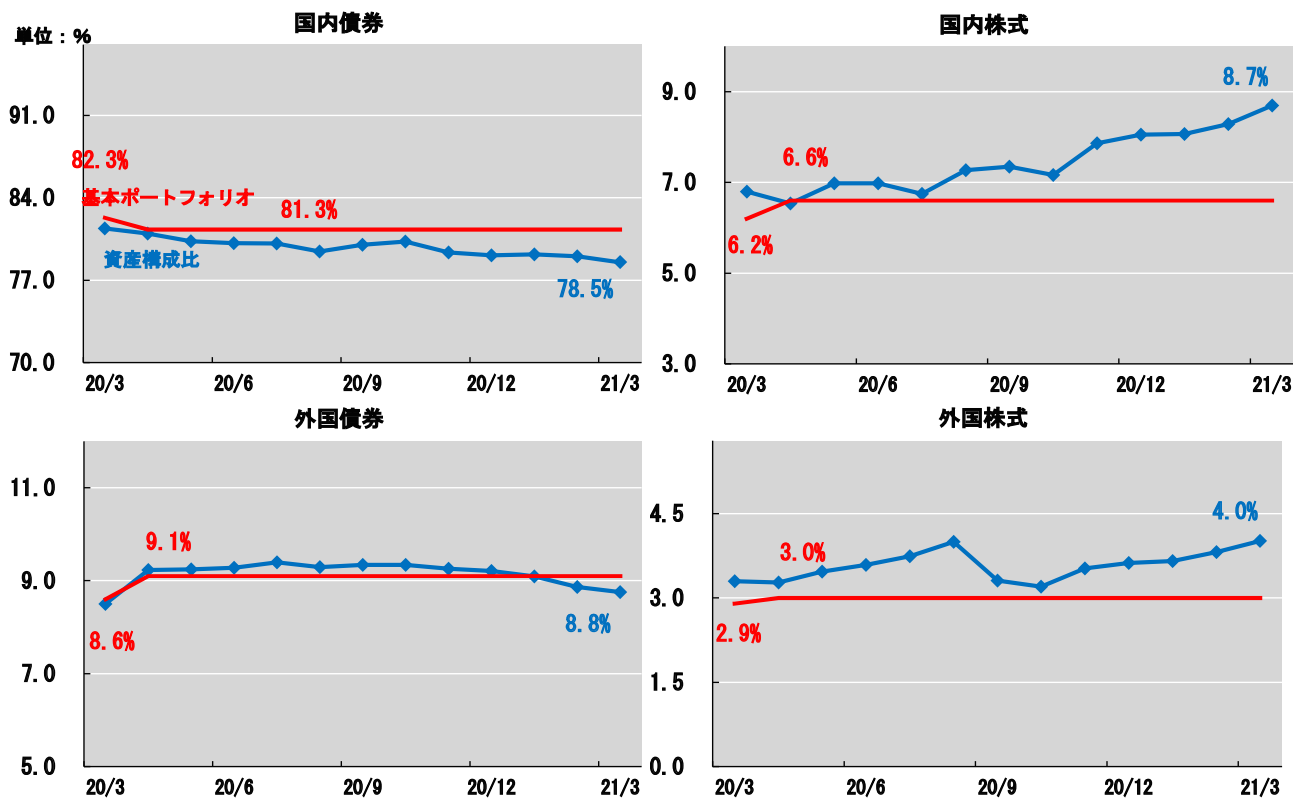
(3) 建退共事業(特別給付経理)



(4) 清退共事業(給付経理)



(5) 林退共事業(給付経理)



資産構成割合

(単位：億円、％)

	中退共事業(給付経理)			建退共事業(給付経理)			建退共事業(特別給付経理)		
	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ
国内債券	39,964	76.4	79.6±3.0	9,167	88.9	89.5±7.0	277	87.8	88.0±7.0
国内株式	4,997	9.6	7.2±2.0	576	5.6	5.3±2.2	19	6.1	6.0±2.5
外国債券	5,029	9.6	9.9±1.0	278	2.7	2.6±1.3	9	3.0	3.0±1.5
外国株式	2,309	4.4	3.3±1.0	286	2.8	2.6±1.3	10	3.1	3.0±1.5
合計	52,298	100	-	10,306	100	-	316	100	-

	清退共事業(給付経理)			林退共事業(給付経理)		
	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ
国内債券	34	87.9	90.1	123	78.5	81.3
国内株式	2	4.9	3.5	14	8.7	6.6
外国債券	2	4.9	4.8	14	8.8	9.1
外国株式	1	2.3	1.6	6	4.0	3.0
合計	38	100	-	157	100	-

勤退機構の資産運用業務の評価における留意事項

ー 各種利回りの読み方について ー

○ 勤退機構における資産運用実績や基本ポートフォリオを評価するに際しては、各経理（共済制度）の制度上の特徴点と、財務状況を勘案する必要がある点に留意が必要である。

1. 予定運用利回りと採算利回り

中退共については、毎月積み立てられる掛金に対して制度全体として付与されるのが予定運用利回り（1.0%）であり、それに業務経費率（0.1%）を加えたのが採算利回りであって、分かり易い構造であるが、特退共（建退共、林退共、清退共）における予定運用利回りと採算利回りの関係は中退共とは異なるため、留意が必要。

特退共（建退共、林退共、清退共）では、非正規雇用者を対象としているため、就業形態の特殊性（非連続的就労、職場の異動）から1日分の勤労に対して証紙1枚を手帳に貼付する仕組みで運営されている。手帳1冊で1年分（月あたり業種により15~21日×12カ月）の勤労と見做されて予定運用利回りが付与されるが、平均的には手帳1冊分の証紙が貼られるのに要する期間は1年を上回っていることなどから、採算利回りが予定運用利回りよりも低くなり得る。

累積損失金を抱えている林退共については、責任準備金を下回る資産運用額で予定運用利回りを達成する必要があるほか、資産運用額が中退共、建退共に比べて小さく、業務経費率の割合が高くなっているため、採算利回りが予定運用利回りを上回っている。

2. 採算利回りとリターン予想値

リターン予想値は、現行基本ポートフォリオの資産構成比率において、先行き5年間の収益率を予想した数値である。リターン予想値は比較的振れが大きいため、幅を持つ必要があるが、リターン予想値が採算利回りを大きく下回っている場合には、累積剰余金が中期的に減少、財務が悪化することが示唆されることになる。このことに照らすと、建退共と清退共については、リターン予想値が採算利回りを大きく下回っており、注意を要する。

しかしながら、清退共については、リターン予想値が採算利回りを下回っているものの、極めて高水準の累積剰余金を有しており（責任準備金の約2~3倍）、剰余金を取り崩して還元する方針であるため、問題はないと考えられる。

一方、建退共については、累積剰余金の水準は想定損失額を大きく下回っている。資産運用委員会におけるこれまでの議論において、リスクテイクは累積剰余金の範囲内、という基本的な原則が確認されており、現状は過剰なリスクを取っている状況にある。リターン予想値が採算利回りを大きく下回ると共に、過剰なリスクを抱えている状況は、資産運用だけでは解決できない状態にあることを示すものであり、基本ポートフォリオに加え、予定運用利回り等制度面も含めた見直しが必要である。5年に1度の財政検証が令和元年度より実施され、そうした現状も踏まえ、予定運用利回りの引下げが決定された。

3. 必要な利回り

もう一つ重要な利回りに「必要な利回り」がある。必要な利回りは、「資産運用の基本方針」において

「運用の目標」として掲げられているものであり、「中期的に事業の運営に必要な利回り」と定義されている。「運用の目標」では、この「必要な利回り」を「最低限のリスクで確保すること」、が求められている。

必要な利回りの内訳は、基本的には「予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額」と「業務経費」の合計の資産に対する割合、で定義される。ただし、累積欠損金を抱える林退共については、「累積の計画的な解消を図るための費用」が加えられている。

中退共の場合は、加入期間と就労期間が基本的に等しいため、予定運用利回りに業務経費率を加えたものが必要な利回りになる。

一方、特退共については、就労が不定期である被共済者が中心であり、実際の加入者としての勤務日数が1年分に達すると1年分の金利が付与される形であるため、予定運用利回りと必要な利回りの関係は、制度や経済情勢等様々な影響を受けて変動する。

以 上

「資産運用の基本方針」の遵守状況の報告について

独立行政法人勤労者退職金共済機構

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
【I 基本的考え方 1～3】 (1)運用の基本原則 ①中退法その他の法令遵守 ②将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施 (2)運用の目的（後記 注1 ご参照） ・ 事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保 (3)運用の目標※（後記 注2 ご参照） ・ 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率）を最低限のリスクで確保 ※「累積剰余金の水準を勘案の上、」は建退共と清退共にも記載。林退共では、「必要な利回り」の構成要素に「累積欠損金の計画的解消を図るための費用」を加えている。	【I 基本的考え方 1～3】（本資料 P7 「2. 運用実績」 ご参照） (1)運用の基本原則 ・ 各経理における業務上の余裕金の運用は、全て中退法第 77 条に掲げられた方法に拠っている。 ・ 基本ポートフォリオで設定された最適な資産配分の維持に努めている。 (2)運用の目的（後記 注1 ご参照） ・ 必要とされる収益を長期的に確保すべく、継続的に取組んでいる。 (3)運用の目標※（後記 注2 ご参照） ・ 令和2年度の状況を見ると、中退共（給付）と建退共（給付）については、中期的に必要な利回りの確保が難しくなりつつあり、基本ポートフォリオの見直しの必要性が示唆され、具体的な見直しの検討を始めるところである。林退共（給付）については、財政検証結果を踏まえ、新たな累積解消計画が策定された。

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
【I 基本的考え方 4(2)基本ポートフォリオの策定】 (1)基本ポートフォリオを、中長期的観点から策定し、これに基づく資産配分の維持 (2)基本ポートフォリオの毎年度検証	【I 基本的考え方 4(2)基本ポートフォリオの策定】 (本資料 P12 「3. 資産運用の基本方針についての適合性」ご参照) (1)基本ポートフォリオを、中長期的観点から策定し、これに基づく資産配分の維持 ・ 中退共(給付)の資産構成割合について、令和2年8月末時点で外国株式が乖離許容幅上限を上回った。これを受けて9月に、中退共(給付)、清退共(給付)、林退共(給付)の合同運用資産について、外国株式を減額、資産構成割合が基本方針構成割合から最も下方に乖離していた国内債券を増額する、資産間リバランスを実施した。 ・ 中退共(給付)の資産構成割合について、令和3年3月末時点で国内株式と外国株式が乖離許容幅上限を上回り、国内債券が乖離許容幅下限を下回った。これを受けて4月に、中退共(給付)、清退共(給付)、林退共(給付)の合同運用資産について、国内株式および外国株式を減額、国内債券を増額する資産間リバランスを実施した。 ・ 建退共(給付、特別給付)の資産構成割合について、基本ポートフォリオの中心値に近づけるよう国内株式、外国債券、外国株式の比率を引下げ、国内債券の比率を引き上げる資産間リバランスを、年度末に実施した。 (2)基本ポートフォリオの毎年度検証 ・ 令和2年度における基本ポートフォリオの検証では、以下の3点の点検を行った。

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
(3) 必要に応じた基本ポートフォリオの見直し	➤ 内閣府他、継続的に参照している各経済予測機関による金融・経済予測の動向点検 ➤ 標準偏差、相関係数、期待リターン等の動向点検 ➤ 想定損失額と剰余(欠損)金水準の点検 結果、中退共(給付)と建退共(給付)において、基本ポートフォリオ見直しの必要性が示唆された。 (3) 必要に応じた基本ポートフォリオの見直し ・ 建退共(給付)の基本ポートフォリオ見直しの検討を開始し、検討の前提となる「必要な利回り」の算定までを行った。
【Ⅰ 基本的考え方 6 情報公開の推進】 運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。	【Ⅰ 基本的考え方 6 情報公開の推進】 (本資料 P23 「6. 運用関連業務の実施状況 (1) 対外公表」ご参照) ・ 財務諸表等を官報に公告(令和2年8月31日) ・ 令和元年度資産運用結果等をホームページへ掲載(令和2年7月31日) ・ 四半期毎の運用状況をホームページへ掲載 ・ 「スチュワードシップ活動状況の概要」をホームページへ掲載(令和3年2月19日) ・ 日本版スチュワードシップ・コード再改訂に対応した『日本版スチュワードシップ・コード』の受入れ等の公表について改訂版をホームページへ掲載(令和2年9月23日)
【Ⅱ 自家運用 2 基本的な投資スタンス及びリスク管理】	【Ⅱ 自家運用 2 基本的な投資スタンス及びリスク管理】 (別紙2 補足説明資料 および本資料 P14「4. 資産運用業務の執行

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
(1)長期・安定的な運用 ①バイ・アンド・ホールド ②ラダー型ポートフォリオの構築＜中退共給付＞ ③キャッシュフロー対応＜中退共給付＞ (2)投資対象 ○ 円建ての金融商品＜中退共給付＞ (3)分散投資 ・ 国債、政府保証債、地方債以外の債券を取得する場合＜中退共給付＞ ・ 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合＜建退共給付、建退共特別給付、清退共給付、清退共特別給付、林退共給付＞ ①発行体、残存期間等の適切な分散化 ②同一の発行体が発行した債券（金融債を除く）への投資は、原則とし	(1)コロナ禍に対応した流動性管理」ご参照) (1)長期・安定的な運用 ・ バイ・アンド・ホールドの原則については、全ての経理において遵守した。 ・ ラダー型ポートフォリオの構築を行った。 ・ コロナ禍による金融経済ショックで退職金共済制度の掛金等収入や退職金支払に影響する懸念を踏まえ、流動性確保の観点から、自家運用における再投資を原則として見合わせることにした（令和2年5月）。その後、流動性が不安のない水準まで蓄積されたと考えられたことから、令和3年度からの再投資を再開する方針とした（令和3年3月）。 (2)投資対象 ・ 中退共（給付）における投資対象金融資産は、全て円建てとしている。 (3)分散投資 ・ 各経理において給付を賄う水準を維持しつつラダー取得を続け、各年限での残高のばらつきは抑えられている。ただし、清退共（特別給付）については、残存年数の短い債券がマイナス利回りのため自家運用債券を購入できない状況が続いており、ラダーが実現出来ない。 清退共（給付）の令和11年度以降償還分は、以前に購入した20年債の残存分である。

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
て自家運用債券ポートフォリオの 10%を 上限の目途とする<中退共給付> 超えないこととする<建退共給付、建退共特別給付、清退共給付、 清退共特別給付、林退共給付> (4)格付け基準 ①国債、政府保証債、地方債以外の債券を取得する場合で信用のある格付機関のいずれかによりA格以上の格付けを得ている銘柄<中退共給付> 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合で信用のある格付け機関の一からA格以上を取得しているもの<建退共給付、建退共特別給付、清退共給付、清退共特別給付、林退共給付> ②A格未満となった債券の取扱い 必要であれば売却の手段を講じる。	・ 同一の発行体に対する上限の 10%を超えることはなかった。 (4)格付け基準 ・ 債券については、何れの経理においても、格付けが基準を下回ったことによる売却は発生しなかった。
【Ⅲ 委託運用 1 包括信託による委託運用】 (1)受託機関の選定～選定時の審査項目 <中退共給付、清退共給付、林退共給付> (資産運用受託機関) ①組織及び体制、②人材、③運用方針及び運用スタイル・手法、	【Ⅲ 委託運用 1 包括信託による委託運用】 (本資料 P10「2. 運用実績 (3)委託運用のパフォーマンス管理」、および P15「4. 資産運用業務の執行 (2)マネジャー・ストラクチャー見直し(中退共:パッシブ)」ご参照) (1)受託機関の選定～選定時の審査項目 ・ 受託機関の選定については、中退共(給付)、清退共(給付)、林退共(給付)の合同運用部分において、パッシブ運用の受託機関の全面的な見直しを行った。全資産クラスについて実施し、国内債券、

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
④リスク管理体制、⑤事務能力及び運用内容のディスクロージャー 等 (資産管理受託機関) ①組織及び体制、②格付け、③システム対応状況及び事務能力 等 ＜建退共給付、建退共特別給付＞ ①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する 理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システ ム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運 用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績 (2)受託機関の評価～評価項目 ＜中退共給付、清退共給付、林退共給付＞ (資産運用受託機関) 定量評価 時間加重収益率の対ベンチマーク比 定性評価 選定と同じ ＜建退共給付、建退共特別給付＞ 定量評価 時間加重収益率及び修正総合 利回りの対複合ベンチマーク比 定性評価 選定と同じ (3)受託機関の責務及び目標～シェア変更(解約)事由 ①運用の評価結果、②政策的事由(相場変動時の資産構成比の調整 等)、③その他(法令・ガイドライン違反等)	国内株式、外国債券の各資産で各2ファンド、外国株式で1ファンド の採用を決定した。 かつ、契約形態も見直し、従来の単独運用指定包括信託契約か ら、運用と管理を分離し、投資一任契約を結ぶ運用受託機関と、包 括信託契約を結ぶ管理受託機関に分けて委託を行う形に変更する ことを決定した。管理受託機関は4資産共通で1社の採用を決定し た。 (2)受託機関の評価～評価項目 ・ 建退共(給付)の国内株式において、定量評価、定性評価を踏まえ た見直し基準に1社が該当した。 (3)受託機関の責務及び目標～シェア変更(解約)事由 ・ 中退共(給付)、清退共(給付)、林退共(給付)において、評価に基 づく受託機関の増減額はなかった。9月の資産間リバランス実施に あたり、1社を減額し、3社を増額した。 ・ 建退共(給付)において、(2)の基準に該当した1社を減額。ポートフ

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
(4) 受託機関の責務及び目標～資産運用・管理状況の把握 ①定例報告書(毎四半期)、②定例ミーティング(毎四半期)、③その他随時の報告等	オリオ全体のリバランスのため、1社を減額し、3社を増額した。 (4) 受託機関の責務及び目標～資産運用・管理状況の把握 - 運用状況について、中退共(給付)、清退共(給付)、林退共(給付)では4回、資産運用受託機関による報告会を開催した。 - 建退共(給付、特別給付)では、2回、資産運用受託機関による報告会を開催したほか、運用成績が不芳な先については、その都度、報告会を開催した。 - 全経理において、毎月、資産管理受託機関から信託財産の状況に関する報告書等、資産運用受託機関から運用報告書の提出を受けた。
【Ⅲ 委託運用 2 生命保険資産による委託運用】 (2)新企業年金保険(一般勘定) ○選定時の審査項目 ＜中退共給付＞ ①保険金支払能力(含む格付け)、②商品性(利回り、流動性等)③一般勘定で保有する資産の内容 等 ＜建退共給付、建退共特別給付＞ ①格付、②健全性(ソルベンシーマージン比率等)、③保証利率、④配当、⑤事務量 ○評価項目 ＜中退共給付＞ 選定と同じ ＜建退共給付、建退共特別給付＞	【Ⅲ 委託運用 2 生命保険資産による委託運用】 (2)新企業年金保険(一般勘定) ○選定時の審査項目 - 新たな選定は実施せず。 ○評価項目 - 評価において、大きな差異や特段の問題は見られなかった。

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
①財務格付、②ソルベンシーマージン比率、③配当、④事務量 ○シェア変更(解約)事由 ①上記評価結果、②政策的事由(相場変動時の資産構成比の調整等)、③その他(法令・契約違反等) ○資産運用・管理状況の把握 ①定例報告書(半期毎)、②定例ミーティング(半期毎)、③その他随時の報告等	○シェア変更(解約)事由 ・期中にシェア変更は実施せず。 ○資産運用・管理状況の把握 ・定例ミーティングを実施し、運用状況等の把握を行った。
【Ⅲ 委託運用 3 有価証券信託による委託運用】 (1)受託機関の選定～選定時の審査項目 ①組織及び体制、②人材、③リスク管理体制、④事務能力及び運用内容のディスクロージャー、⑤格付け (2)受託機関の評価～評価項目 ＜定量評価＞－受託機関毎の比較評価 ①運用利回り、②貸出稼働率 ＜定性評価＞選定の項目と同じ (3)受託機関の責務及び目標～シェア変更(解約)事由 ①上記評価結果、②政策的事由(相場変動時の資産構成比の調整等)、③その他(法令・契約違反等) (4)受託機関の責務及び目標～資産運用・管理状況の把握 ①定例報告書＜中退共給付は毎四半期、建退共給付は半期毎＞②定例ミーティング＜中退共給付は毎四半期、建退共給付は必要に応じて＞、③その他随時の報告等	【Ⅲ 委託運用 3 有価証券信託による委託運用】 (1)受託機関の選定～選定時の審査項目 ・新たな選定は実施せず。 (2)受託機関の評価～評価項目 ・評価において、大きな差異や特段の問題は見られなかった。 (3)受託機関の責務及び目標～シェア変更(解約)事由 ・期中にシェア変更は実施せず。 (4)受託機関の責務及び目標～資産運用・管理状況の把握 ・定例ミーティングを実施し、運用状況等の把握を行った。

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
【Ⅳ 運用管理体制 1～2】 1 運用体制の整備、充実 (1)資産運用の専門的知識及び経験を有する担当者の配置 (2)資産運用の専門知識を持った人材の育成・確保 2 資産運用企画会議の設置 資産運用に関する重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用企画会議を設置	【Ⅳ 運用管理体制 1～2】 1 運用体制の整備、充実 ・運用調査役・運用リスク管理役を配置。 2 資産運用企画会議の設置 ・中退共 12 回、建退共5回、清退共5回、林退共5回、中建清林合同2回企画会議を開催。

脚注

[資産運用の基本方針の規定]	[解説]
【Ⅰ 基本的考え方 1～3】 (注1) (2)運用の目的	・ 長期的な収益のベースとなる自家運用債券については、ラダー型運用により安定的なキャッシュフローを実現している。 また、自家運用においては、利回りの改善に加え、中小企業の振興という制度の目的等も勘案し、国債以外に地方債、政府保証債、金融債を、満期保有を前提に購入している。 なお、大宗を占める長期国債の金利が再びマイナスになる可能性等

(注2) (3)運用の目標	を勘案し、購入対象商品拡充の可能性について、利回りや信用力のほか、継続的な入手可能性や金融危機発生時の流動性等、様々な観点から検討を継続している。 ・ 委託運用については、短期的な市場変動による運用収益の不安定化を抑制するため、複数の運用受託機関を用いてリスク分散を図っている。 — 平成 30 年度から令和元年度にかけて実施した中退共(給付)、清退共(給付)、林退共(給付)合同運用に係るアクティブ運用のマネジャー・ストラクチャー見直しにおいては、ファンドの運用スタイルについても分散を図る形で採用を行った。 ・ 各経理とも、「必要な流動性」については、自家運用部分での確保を図っている。 具体的には、退職金等の支払に必要な資金フローが、自家運用部分から確実に生み出されるように、市場変動リスクが無い形(満期保有による簿価評価)で、信用リスクも低い債券(国債、政保債中心)をラダー型運用している。 但し、建退共については適切なラダー型運用になっていないことが判明したため、改めて適切な運用戦略について検討し、15 年のラダー型運用を目指すこととなった。 ・ 運用の目標である「中長期的に事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保」できているか否かは、採算利回りと基本ポートフォリ
-----------------------------	---

	オの期待収益率の差異、リスク量(想定損失額)と累積剰余金の水準のバランスによって判断される。例えば、リスク量を大きく上回る累積剰余金を保有していれば、短期的には期待収益率が採算利回りを下回っていても、運用の目標に適っているものと考えられる。 ・ 令和2年度の状況を見ると、中退共(給付)では、シミュレーションの結果、累積剰余金の減少トレンド、累積発生の可能性が示されており、基本ポートフォリオ見直しの必要性が示唆された。 ・ 清退共(給付)、清退共(特別給付)および建退共(特別給付)は、逆ザヤ状態にはあるものの、極めて厚い累積剰余金を抱え、必要な利回りは確保されているものと考えられる。ただし、何れも運用規模が小さいため、運用効率やリスク分散には限界があり、「最低限のリスク」の観点からは改善検討の余地があった。清退共(給付)については、委託運用部分について、今年度から中退共(給付)、林退共(給付)との合同運用を開始した。 ・ 建退共(給付)については、想定損失額が累積剰余金の水準を上回る中、令和3年 10 月の予定運用利回り引下げを織り込んでも、剰余金枯渇の可能性が認められ、基本ポートフォリオを見直す必要性が示唆された。 ・ 林退共(給付)については、累積欠損金が存在する状況にある。新たに累積解消計画が策定され、令和 30 年度の累積解消を見込む。
--	--

【 I 基本的考え方 1 ～ 3 】

＜令和 2 年度における運用方法一覧＞

中退共 (給付)	建退共 (給付)	建退共 (特別給付)	清退共 (給付)	清退共 (特別給付)	林退共 (給付)
国債 地方債 政府保証債 財投機関債 金融債 円貨建外国債 普通預金 指定包括信託 特定包括信託 新企業年金保険 有価証券信託	国債 地方債 政府保証債 財投機関債 金融債 定期預金 普通預金 指定包括信託 特定包括信託 新企業年金保険 有価証券信託	国債 政府保証債 金融債 普通預金 指定包括信託 特定包括信託 新企業年金保険	国債 政府保証債 普通預金 指定包括信託 特定包括信託	国債 普通預金	国債 政府保証債 普通預金 指定包括信託 特定包括信託

＜令和２年度末における運用の内訳＞

構成比%	中退共 (給付)	建退共 (給付)	建退共 (特別給付)	清退共 (給付)	清退共 (特別給付)	林退共 (給付)
委託運用	46.28	37.00	54.79	22.18	—	39.22
自家運用	53.72	63.00	45.21	77.82	100.00	60.78
うち国債	15.27	17.90	1.58	28.38	7.26	8.27
地方債	2.11	1.99	—	—	—	—
政保債	21.46	30.88	34.83	34.16	—	43.28
財投 機関債	0.04	0.43	—	—	—	—
金融債	6.84	5.41	1.27	—	—	—
円貨建 外国債	1.15	—	—	—	—	—
預金	6.85	6.38	7.53	15.28	92.74	9.23

※小数点第２位で四捨五入しているため、構成比の合計が 100%にならないことがある。

【Ⅱ 自家運用 2 基本的な投資スタンス及びリスク管理】

自家運用債券の償還年限別構成比 (構成比：%)

	中退共 (給付)	建退共 (給付)	建退共 (特別給付)	清退共 (給付)	清退共 (特別給付)	林退共 (給付)
令和3年度	10.7	9.5	13.4	8.7	100.0	7.5
4年度	9.7	8.7	13.4	8.7	—	10.0
5年度	9.7	8.0	8.4	8.7	—	7.5
6年度	9.7	10.1	13.4	8.7	—	10.0
7年度	9.8	10.1	12.6	8.7	—	16.3
8年度	9.7	7.9	10.1	8.7	—	11.3
9年度	6.4	8.7	13.4	8.7	—	12.5
10年度	6.4	12.2	12.6	8.7	—	5.0
11年度	6.5	9.0	2.5	13.0	—	20.0
12年度	3.5	1.6	—	8.7	—	—
13年度	3.0	0.5	—	4.3	—	—
14年度	2.4	1.4	—	4.3	—	—
15年度	2.3	1.4	—	—	—	—
16年度	2.1	1.5	—	—	—	—
17年度	2.1	1.4	—	—	—	—
18年度	2.1	1.0	—	—	—	—
19年度	1.8	1.2	—	—	—	—
20年度	1.4	1.3	—	—	—	—
21年度	0.7	4.4	—	—	—	—
22年度	0.0	—	—	—	—	—

※小数点第2位で四捨五入しているため、各経理の合計が100%にならないことがある。

【Ⅲ 委託運用 1 包括信託による委託運用】

令和2年度資産運用・管理委託状況（包括信託）

	中退共 (給付)	建退共 (給付)	建退共 (特別給付)	清退共 (給付)	清退共 (特別給付)	林退共 (給付)
運用を委託している機関数*	26	9 (0)	2 (0)	26	—	26
うち 運用機関	26	9	2	26	—	26
管理機関	2	4	1	2	—	2
運用形式	特化型	バランス型	バランス型	特化型	—	特化型
ファンド数**	30	—	—	30	—	30
うち 内株 A	6	—	—	6	—	6
内株 P	2	—	—	2	—	2
外株 A	6	—	—	6	—	6
外株 P	1	—	—	1	—	1
内債 A	6	—	—	6	—	6
内債 P	3	—	—	3	—	3
外債 A	5	—	—	5	—	5
外債 P	1	—	—	1	—	1
運用シェア変更ファンド数	4	5	0	4	—	4
うち 減額	1	2	0	1	—	1
解約	0	0	0	0	—	0
増額	3	3	0	3	—	3
管理シェア変更機関数	0	0	0	0	—	0
うち 減額	0	0	0	0	—	0
解約	0	0	0	0	—	0
増額	0	0	0	0	—	0
法令違反・運用ガイドライン 抵触事案（件）	0	0	0	0	—	0

* 委託機関・ファンド数は令和2年度末の状況。（ ）内は期中増減数。

** Aはアクティブ運用、Pはパッシブ運用。

【Ⅲ 委託運用 2 生命保険資産による委託運用】

令和2年度資産運用・管理委託状況（生命保険）

	中退共（給付）	建退共（給付、特別給付）
生命保険会社数*	6 (0)	4 (0)
運用・管理シェア変更社数	0	0
うち 減額	0	0
解約	0	0
増額	0	0
法令違反・運用ガイドライン抵触事案（件）	0	0

*社数は令和2年度末の状況。（ ）内は期中増減数。

【Ⅲ 委託運用 3 有価証券信託による委託運用】

令和2年度資産運用・管理委託状況（有価証券信託）

	中退共（給付）	建退共（給付）
資産運用・管理受託機関数*	2 (0)	2 (0)
運用・管理シェア変更社数	0	0
うち 減額	0	0
解約	0	0
増額	0	0
法令違反・契約書抵触事案（件）	0	0

*委託機関数は令和2年度末の状況。（ ）内は期中増減数。

令和3年 6月 24日

令和3年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における令和2年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は143件、契約金額は76.1億円である。また、競争性のある契約は127件(全契約の88.8%)、66.0億円(同86.8%)、競争性のない随意契約は16件(同11.2%)、10.1億円(同13.2%)となっている。

令和元年度と比較して、競争性のある契約に係る件数及び金額は、それぞれ10件増(前年比8.5%増)、22.7億円増(前年比52.5%増)であるところ、当該金額が大幅に増加した主な要因は、おおよそ5年毎に調達を行うセンタハードウェア更改及び保守業務(2件、26.3億円)の増によるものである。

同じく競争性のない随意契約に係る件数及び金額は、それぞれ3件増(前年比23.1%増)、5.3億円減(前年比34.5%減)となっているところ、当該金額が大幅に減少した主な要因は、2年毎に調達を行う「事務所の賃貸借契約(8.3億円)」(昨年度調達)の減によるものである。

表1 令和2年度の勤労者退職金共済機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(47.7%) 62	(69.3%) 40.6	(49.7%) 71	(83.2%) 63.3	(14.5%) 9	(55.8%) 22.7
企画競争・公募	(42.3%) 55	(4.5%) 2.6	(39.2%) 56	(3.5%) 2.7	(1.8%) 1	(1.6%) 0.04
競争性のある契約 (小計)	(90.0%) 117	(73.8%) 43.3	(88.8%) 127	(86.8%) 66.0	(8.5%) 10	(52.5%) 22.7
競争性のない随 意契約	(10.0%) 13	(26.2%) 15.4	(11.2%) 16	(13.2%) 10.1	(23.1%) 3	(△34.5%) △5.3
合 計	(100%) 130	(100%) 58.6	(100%) 143	(100%) 76.1	(10.0%) 13	(29.7%) 17.4

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。

なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一

致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

- (2) 機構における令和2年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は31件(競争性のある契約全体の24.4%)、契約金額は47.8億円(同72.4%)となっている。

令和元年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が増加している(件数は40.9%増、金額は229.2%増)。件数ベースで大幅に増加しているのは、主に電子申請方式の導入や特退共の制度改正に係るシステム改修等(6件、3.5億円)の調達に伴う増によるものであり、金額ベースで大幅に増加しているのは、主におおよそ5年毎に調達を行うセンタハードウェア更改及び保守業務(2件、26.3億円)や中退共電算システムに係るシステム稼働維持保守業務(6.6億円)の増によるものである。

なお、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)及び公募により調達したシステム関係の契約は15件(前年度比6件増)、51.2億円(前年度比20.1億円増)で、そのうち一者応札となった契約は12件(前年度比7件増)、39.8億円(前年度比30.8億円増)となっている。

表2 令和2年度の勤労者退職金共済機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和元年度	令和2年度	比較増△減
2者以上	件数	95 (81.2%)	96 (75.6%)	1 (1.1%)
	金額	28.8 (66.4%)	18.2 (27.6%)	△10.5 (△36.7%)
1者以下	件数	22 (18.8%)	31 (24.4%)	9 (40.9%)
	金額	14.5 (33.6%)	47.8 (72.4%)	33.3 (229.2%)
合 計	件数	117 (100%)	127 (100%)	10 (8.5%)
	金額	43.3 (100%)	66.0 (100%)	22.7 (52.5%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。

なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和3年度においては、以下の

①～③の取組を重点的に実施することにより調達の改善に努めることとする。

- ① 「1者応札・1者応募に係る改善方策について」に基づき公告期間の延長及び十分な履行期間の確保に努める。また、競争参加資格等に過度の制限を設けないよう資格要件の点検を実施するとともに、入札公告を掲載後、資格要件を満たしている業者に対して情報提供を行い入札参加を勧奨する。

- ② 入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、入札辞退届に理由を記載してもらうとともに、聞き取りを実施し改善策を検討する。
- ③ 価格とともに、品質等の要素も評価することが必要と認められた場合においては、総合評価落札方式により調達を行うこととし、この場合、必要に応じ意見招請を実施する。なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立(【 】は評価指標)

随意契約を締結することとなる案件等(※)については、役員及び調達等合理化検討チームに調達の内容等に関する事前説明を行い、会計規程における「随意契約によることができる理由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受ける。

※その他、政府調達手続きが見込まれる案件、前回の同種の入札において一者入札・一者応募となった案件についても、事前説明・点検の対象としている。

【調達等合理化検討チーム等による点検の実績】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 調達に関する相互牽制機能を働かせるため、まず、要求部署が起案文書を作成、調達部署を含めた複数の課を経由し調達の必要性、調達内容等に関してチェックを行い、当該業務担当理事及び総務担当理事までの決裁を得た後に、入札を実施する。
上記決裁が終了し、調達の必要性等が認められたものについては、契約事務担当課が調達に係る原議書とは別に契約に係る原議書を作成し、総務担当理事までの決裁を得た後に、要求部署とは独立して契約事務を進める。
- ② 調達案件のうち、額が大きい等、重要なものについては、理事長まで原議を上げて判断を仰ぐ。
- ③ 要求部署が調達部署による予定価格算定の参考とするために業者から見積りを取る場合には、単価を含む算出根拠についてできるだけ詳細な内訳の提出を依頼し、説明を受けた上で内容の妥当性を精査し、調達部署に情報を提供する。この場合、原則として複数の業者から見積りを取り、内容について比較、分析を行う。なお、情報システム化案件については、要求部署は調達内容及び調達価格の妥当性等について精査する際、必ず CIO 補佐官等によるチェックも受けることとする。
- ④ 調達部署が行う予定価格の算定に際しては、要求部署が徴取した見積り等を基に、内容の妥当性を精査し、参考として予定価格を算定する。
- ⑤ 調達等業務に長期間従事することにより、不正行為の機会となる取引先との癒着等を未然に防止するため、定期的な人事ローテーションを実施する。また、コンプライアンス

スに関する役職員向けの研修や、機構内のリスク管理・コンプライアンス委員会を活用して、調達に係る遵守事項等について周知徹底を図る。

- ⑥ 決裁文書の内容を決裁終了後に修正する場合は、修正を行うための決裁文書を起案し、改めて決裁を得る。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討チームにより調達合理化に取り組む。

総括責任者：総務担当理事

副総括責任者：総務部長

メンバー：総務課長及び総務課長が指名する職員

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、競争性のない随意契約及び一者応札・応募に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

また、契約監視委員会における指摘事項については、関係部署のみならず機構全体へ周知・徹底を図る。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。